

経済産業省資源エネルギー庁委託

核開発問題をめぐるイラン・米国関係が  
イラン並びにペルシア湾岸諸国の安全保障に  
及ぼす影響に関する調査

2006年3月

財団法人 日本エネルギー経済研究所  
中東研究センター

## はしがき

本報告書は、平成17年度に経済産業省資源エネルギー庁から当研究所に委託された、石油産業体制調査委託事業(核疑惑問題をめぐるイラン・米国関係がイラン並びにペルシア湾岸諸国の安全保障に及ぼす影響に関する調査:略称「イラン核問題に関する調査研究」)をとりまとめたものである。

2003年秋以来、にわかに国際社会の注目を集めるに至ったイランの核疑惑問題は、石油エネルギーの供給源としてペルシア湾岸に対する依存率が8割を超える我が国にとって、重要な関心事である。また、米国との同盟関係重視の姿勢に基づき隣国アフガニスタン及びイラクで復興支援に取り組んでいる観点からもこの地域の動静に無関心であるわけにはいかない。

このような問題意識に基づき、本調査では、イラン核疑惑の現況と新大統領の下での展開、関係各国の外交努力とその見通し(特に米国の対応とイランの反応)、アラブ世界とペルシア湾岸諸国に対する影響波及の可能性、我が国のエネルギー安全保障の観点からの留意事項等について調査分析を行い、深刻化する事態への対処の方策を検討するための材料とすることを目的とした。

調査にあたっては、これに従事した所外の専門家、特に、今井隆吉氏((財)世界平和研究所 研究顧問)、須藤繁氏((財)国際開発センター エネルギー・環境室 主任研究員、第10章担当)、古川勝久氏((独)科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 研究員、第3章担当)には貴重な意見と貢献をいただき、また、調査の全体を通じて、資源エネルギー庁石油部石油・天然ガス課にはさまざまなご協力と助言をいただいた。ここに関係者に厚く御礼を述べる次第である。

平成18年3月

財団法人 日本エネルギー経済研究所  
理事長 内藤正久

# 目 次

第 1 章 序論	1
第 2 章 イランの核開発活動の系譜とその「疑惑」	3
2-1 古典的な批判	3
2-2 疑惑の発現	6
2-3 疑惑の所在	8
2-4 おわりに	13
第 3 章 欧米から見たイラン核問題の状況について	15
3-1 イランの核計画に関する米国政府のインテリジェンス評価	15
3-2 イランの核兵器開発の問題	18
3-3 イラン核問題とテロ組織の動き	20
3-4 イラン核・ミサイル開発の歴史的経緯	21
3-5 イランの核開発の意図	27
3-6 米国政府のイラン核政策に対するポジション	28
3-7 今後の見通し	29
第 4 章 核問題をめぐるイラン国内の動き	35
4-1 イラン国内における核問題の位置づけ	36
4-2 ロウハーニ書簡に見るイラン体制首脳部の認識	39
4-2-1 イラン現体制による核問題の認識	39
4-2-2 イラン現体制による核問題への対処方針	40
4-3 核問題をめぐるイラン国内各派の動向	41
4-3-1 体制の方針転換発表前後（2005年7/8月）の国内の動き	41
4-3-2 アフマディネジャード新政権のつまずきと穏健派の盛り返し	44
4-3-3 11月のIAEA定例理事会を受けての強硬派の地位浮上	46
4-4 おわりに	47
第 5 章 欧州諸国による対イラン交渉とロシアの提案	49
5-1 欧州諸国の関与に至る経緯	49
5-2 対欧州交渉の推移	50

5-3	ロシア提案の出現	57
5-4	今後の見通し	59
第6章	イスラームの核——アラブ・スンニ派の視点——	61
6-1	イランの核開発とアラブの世論	62
6-2	アラブ諸国と大量破壊兵器	63
6-3	イスラームの爆弾	68
6-4	核開発の前科	69
6-5	疑惑の国	71
6-6	イスラームと核兵器	74
6-7	ジハード主義と核兵器	77
6-8	おわりに	79
第7章	イラク戦争後のイラク情勢とイラン・米国関係緊迫化を巡る動向	81
7-1	イラク戦争後の米国・イラク関係	81
7-1-1	イラク戦争と戦後統治	81
7-1-2	イラク統治政策の転換	82
7-1-3	イラク民主化計画の進展状況	83
7-1-4	米国からシーア派への働きかけ	84
7-1-5	シーア派内の新たな動き	85
7-2	イラク戦争後のイラン・イラク関係	85
7-2-1	亡命シーア派政党の動向	85
7-2-2	シーア派民兵組織への支援	86
7-2-3	宗教面での関係	86
7-2-4	国交関係の緊密化	87
7-3	イラン・米国関係の緊迫化とイラク情勢	88
7-3-1	イランの外交努力	88
7-3-2	イラクの国益	88
7-3-3	イラクの立場と期待される方向	89
第8章	UAE、イラン関係の現状と展望	91
8-1	三島問題	92
8-1-1	三島問題の経緯	92
8-1-2	UAE側の主張	94
8-1-3	イラン側の主張	95
8-1-4	結論	96

8-2	近年の中継貿易の状況	97
8-3	イランからの天然ガス輸入の背景	99
8-4	UAE、イラン関係の近況と今後の展望	101
第9章	米務省プログラムとイランとの接点拡大：知識集約的な政策形成	103
9-1	務省の新しい対イラン政策の背景	103
9-2	新政策の骨子	104
9-3	務省によるイニシアチブ奪取	105
9-4	知的集約的な政策形成の意義	106
9-5	新政策の活用のための諸提言	107
9-5-1	政策形成に対する「その場しのぎの解決策」や「イデオロギー色の強いアプローチ」をやめ、戦略や知識集約的なアプローチを重視すること	107
9-5-2	権威があり、米国とイランの両方にとって有益なイラン研究を行ってきた実績があり、知名度の高い大学、シンクタンク、そして個人と協力すること	108
9-5-3	これまでの提言にもとづき、全米及び海外におけるイラン研究の範囲及び規模を拡大するための包括的な戦略を立案すること	109
9-5-4	新設されるイラン対策室が以上のような、あるいはこれ以外の新たに形成されつつある情報源と接触を保つこと	110
9-5-5	「反対勢力の育成」にとどまらない人的資本開発を重視すること	110
9-5-6	知識の双方向の流れを生み出すこと	110
9-5-7	歴史的に不正確な主張に反論すること	110
9-5-8	国外にいるイラン人を最適な方法で活用すること	110
9-5-9	引き続き長期戦略に重点を置くこと	111
9-5-10	知識の普及に重点を置き、その際に量よりも質を重視すること（それ以外の問題は情報技術で解決できる）	111
9-5-11	翻訳の重要性	111
9-5-12	務省が過剰に介入しないこと	111
9-6	おわりに	111
第10章	イラン核開発の帰趨の国際石油情勢に及ぼす影響	113
10-1	2006年に入ってから展開	114
10-2	これまでの石油供給途絶事態とその収束要因	116
10-3	現在の余剰産油能力	119
10-4	イラン原油の供給先	121

10-4-1	イラン原油輸出先	122
10-4-2	主要国のイラン原油への依存度	122
10-5	国連安保理による経済制裁措置が発動された場合の影響	122
10-5-1	原油輸入に対する影響	123
10-6	おわりに	123
第 11 章	結論	125
11-1	イランの行動について	125
11-2	国際社会の対応について	126
11-3	我が国の対応とエネルギー安全保障	127
資料 1	イラン・イスラーム共和国における NPT 保障措置協定の実施状況	129
資料 2	IAEA がイランから受け取った 2005 年 8 月 1 日付通告書	143

第 1 章  

---

序 論

## 第1章 序論

イランの核開発に関する疑惑が国際社会において重大なる懸念を以て取り上げられるようになってから、早くも3年あまりが経過した。しかしながら、その間、査察を中心とした一連の解明作業がイランの同意と協力の下で執り行われ、同時に、イランによる信頼醸成のための自発的措置も採用されたものの、単に疑惑の解明が進まなかったばかりではなく、2005年夏以来、状況は急速に悪化し、それに従って緊張も高まっている。IAEAの査察チームが採取したサンプルの科学的検証、IAEA事務局長による経過報告、IAEA理事会での審議などは、結果としてイランの過去から現在に至る核開発計画の意図を明確に示すことができないままに終わっている。

一方、その間に国際社会がイランに対してかけ続けている圧力は、イラン国内で一部勢力の強い反発を招き、ハータミ政権下でイラン政府が目指して来た問題の軟着陸路線に変化をきたした。特に、イランと米国を軸とする核疑惑問題を通じた緊張状態の発生及び悪化は、強硬派として知られるアフマディネジャード大統領の誕生を間接的にもたらし、政権交代以降、いっそう緊迫度を高めるに至っている。その間に、イランは欧州の英独仏3カ国(通称「ユーロ3」)を相手に約束した信頼醸成措置を取りやめ、NPTで保証された権利として、ウラン燃料濃縮技術の確立に向けた調査・研究活動を再開し、ついには、本格的に遠心分離器の直列接続並びにその試験運転及び実証実験を用意するところまで来ている(2006年3月22日現在)。

イランは、欧州諸国との間で、打開に向けた協議を続けていた時期もある。相互不信の壁を乗り越えることができないままイラン・欧州協議が頓挫すると、今度はロシアが仲介役を買って出るようになった。しかしながら、権利の獲得に関して妥協する姿勢を見せないイランと、拡散の危険性を察知してこれを未然に防ぐため、イランによる燃料濃縮・再処理活動を容認するわけにはいかない欧米及び国際社会との間に、「中間点」や「妥協点」は存在しない。それ故に、交渉継続による小康状態の創出は可能であるとしても、いずれかの側が基本的スタンスに関して大幅に譲歩しない限り、外交交渉による抜本的な状況改善が困難を極めることは明白であり、また、実際にそのとおりのこととなった。

現在、政権二期目に入ったブッシュ米大統領の対イラン政策の行方とも相まって、国際社会によるイラン核問題の取扱いとその結果は、ペルシア湾岸地域を取り巻く国際環境に大きな影響を与え、さらにはNPT下の不拡散体制の将来を左右することとなる。特に、アラブ諸国を含む、第三世界における核開発の意欲を誘発しかねない問題でもある。緊張や物理的衝突の発生は、ペルシア湾の南岸に位置するGCC諸国に対しても政治、経済、エネルギー生産、社会、宗教の観点から動揺を及ぼす可能性があり、米軍基地の存在もあって各国は決して対岸の火事として片づけられる問題ではない。これは、地域周辺国のみならず、この一帯にエネルギー供給を依存する東アジア、とりわけ日本にとっても重大な関心事である。ペルシア湾岸地域に対する原油依存率が8割を超え、同地域の

天然ガス供給源としての役割が拡大している中、我が国として予め想定しなければならない事態があることは自明である。

このような状況に鑑みて、本調査では、イランの核疑惑の性質に焦点を当てながら、それを増幅しているイランの不透明な対応ぶりを整理し、この問題との間で少なからぬ相互作用を及ぼし合うに至ったイランの国内対立に目を向け、周辺国情勢への波及を踏まえながら、問題の行方と、世界及び我が国にとってのエネルギー安全保障への影響を論じることとした。

そのために、まず、欧米から多くの批判を突きつけられてきた1990年代からの「疑惑」について振り返り(第2章)、これが実際の軍事転用疑惑として懸念されている現況を踏まえ(第3章)、この問題へのイラン国内の対処と方針をめぐる動きについて分析し(第4章)、外交的解決のための努力として進められてきた欧州諸国及びロシアの仲介について論じる(第5章)こととする。次いで、湾岸地域及び中東全域に及ぼす影響を知る上で、アラブ・スンニ派の受け止め方を紐解き(第6章)、事態の深刻化によってもっとも影響が及ぶと想定されているイラク情勢について考察し(第7章)、イランと経済関係の深いUAEについて整理した(第8章)。さらに、最近、米政府によって提唱されたイランとの接点の拡大に関するプログラムとその効果について評価を加え(第9章)、対イラン禁輸措置などが国際石油情勢に及ぼす影響について推定した(第10章)。

なお、巻末に、イランの立場と国際社会の懸念のそれぞれを理解するための参考資料として、イランによるNPT保障措置協定の実施状況に関する最新報告(2006年2月26日付)と、自発的停止措置を見直すに至った経緯が詳述されているイラン政府の対IAEA通告書(2005年8月1日付)を添付した。

## 第 2 章

---

イランの核開発活動の系譜とその「疑惑」

## 第2章 イランの核開発活動の系譜とその「疑惑」

イランの核兵器開発に関する「機密情報」の暴露や報道は、決して新しい出来事ではない。むしろ、1990年代を通じて、このような批判は常に存在してきたものとも言える。こうした疑惑が常態化する中、真偽の分からない情報があまりにも多く錯綜することで、情報の著しい混乱が生じ、結果として、イランにまつわる疑惑の根底に潜む問題の本質が見失われがちとなる。

そこで、本章では時間軸に沿って、2002年夏の具体的な疑惑の発現に至るまでの流れを追いながら、疑惑の性質の掌握に努めることとする。

### 2-1 古典的な批判

1993年に誕生したクリントン米政権は、イスラーム共和国体制下のイランを大量兵器の開発もしくは取得を目指す「ならず者国家」(rogue state)と見なし、湾岸戦争で生き残ったサッダーム・フセイン体制下のイラクと併せてその封じ込め(dual containment)を志向した。湾岸戦争によってイラクの脅威から解放されたイスラエルも、時期を合わせるように、イランの秘密軍事プログラムの遂行に関する種々の疑惑を指摘しだした。その際、イスラーム革命以前に遡るイランの地域覇権主義に加え、革命後の強硬な反イスラエル政策が核武装の動機付けの説明にもっぱら援用された。

イランが核武装する場合に、もっとも容易な道であると、当時、米国などが想定したのが、ソ連邦崩壊後、政治・経済的な混乱に陥った中央アジア諸国等からの核兵器、核弾頭、核分裂物質などの入手及び核技術者のリクルートである。核物質の闇取引に関しては様々な情報が流布し、その中にはイランが戦術核弾頭を複数個入手したと指摘する報告<sup>1</sup>さえも存在した。このような疑惑の真相については検証されていないが、仮にイランが指弾されたような件に関して成功を収めていたならば、10年余りを経た現在のイランの核保有は既成事実とみなさなければならない。しかしながら、イランに未だに核兵器の保有はおろか、その開発の意図を認める動きもなく、むしろ核兵器開発に関する懸念が現在進行形で欧米から寄せられている現状と照らし合わせると、当時の情報の信憑性は必ずしも高くなかったこととなる。

次に、米国は、ロシアが完成工事を請け負ったブーシェヘル原子力発電所に非難の矛先を向けた。当時のゴア・チェルノムイルディン委員会を通じ、再三再四に亘ってロシアに工事断念を働きかけたのである。しかしながら、図表2.1に見るように、イランは、NPTを1970年に批准し、ブーシェヘル原発を含む申告諸施設に対するIAEAの保障措置を受け入れ、対IAEA協力で実績を重ねていた。

---

<sup>1</sup> Kenneth R. Timmerman, "Weapons of Mass Destruction: The Cases of Iran, Syria, and Libya," A Simon Wiesenthal Center Special Report from *Middle East Defense News*, August 1992.

湾岸戦争後、やはりNPTの締結国であったイラクにおける核兵器開発の秘密プログラムの存在が明らかになったとはいえ、民生用発電プラントの建設を核兵器開発に対する懸念から断念させるべく動いた米国に対して、イランのみならず、事業を請け負ったロシアまでもが反発を強めたのは当然のことである。特に、ロシアが建設を請け負った軽水炉は、米国などがKEDOを通じて北朝鮮に供与を約束したものと基本的に同型であり、中止圧力は露骨な二重基準の適用に映った。

図表2.1 イランにおける原子力活動小史(～1994年)

1957年	米・イラン民生原子力協力合意締結
1968年	イラン、NPTに署名
1970年	イラン、NPTを批准
1974年	イランの保障措置が発効
	イランは燃料濃縮施設建設のため、仏Eurodifコンソーシアムへ10億ドルの融資を実施 独KWU社がブーシェヘル原子力発電所建設工事を受注
1979年	イラン革命によってEurodif社などへの出資を停止
	工事費の未払いなどを理由にKWU社がブーシェヘル工事を中断
1986年	イランはEurodif社清算で仏と合意
1992年	イランはロシアとの間で原発建設に関する合意書などを締結
1993年	イランは中国との原子力協力協定を締結
	ブーシェヘル商談が活発化
1994年	ロシアがブーシェヘル軽水炉建設を請け負う

出所:各種資料を下に作成。

ブーシェヘル原発に強い疑念を示した米国の対応の中心に位置するのは、民生用核技術の確立が軍事転用への道を容易にするという懸念である。これに対して、イランは、疑惑の否定を、(1)疑惑そのものが政治的意図を持ったネガティブ・キャンペーンに過ぎず、(2)民生用エネルギー源としての核の平和利用の基本方針は明確であり、(3)国防戦略の観点から見た核兵器など大量破壊兵器(WMD)の不要性に加え、(4)宗教上の禁忌(ハラーム)との信念に鑑みて、(5)むしろ、地域安全保障政策としての中東非核地帯構想の提唱する、という論陣を張った。双方の主張は、完全に平行線をたどったのである。

この米国の主張を受け入れるとすれば、原子炉を稼働させているすべての国に等しく当てはまる潜在的な拡散の脅威に対処しなければならなくなる。これは、イランの主張を代弁するまでもなく、核保有国以外の国々を対象に一様に提起されるべき問題でもある。執拗に民生用原子炉を問題視した米国の対応は、「逆行国家」(backlash state)をねらい打ちした恣意性が否めず、後述するように、結果として、イランに核問題の政治性を感じさせることとなった点は、過小評価できない。

図表2.2 イランによる核技術取得の動き(1988～91年)

1988 - 89年	南アフリカより「大量」の天然ウラン塊の搬送を受ける(報道)	
1988年	パキスタンがウラン濃縮への技術支援でイランと合意(報道)	
	アルゼンチンからの濃縮ウラン購入計画がIAEAの反対によって頓挫	
1989年	サーガンドのウラン鉱脈開発を計画。余剰分の輸出を検討(報道)	
	ブーシェヘル原発工事の完成に向け、アルゼンチン・西ドイツ・スペインからなる企業連合と協議	
	在米イラン人2名がオシロスコープの対イラン不正輸出で逮捕される 西ドイツ企業がイランに対して核関連器材を不正輸出(報道)	
1990年	TNRCがロシア及びパキスタンから「枢要な組み立て能力」の伝授を受ける(報道)	
	イランとロシアが原子力協力協定を締結	
	イランと中国が軍事・科学協力協定を締結 パキスタンがイランに対してプルトニウム製造炉の建設を支援(報道)	
1991年	シャリーフ工科大学がUF6製造に必要な器材を発注。英はこれを察知して、阻止	
	中国がイランにサイクロトロンを売却	
	中国がイランに27kwの研究炉を売却	
	中国人技術者がDarkhovinにおいてウラン濃縮器材を納入(報道)	
	パキスタンからウラン精錬技術を導入(報道)	
	Mehdi Chamran氏がカザフスタンを訪問し、核技術者と協議(報道)	
	イランがウラン濃縮技術の獲得を活発化(報道)	
	イランとインドが核技術者の交流を実施	
	イランとメキシコが原子力協力協定を締結	
	米、中国とパキスタンをイランの核兵器開発支援で非難	
	MKO、イランが核兵器計画のために1年間に2億ドルを拠出したと発表(報道)	
	中国の李鵬首相、Darkhovinとブーシェヘル原発の完成支援でラフサンジャーニ大統領と合意(報道)	
	ブラジルがブーシェヘル原発工事の完成に関心(報道)	
	イラン代表団が核及びミサイル技術導入のため、中国と北朝鮮を訪問(報道)	
	米衛星写真がイスファハンにおける大規模プルトニウム製造炉の建設と中国人技術者の活動を察知	
	イランとキューバが核技術の情報交換で合意	
	イランがインドに対して重水炉建設への支援を要請	
	イランがカザフスタンから戦術核弾頭5発を購入(報道)	
	中国がイランに対してウラン濃縮器材を提供(報道)	
	MKO、イランとパキスタンによる50億ドル規模の核兵器共同開発を報告(報道)	
	米国の圧力により、インドが10mwの研究炉建設を断念(報道)	
	中国がDarkhovinに小型原子炉及びウラン濃縮器材を設置(報道)	
	米国の圧力により、中国が27mw原子炉の供給を断念	
	イスラエル、パキスタンの支援によってイランが2000年までに核爆弾を製造すると主張(報道)	
	インド外相、イランに対する10mw原子炉の供与を約束	
	ブラジルがブーシェヘル原発工事の完成に対する関心を否定(報道)	
	アルゼンチンがイランへのhot cell売却を検討(報道)	
	米国は、アルゼンチンに対してイランへの器材及び技術供与をやめるよう説得(報道)	
	米インテリジェンスは、イランがこれまでに核兵器2つないし3つ分の製造に必要な器材をほとんどすべて入手したと確信(報道)	
	イランがカザフスタンから行方不明になった2発の核弾頭を入手(報道)	
	1991 - 92年	イランが旧ソ連諸国から核科学者をリクルート(報道)

出所:Nuclear Threat Initiativeを下に作成。

一方で、ブーシェヘル原発完成に向けた努力とは別個に、イラン及びそのエージェントと見られた機関が採った行動の中には、すでに疑惑を招く性質のものが散見された。その代表的な例として後に知られるようになったのが、大量の核分裂物質を保有していたカザフスタンのUlba Metallurgical Plantへの「イラン人」の訪問<sup>2</sup>である。また、ブーシェヘル原発工事契約に付帯した、ロシアによるウラン濃縮設備の建設契約も、この範疇に含まれる行動である。この事例からも明らかなように、イランによる濃縮設備の建設及び必要な両用技術の入手に関する試みは、90年代半ばまで盛んに行われた形跡が認められる。

しかしながら、1990年代を通じての一連の批判や非難は、両用品の調達をめぐる真の意図を突き止めることや、情報の信憑性を補完する材料が必ずしも提示されてこなかった点で、最終的には「状況証拠」の域を超えるものとはならなかった。また、IAEAによる累次の通常査察も、平和利用目的を唱えるイランの主張に、結果として「お墨付き」を与えることとなった。しかしながら、後に明らかになるように、イラクや北朝鮮の場合と同様に、イランはこの当時、すべての核活動を申告していたわけではなかった<sup>3</sup>。

## 2-2 疑惑の発現

いま問題視されているイランの核開発疑惑は、具体的な証拠を示し得なかった時代の疑惑とは性質を異にしている。問題発覚の端緒は、2002年夏の出来事にある。イランの在外反体制派の連絡協議会(ただし、その実体はMKO)である「国民抵抗評議会」(National Council for Resistance)は、ナタンズ及びアラークの重要施設の存在をワシントンで開いた記者会見で暴露<sup>4</sup>、イランによる未申告活動の存在を、初めて、かつ具体的に指摘したのである。

図表2.3は、NCRの記者会見以前に相当する、2002年9月までにIAEAが保障措置の対象としていた申告済み施設の一覧である。換言すれば、その当時、IAEAが「存在を知らされ、アクセスを許されていた」施設ということとなる。

この一覧から該当サイトが欠落していることはもちろんのこと、ナタンズの燃料濃縮プラント及びアラークで建設が進められていた研究用重水炉に関連する活動の存在をうかがい知ることはできない。

イランは、2003年2月にテヘランを訪れたエル・バラダイIAEA事務局長に対して、パイロット・プラントを含むナタンズの2施設及びアラークの重水製造プラントの建設計画を認めるに至った(図表2.4参照)。続いて、同年5月にはアラークの研究用重水炉建設計画を開示した。その間にIAEAは、イランに査察団を累次派遣するとともに、質問書を提出し、イランに情報開示を促した。

<sup>2</sup> David Albright, “An Iranian bomb?”, *The Bulletin of the Atomic Scientists*.

<sup>3</sup> イラク及び北朝鮮と異なり、2006年3月現在、イランによる軍事転用は確認されていない。

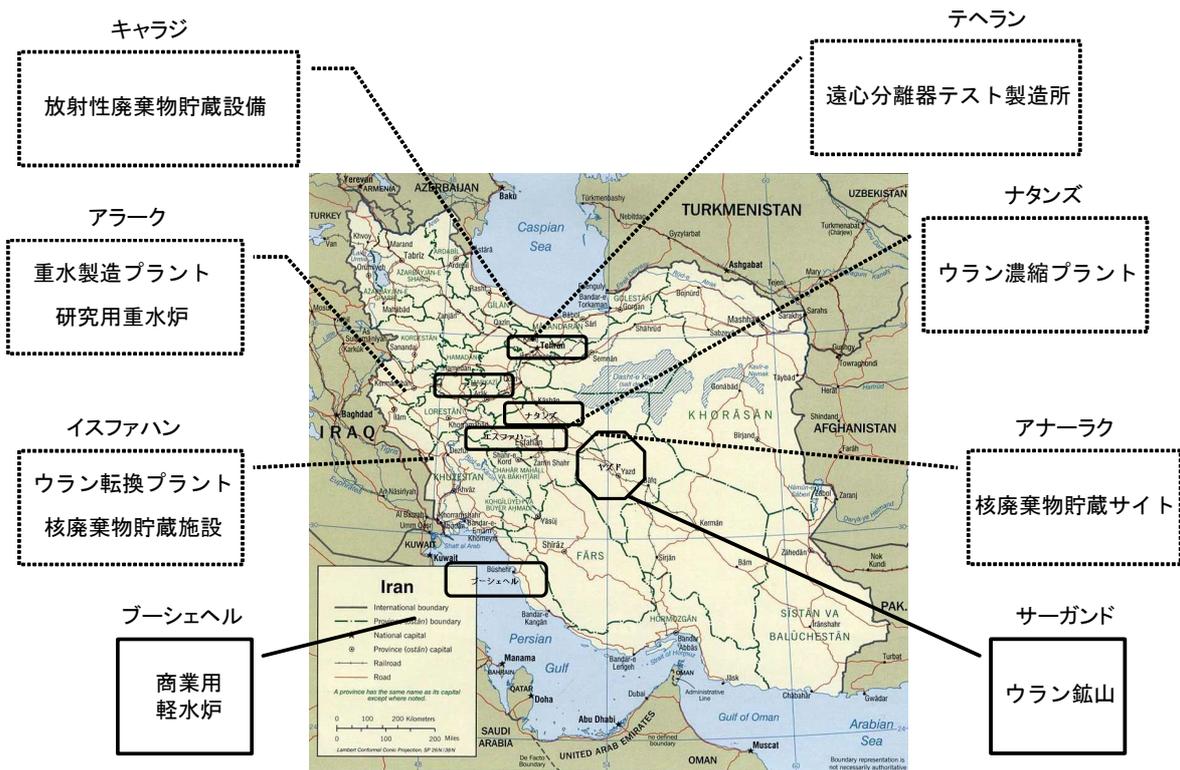
<sup>4</sup> Information on Two Top Secret Nuclear Sites of the Iranian Regime’s Nuclear Program (Natanz & Arak), The National Council of Resistance of Iran, US Representative Office, August 2002.

図表 2.3 IAEA 保障措置下の核施設(2002 年 9 月まで)

所在地	施設名
テヘラン	テヘラン研究炉
テヘラン	放射性同位元素製造施設
ブーシェヘル	ブーシェヘル原子力発電所
イスファハン	Miniature Neutron Source Reactor (MNSR)
イスファハン	Light Water Sub-Critical Reactor (LWSCR)
イスファハン	Heavy Water Zero Power Reactor (HWZPR)
イスファハン	燃料製造試験所
イスファハン	ウラン化学試験所
イスファハン	ウラン転換施設 (UCF)
イスファハン	Graphite Sub-Critical Reactor (GSCR)

出所:IAEA。

図表 2.4 イラン国内にある IAEA 保障措置下の主な核施設(2005 年)



2003年6月までに追加申告された施設(図表2.5)、さらにはそれ以降から同年11月までの新規申告施設(図表2.6)を並べてみる。核燃料サイクル確立<sup>5</sup>に関して重要な施設が、矢継ぎ早に申告されていく様子を読み取れる。なお、この申告すらも、イラン側の自発な協力に基づいて行われたとは言

<sup>5</sup> イランは、2002 年 9 月に、ハッターズィ外相(当時)がエル・バラダイ事務局長に対して核燃料サイクル確立の意図を伝達済み。

い難い状況にあった。従来の申告や情報との間で整合性が取れない様々な物証や状況証拠を眼前にして、ようやく申告や開示に応じたのである。

図表2.6 IAEA保障措置下の核施設(2003年6月時点での申告分)

所在地	施設名
テヘラン	ジャブル・イブン・ハヤーン多目的試験所(JHL)
イスファハン	燃料製造プラント(FMP)
ナタンズ	燃料濃縮パイロット・プラント(PFEP)
ナタンズ	燃料濃縮プラント(FEP)
アラーク	イラン核研究炉(IR-40)

出所:IAEA。

図表2.7 IAEA保障措置下の核施設(2003年6月以降、11月までの申告分)

所在地	施設名	設備名或いは用途・現況
テヘラン	テヘラン核研究センター	核廃棄物処理設備(WHF)
テヘラン	カーラー電気会社	濃縮パイロット設備(解体済み)
キャラジ	放射性廃棄物貯蔵設備	(一部稼働)
ラシュカル・アーバード	ウラン・レーザー濃縮パイロット・プラント	(解体済み)
アラーク	放射性同位元素製造用ホットセル設備	(設計初期段階)
アラーク	重水製造プラント(HWPP)	(建設中)
アナーラク	核廃棄物貯蔵サイト	(稼働中)

出所:IAEA。

核不拡散において重要視される透明性の確保に関して言えば、一つの疑問に対するイラン側の回答が新たな疑問を生むという、「負の連鎖」が認められ、状況は極めて深刻であった。このため、イランに対するIAEA及び国際社会の信頼感が著しく後退したことは否めない。イランとしても、その影響をじゅうぶんに認識しなければならないはずであった。

## 2-3 疑惑の所在

2002年夏からの本格的な疑惑の性質を理解するため、それを内容別に整理した。それによって、以下の4つの分野に関する不透明さが確認できる。

- (a) 未申告活動の存在(保障措置への違反行為)
- (b) 物理的な「証拠」の顕在化
- (c) 整合性及び透明性の欠如
- (d) 疑惑を招くか、いっそう深めるようなイランの行動

(a)に関しては、未申告での核分裂物質の輸入や、それを用いた種々の実証実験が中心に位置する(図表2.8)。このような隠匿された活動の存在を示唆するのが、IAEAによる(b)の物理的な「証拠」の発見である(図表2.9)。ここに至って、イランの自発的な申告を通じて問題が解消される場合もあるが、(c)に見られるように、説明が一貫しないために不透明性が払拭できない部分が残る(図表2.10)。高濃縮ウランの出所及びP-2型遠心分離器に関する情報<sup>6</sup>などがこれに相当する。

これらは、エル・バラダイ事務局長がIAEA理事会に提出した報告書<sup>7</sup>において、義務違反として明確に指摘した問題である。技術的な側面から見た、疑惑の根幹を形成している部分である。

図表2.8 発覚した未申告活動

1981年から1993年	ウラン転換実験を実施
1985年	遠心分離濃縮計画を開始(器材は外国由来)
1987年	第三国の仲介者による売り込み提案(提案には分解されたサンプル遠心分離器の他、「完全なプラント」のための設計図、仕様書、計算書、2000筒の遠心分離器の素材が含まれる)
1988年から1993年	7kgのUO <sub>2</sub> に放射線を照射し、その後、少量のプルトニウム抽出を実施
1990年代初頭	劣化UO <sub>2</sub> を用いたウラン転換実験を実施
1991年	中国からUF <sub>6</sub> を1000kg、UF <sub>4</sub> を400kg、UO <sub>2</sub> を400kg輸入
1991年から2000年	金属ウラン30kgを使用し、レーザー濃縮実験を実施(設備は2003年5月に解体)
1994年	「核の闇市場」からP2型遠心分離器の設計図を入手。国産ローターを含む機能テストを実施
1995年	プルトニウム抽出実験を実施
1998年	プルトニウム抽出実験を実施
1998年から2002年	Kala Electric社で1991年に輸入した1.9kgのUF <sub>6</sub> (当初は漏出と説明)を用いて遠心分離器のテストを実施
2000年	UF <sub>4</sub> を金属ウランに転換
2000年	Lashkar Abadにレーザー濃縮のパイロット・プラントを建設
2002年10月から2003年1月	未申告で1994年に輸入した金属ウラン22kgを使用してレーザー濃縮実験を実施
2003年	P1型遠心分離器を査察から隠匿するため、器材をKala Electric社からPars Trash社へ移送
2003年6月	P2型遠心分離機の部品製造を請け負っている民間企業が作業終了後、すべての器材をKala Electric社からP1遠心分離機を隠すために保管されたのと同じPars Trash社に移送
2004年9月から10月	イスファハンUCF工場の北側で、トンネルの掘削を実施

出所:IAEA資料をもとに作成。

<sup>6</sup> 濃縮効率の高いP-2型遠心分離器に関する情報提供を怠ったことに関して、イラン側はあくまでも意思疎通上の問題と釈明している。一方、IAEAは、この計画に多大な関心を寄せ、これに関するイランの活動について中心的に追及している。

<sup>7</sup> Implementation of the NPT safeguards agreement in the Islamic Republic of Iran: Report by the Director General, GOV/2003/40 (6 June 2003), GOV/2003/63 (26 August 2003), GOV/2003/75 (10 November 2003), GOV/2004/11 (24 February 2004), GOV/2004/34 (1 June 2004), & GOV/2004/60 (1 September 2004).

図表2.9 発見された「物証」

発見時期	内容
2003年6月	ナタンズで採取した環境サンプルから高濃縮ウランが出現
2003年7月	劣化したUF4を検出
2003年8月	カーラー電気会社で採取した環境サンプルから、高濃縮及び低濃縮ウランが出現
2004年1月	IAEAの照会に対して、1995年に入手したP-2型遠心分離器設計図を提示
2004年1月	Faranyand Technique社で採取した環境サンプルから、高濃縮及び低濃縮ウランが出現

出所:IAEA資料を下に作成。

図表2.10 整合性及び透明性欠如の事例

当初の説明	後の説明(不透明な箇所)
5年前に始まった研究・開発を通じて、計算モデルとシミュレーションを下に遠心分離器を製造中。核分裂物質を使用した実証実験は未実施。	濃縮計画は1985年に開始され、1987年には海外の仲介者から遠心分離器の設計図及び部品を入手。核分裂物質を使用した実証実験は未実施。
カーラー電気会社では遠心分離器の組み立てを実施。1.9kgのUF6が漏出によって喪失。	カーラー電気会社における遠心分離器を使った濃縮実験で消費。
輸入天然ウランを使った転換実験は未実施。	1990年代に転換実験を実施。
革命前に輸入され劣化ウランのうち、7kgがエスファハーンの燃料製造試験所におけるプロセスで喪失。	7kgの劣化ウランに放射線を照射し、プルトニウムを製造・分離。設備は1992年に解体済み。
アラーク研究用重水炉の用途は放射線治療。	本来は必要不可欠なhot cellの設置を断念した旨通告。
金属ウランは遮蔽のために製造。レーザー濃縮活動は未実施。	金属ウラン30kgを用いたレーザー濃縮実験を実施。ランジュカルアーバードの設備は2003年5月に解体済み。
高濃縮及び低濃縮ウラン汚染は、輸入器材に由来。	(高濃縮及び低濃縮ウラン汚染は、輸入器材に由来)
2003年10月21日付書簡にて、すべての情報をIAEAに提供済み。	(その後、申告漏れとして、1995年に入手したP-2型遠心分離器の設計図を提出し、P-2型遠心分離器用にマグネットを輸入したことを認める。エスファハーンのFarayand Technique社とテヘランのPars Trash社がカーラー電気会社の関連施設であることが発覚。)

出所:IAEA資料を下に作成。

(c) のイランの一貫性を欠いた説明ぶりを示すにあたっては、革命記念日の到来とエル・バラダ伊事務局長の訪問を間近に控えて行われた、2003年2月9日のハータミ大統領(当時)の演説が端的な例となる。

図表2.11 2003年2月9日のハータミ大統領発言の要点

ヤズド州サーガンドの天然ウラン鉱脈を開発
天然ウランを、国内技術に基づいて独力で完成させた、イスファハンおよびケルマーンなどに建設中のプラントで精錬、転換、濃縮し、核燃料を製造
使用済み燃料の再処理も国内施設で実施
この燃料濃縮計画はブーシェヘル原発とは無関係

出所: Iran, February 9, 2004.

この発言に見るように、ハータミ大統領は、完全な国産技術による核燃料サイクル確立に関する計画を公式に発表した。しなしながら、数カ月後にはその信憑性が疑われる事態となり、最終的に、イランは、「核の闇市場」を通じた技術と器材の調達を認めることとなった。その後、濃縮燃料の用途に関する関係者の発言にもぶれが生じており、いまではブーシェヘル原発で燃やすことが公の目的とされている。疑惑に対する批判の声が高まる中、透明性向上のために行った大統領の会見が、逆に疑問を浮き彫りにし、懸念を深めることとなったわけである。イラン国内の天然ウラン資源の開発についても、自前で濃縮設備を建設するに足るだけの資源量が確保できていることを裏付ける明確なデータが提供されていない状況の下では、疑惑を拡大するばかりである。

イランは、その後も図表2.12のような、挑発と受け止められかねない行動を選択し、図表2.13にあるように今後とも疑惑を呼び込む状況を作り出している。これが上記(d)に相当する行動であるが、先の(a)、(b)、(c)が技術的な説明や証明を要する問題であることに対して、こちらは政策的な課題ということとなる。

図表2.12 疑惑を深めるようなイランの行動

時期及び状況	同時期にイランが取った行動
イランの燃料濃縮・再処理工程に関心が集まる中、2003年3月にIAEAが査察団を派遣。	カーラー電気会社の一部施設へのアクセスを拒否。8月に査察を認めた際には施設に変更が加わえられていた。10月には採取した環境サンプルから濃縮ウランが出現。
IAEAがナタンズで採取した環境サンプルから高濃縮ウランが出現。	IAEAの監督下で、遠心分離器テストのため、UF6をナタンズの遠心分離器に導入。
2003年8月	IAEAの監督下で、直列接続したナタンズの遠心分離器10基にUF6を導入。
2003年8月	ブーシェヘル原子力発電所の第2号機(100万キロワット)建設を国内手続きで承認。
2003年11月1日の完全申告宣言にもかかわらず、2004年1月までP-2型遠心分離器の設計図を隠匿。	濃縮「関連」活動の定義をたてに、遠心分離器の製造を継続。
濃縮活動の全面停止をめぐり、IAEA及びユーロ3との協議を継続。	予定されていた査察の受け入れをイラン暦の年末年始を理由に先送り。民間事業者に発注した遠心分離器の部品製造については政府が製造停止を課すことが不可能と説明、2004年4月9日まで継続。
ハッラーズィ外相などが2004年6月の理事会における事態正常化への努力をEUに働きかける。	濃縮「関連」活動の定義をたてに、UF6製造ラインの実地テストのため、ウラン転換作業を準備。
2004年6月のIAEA理事会でユーロ3から対イラン非難決議が提出。	6月29日からIAEAの監督下で、遠心分離器の製造及びテストを再開する旨通告。IAEA同意の下で封印を解除。
ユーロ3との関係改善に向けた交渉に注力。	IAEAに対してウラン転換大規模テスト計画を通告。ユーロ3に対して遠心分離器の部品製造再開を通告。
2004年9月の理事会において対イラン非難決議が採択。	ウラン転換実験の実施を発表。イスファハンのUCF施設が70%稼働。
2004年11月の次期理事会を前に、ユーロ3を相手にウィーン及びパリで条件交渉を継続。ユーロ3が燃料供給の保証を申し出。	ブーシェヘル原子力発電所第1号機が完成。アラーク重水製造設備が稼働開始。

出所:IAEA資料を下に作成。

図表 2.13 今後とも疑惑を招く行動

UO <sub>2</sub> を使ったウラン精製・転換実験の実施
Magnox型原子炉採用の可能性を検討するために金属ウランを製造
提出されたアラーク研究用重水炉のDIQにはhot cellが含まれず
Po210製造研究のため、ビスマスに対する放射線照射を実施
未申告のマス・スペクトロメーターを保有
P2型遠心分離器用マグネットを輸入
研究・開発目的に必要とされる数量を超える多量のP2型遠心分離器用マグネットの調達を働きかける
国防産業庁ワークショップにてP2型遠心分離器用ローターの製造を実施
UF <sub>4</sub> を約2トン、17.5トンのウラン中間化合物及び廃材を生産

出所:IAEA資料を下に作成。

## 2-4 おわりに

長年にわたって疑惑に晒されてきたことに慣れるということではないだろうが、疑惑発覚後にイランが行った説明や対応は、決して状況の改善及び事態の收拾にふさわしいものではなかった。看過できないことは、種々の活動が長期間、IAEAの目から秘匿されてきたが故に、ことさら国際社会における心証の悪化につながっているという点である。また、第5章にて取り扱うように、朝令暮改に等しい信頼醸成措置の撤回やそれを使った脅しは、最終的には信頼関係の構築を難しくしてきた。このような信頼の欠如を生じているにもかかわらず、追加申告や修正申告を以って、過去の問題が一切合財、解決し、消滅したかのように行動することが、新たな疑惑や摩擦を生むのである。

一方、イランにおいては、米国からの執拗な非難に加え、民生用原子炉の建設工事に対する反対姿勢を見てきたことによって、二つの先入観が市民の間に作り上げられてしまった。一つは、イランに対しては一切、核の平和利用の権利を認めたくないが故に、米国は、ブーシェヘル原発の運転に欠かせない燃料の自給を阻止するべく動いている、との見方である。危機の深刻化にもかかわらず、意外と緊迫感が見られないこと背景には、ウラン濃縮を通じた核拡散を懸念する国際社会とは、このように受け止め方の相違があるためである。さらに、イラン政府を含め、イランは、核問題で全面的に譲歩したとしても、米国が次の材料を持ち出すことによって圧力をかけ続けてくるものと見なしている。何らかの妥協が、今後、さらなる妥協を強いる先例となるものと感じており、そのために非妥協的な対応を示すこととなっているのである<sup>8</sup>。

(田中 浩一郎)

<sup>8</sup> ライス米国務長官が2006年3月28日の上院での証言において、イランを「核兵器開発以外に関しても問題を抱える厄介者(menace)」と断じたことなどは、イラン側のこのような分析を裏付けることとなっている。

## 第 3 章

---

欧米から見たイラン核問題の状況について

## 第3章 欧米から見たイラン核問題の状況について

### 3-1 イランの核計画に関する米国政府のインテリジェンス評価

米国政府は、イランの核燃料サイクル計画は核兵器製造目的との見方をとっている。例えば、2003年時点で、米国政府はイランの核兵器計画に関して以下の評価を下している。

「米国は、テヘランが核不拡散条約加盟国としての義務に違反して核兵器計画を秘密裏に追及し続けているものと依然確信している。イランは自国内における核燃料サイクル能力を確立すべく、核兵器計画のための核分裂性物質製造に必要な技術を追求してきた。」<sup>1</sup>

2006年2月2日、上院インテリジェンス委員会の公聴会で、ジョン・ネグロポンテ (John Negroponte) 国家情報長官 (Director of National Intelligence) は、イランはおそらくまだ核兵器も兵器級核分裂性物質も有していないだろうが、もしイランが現在のペースで核開発を進めれば、「来る10年以内に核兵器製造に必要な能力を有するようになるだろう」と証言している。<sup>2</sup>

2005年秋頃まで不拡散問題を担当していたある前米国務省高官によると、米政府は、イランの核計画についてエル・バラダイ国際原子力機関 (IAEA) 事務総長に対して機密情報に基づくブリーフィングを行い、イランの核計画と軍事計画との関係について説明した上で、イランの中距離弾道ミサイル・シャハブ3の改良型弾頭が核弾頭搭載可能なデザインとなっていることなどについて説明を行ったとのことである。<sup>3</sup>

イランは、ウラン濃縮技術をまだ十分に習熟しきれていないが、遠心分離機関連の必要な個々の技術要素はすでにすべて保有しているものと考えられている。<sup>4</sup> もしイランが遠心分離機施設を完成させて本格稼働を開始した場合、何も大きな問題が生じなければ、その半年後から1年以内には遠

<sup>1</sup> Unclassified Report to Congress on the Acquisition of Technology Relating to Weapons of Mass Destruction and Advanced Conventional Munitions, 1 January Through 30 June 2003. 原文は次の通り。“The United States remains convinced that Tehran has been pursuing a clandestine nuclear weapons program, in violation of its obligations as a party to the Nuclear Nonproliferation Treaty (NPT). To bolster its efforts to establish domestic nuclear fuel-cycle capabilities, Iran sought technology that can support fissile material production for a nuclear weapons program.” (注: 下線は筆者による)

<sup>2</sup> John Negroponte, the Director of National Intelligence, Testimony before the Senate Select Committee on Intelligence, February 2, 2006.

<sup>3</sup> 前米国務省高官によるプレゼンテーション。2005年10月26日、イギリスで開催された国際会議にて。また、次の記事も参照。Dafna Linzer, “Iran is Judged 10 Years from Nuclear Bomb,” *The Washington Post*, August 2, 2005.

<sup>4</sup> 同上。

心分離機施設を安定的に操業させるための体制が確立されるものと予測されており、<sup>5</sup> この時点を過ぎれば、イランによるウラン濃縮技術の習得を阻止するのは難しくなると考えられている。<sup>6</sup>

元IAEA査察官のデイビッド・オルブライト(David Albright)博士は、もしイランが核兵器保有を目指した場合、様々な技術的問題を比較的短期間で解決できると仮定すれば、最も早い場合でイランは2009年頃に核兵器を完成させる可能性があるとは指摘する。しかし、実際には様々な技術的問題が生じるため、イランが核兵器を持つのはこれよりも遅れる可能性が高いとも指摘している。<sup>7</sup>

一般的に、大量破壊兵器(Weapons of Mass Destruction; 以下、「WMD」と略)に関するインテリジェンスの精度については、様々な問題点が指摘されてきた。中でも、2003年イラク戦争に至る以前に米国をはじめとする関係諸国政府が行っていた、イラクの大量破壊兵器能力に関するインテリジェンス評価には深刻な過ちがあったことが確認されている。一般的には、イラクのWMD計画についてはその過大評価が問題とされていたが、他方、イランの核計画やリビアのWMD計画については逆に過小評価していたことが問題として指摘されている。<sup>8</sup>例えば、2002年8月14日、亡命イラン人から成る「イラン抵抗国民会議(The National Council of Resistance of Iran)」が当時、ナタンズ(Natanz)に建設中であった地下核燃料製造施設と、アラク(Arak)に建造中であった重水製造施設について告発したが、少なくとも公表された情報による限り、これほど大規模な核関連施設が建造中であったことを米政府が確証を持って認識していた形跡は見当たらない。

WMDに関するインテリジェンスが困難な原因として様々な理由が指摘されている。中でも、軍民両用の汎用(いわゆるデュアル・ユース)技術・資機材・物資が世界中で幅広く普及してきたため、民生分野と軍事分野との境目が不鮮明になってきている点が大きいの。ある国が汎用技術の資機材を調達した場合、それらを何のために調達したのか、意図を突き止めない限り正確な目的を把握することは難しいが、一般的に相手国の意図を突き止める作業は困難である。いかに高度な画像・電子情報の収集解析能力を有していても、つまるところ、最終的には分析対象とされるWMD計画の責任者から情報を入手しなければ、正確な意図の把握は困難である。

クリントン政権時代に米国家情報会議副議長を務めていた、中東問題専門家のエレン・レイプソン(Ellen Laipson)博士は、特にイランの場合、誰が核計画の責任者なのか、確度の高い情報を得ることはなかなか難しかったと回顧している。<sup>9</sup>

また、ある国のWMD計画について、国際機関や多国籍機関による査察活動が可能な場合でも、多くの場合、その査察作業の精度に100%の信頼性を確保することは技術的に困難である。例えば、核兵器計画の場合、プルトニウムを抽出したと考えられる使用済み燃料棒がもはや物理的に存在していなければ、どれほどの量のプルトニウムがそこから抽出されたのか、技術的にトレースできなくなってしまう。このような場合には、核兵器計画に携わった科学者などにインタビューを行い、証言内容

<sup>5</sup> 同上。及び次の文献を参照。David Albright and Corey Hinderstein, “The Clock is Ticking, But How Fast?,” The Institute for Science and International Security, March 27, 2006.

<sup>6</sup> 前米国務省高官によるプレゼンテーション。2005年10月26日、イギリスで開催された国際会議にて。

<sup>7</sup> David Albright and Corey Hinderstein, *op.cit.*

<sup>8</sup> Peter D. Feaver, “The Fog of WMD,” *The Washington Post*, January 28, 2004.

<sup>9</sup> 筆者によるインタビュー、2004年3月、米国ワシントンDCにて。

と帳簿・電子データなどとの照合作業を行うなど、きわめて人的要素に依存した査察活動に依存せざるをえなくなる。従って、検証する側とされる側との間で、検証作業を通じて「信頼」を構築できるプロセスを確立できるかどうか、査察活動の精度を確保するために重要な目安とならざるを得ない。しかし、イランの場合、依然、このような信頼関係の構築は困難である。

ただし、米政府情報諸機関によるイラクWMD計画の分析とイラン核計画の分析との間には顕著な相違点がある。イラクのWMD計画の場合、米政府のインテリジェンス組織間で様々な見解の相違が存在していたが、イラン核計画については、それが軍事目的のために進められているという点に関しては、米政府内ではほぼ一致した見解であり、意見の相違が見受けられない。<sup>10</sup>

また、マーク・フィッツパトリック(Mark Fitzpatrick)前国務次官補代理が指摘する通り、イラン核計画に関する米政府のインテリジェンス評価は、イラクWMDに関するインテリジェンス評価よりも質が高く、事実、イラン核計画については、1990年代から米政府が公表してきた評価の妥当性が、2002年以降のIAEAの査察活動によって少なくともこれまでのところ立証されてきた。もともと、イギリス、フランス、ドイツ3カ国の政府も、欧州連合を代表してイランと核問題について交渉を開始するまでは、米政府とは異なって比較的楽観的な立場を採っていた。<sup>11</sup> しかし、イランとの交渉を経るにつれ、これら3カ国は徐々に米国と同様のスタンスを採るようになってきた経緯がある。

ただ、イラン核問題を巡る米政府のインテリジェンス評価の元とされる情報は、ほとんどが非公開扱いとされているため、外部から米政府の分析結果の妥当性を検証することは、事実上、きわめて困難である。

また、仮にイランの意図が核兵器製造だったとしても、イランの核開発計画が果たしてどこまで進んでいるのか、その全体像を巡って専門家の間でも意見が分かれている。例えば、2005年5月の時点で、米カーネギー平和財団(Carnegie Endowment for International Peace)のジョージ・ペルコビッチ(George Perkovich)博士は次のように指摘している。

「過去18年間にわたって、イランは虚偽、偽装などを行い、疑わしい行動をとってきたが、イランは(IAEAに)申告した以上の核関連活動をもはや行っていない可能性もありうる。国際原子力機関にとっては、いくつかの重要な質問事項がまだ残っているが、それさえ解決できれば、イランがこれまでに申告したすべての核関連活動は、核関連活動を平和目的のみに限定した核不拡散条約でイランが負う義務の範囲内で許容されている活動として説明できるものと、IAEAは考えているようである。もしこれ以上の秘密裏の活動がなければ、IAEAはすでにイランの核計画の全貌に関してかなり把握していることになる。」<sup>12</sup>

<sup>10</sup> 例えば、次を参照。Remarks by Anthony Zinni, Former Commander-in-Chief, U.S. Central Command, The Charlie Rose Show, May 25, 2004.

<sup>11</sup> 例えば、日本外務省高官によれば、2003年秋に英仏独3カ国がイラン問題について初めてIAEA Board of Governors' Meetingに提出する決議案を作成していたとき、最初に提示された決議案の内容がイランに対してあまりにも寛大となっていたため、日本側は作成し直しを英仏独政府に要請している(筆者による日本外務省高官へのインタビュー、2004年春、ワシントンDC)。

<sup>12</sup> George Perkovich, U.S. Senate Foreign Relations Committee, Hearing, May 19, 2005

また逆に、そもそもIAEAには核兵器計画の存在の有無を検証するための権限や能力が限られているため、IAEAはイランの核計画を把握しきれていないとの見方もある。例えば、米ウイスコンシン核軍備管理プロジェクト(Wisconsin Project on Nuclear Arms Control)のゲイリー・ミホリン(Gary Milhollin)博士は次の通り指摘する。

「国際原子力機関に対して、その能力を超えた仕事を依頼すべきではない。IAEAは知られている施設における疑わしい活動を検証し、それらの施設における核物質を追跡することはできる。しかし、いかなる査察体制であっても、IAEAの査察官にとって、未申告施設における秘密裏の核プロセスを探知する能力は限られている。しかも、兵器の構成要素を製造したりテストするための作業を探知できるような装備をIAEAは備えていない。」<sup>13</sup>

ある前米 국무省高官も、「イランに対するIAEAの査察活動に真の実効性を持たせるには、追加議定書で規定された権限を越えたアクセス権限が必要となる」と指摘する。<sup>14</sup> IAEAの査察方針が、いわゆる核分裂性物質の計量管理(material accounting)のみにとどまらず、いわば「警察官(policeman)」的や役割を果たす必要があるとの指摘である。事実、IAEAは、その査察範囲に指定された地域外に遠心分離機関連施設があった場合には、それらを効果的にモニターすることはできない旨を報告している。<sup>15</sup> もしイランが、兵器級ウランを天然ウランから製造するための小規模なガス遠心分離機施設を秘密裏にどこかに作っているとしたら、それを探知するのはきわめて困難となる。

クリントン政権で不拡散担当 국무次官補代理を務めたロバート・アインホーン氏も次のように指摘している。「イランは秘密施設で密かに核兵器開発を目指している。」「IAEAは、こうした裏の活動を証明も立証も検証もできないだろう。今回の合意(2004年11月)で、イランが裏の活動まで停止するとしたら驚きだ。」<sup>16</sup>

### 3-2 イランの核兵器開発の問題

一般的に、メディアや専門家の間では、ブッシュ政権は北朝鮮による核開発よりもイランによる核開発のほうにより深刻な懸念を抱いているとの印象を受ける者が多い。実際、イランの核開発は、現在、ブッシュ政権が戦略的な最重要目標とするいくつかの重要な課題に対して甚大な影響を及ぼしかねない危険性をはらんでいる。

<sup>13</sup> Gary Milhollin, Testimony before the Committee on Foreign Relations of the United States Senate, May 19, 2005.

<sup>14</sup> 前米 국무省高官によるプレゼンテーション。2005年10月26日、イギリスで開催された国際会議にて。

<sup>15</sup> 次の文献に引用。David Albright and Corey Hinderstein, *op.cit.*

<sup>16</sup> 吉田文彦編、「核を追う」(朝日新聞社、2005年)、p. 251。

まず、イランが核保有した場合、それがペルシア湾岸・中東地域全体に及ぼしうる地政学的影響への懸念がある。すでにイランの通常兵器戦力に関して、ネグロポンテ米国家情報長官は、「イランの通常戦力は、ペルシア湾岸地域諸国にとって最大の潜在的脅威となっており、米国の国益に挑戦するものである」と指摘する。<sup>17</sup> さらに、イランはこの地域における米軍のオペレーションや米軍戦力の増強を阻害するためにパワー・プロジェクション能力の向上を図っているものと考えられている。こうなると、もし将来、イラクがイランの通常戦力にバランスしうるレベルの通常戦力を持つとすれば、それは必然的にクウェートを侵攻しうる規模の軍事力とならざるをえない。通常戦力レベルだけで、すでにこのように深刻な軍備管理上の問題が考えられているが、もしイランが核保有に至るような事態になれば、再びイラクがWMD保有を選択する可能性も無視できなくなる。これは、ケネス・M・ポーラック(Kenneth M. Pollack)元米中央情報局分析官が「ペルシアのパズル(Persian Puzzle)」として提起した問題である。<sup>18</sup>

次に、エジプト、サウジアラビア、シリア、トルコなど、他の湾岸・中東諸国もが核兵器開発を指向する可能性が懸念されている。事実、サウジアラビア政府が核兵器保有という選択肢をも考慮に入れた安全保障戦略の見直しを図っているとの指摘がある。英国のガーディアン紙などの報道によれば、2003年9月、イギリスのオックスフォード・イスラーム研究センター(The Oxford Center for Islamic Studies)がサウジアラビア高官やイギリスの中東研究者などを招いて、サウジアラビアの安全保障に関する会議を開催した際、ここでサウジ高官が、サウジアラビアの安全保障戦略として、核保有、核保有国との同盟、中東非核化構想という3つの選択肢について発表したという。<sup>19</sup> また、他にも例えば2004年9月にはアラブ首長国連邦が原発計画を発表しており、近い将来、トルコも凍結中の原発計画を復活させる可能性が推測されている。<sup>20</sup>

さらに、もしイスラエルや米国などがイランの核計画を先制攻撃的に除去しようとするれば、中東和平プロセス、アフガニスタンやイラクの復興に計り知れない深刻な悪影響を及ぼすことになる。加えて、イランが核兵器を保有することになれば、湾岸・中東以外の地域へ核やミサイルが拡散される可能性や、テロ組織に核兵器や核物質が譲渡される可能性も懸念されている。

---

<sup>17</sup> Annual Threat Assessment of the Director of National Intelligence for the Senate Select Committee on Intelligence, February 2, 2006.

<sup>18</sup> Kenneth M. Pollack, "Securing the Gulf," *Foreign Affairs*, July/August 2003.

<sup>19</sup> Ewen MacAskill and Ian Traynor, "Saudis Consider Nuclear Bomb," *Guardian Unlimited online edition*, September 18, 2003. サウジアラビア政府はこの報道を「根拠のないもの」として激しく非難したが、その後、この会議に出席した他の複数の出席者が、この報道内容の正確さを支持している。詳しい経緯に関しては、次の文献を参照。Akaki Dvali, "Will Saudi Arabia Acquire Nuclear Weapons?" *Issue Brief*, Nuclear Threat Initiative, March 2004.

<sup>20</sup> 吉田文彦編、「核を追う」(朝日新聞社、2005年)、p. 254-255.

### 3-3 イラン核問題とテロ組織の動き

中でも、米政府はイランとテロ組織とのつながりに深い懸念を抱いている。米務省の報告書は、「2004年において、イランは依然、もっとも積極的に国家としてテロリズムを支援し続けている(”Iran remained the most active state sponsor of terrorism in 2004.”)」と指摘している。<sup>21</sup> イランはこれまで湾岸諸国のみならず、レバノン、イスラエル、ボスニア、フィリピン、マレーシア、アルゼンチンなど、様々な地域におけるテロ活動を支援してきた。<sup>22</sup> ネグロポンテ米国家情報長官は、イラン政府がヒズブッラー(Hizballah)、パレスチナ・イスラミック・ジハード(Palestinian Islamic Jihad)をはじめ、ペルシア湾岸地域、中央アジア、南アジアなどにおける様々なテロ組織を支援していると指摘する<sup>23</sup>。また、イランはイラク国内でも、シーア派軍事過激派グループに武器や訓練を施してきたともされる。<sup>24</sup>

中でも、米国政府関係者やテロ専門家が気にしているのは、ヒズブッラーの動向である。イランはヒズブッラーに対して様々な支援を行ってきた。かつてアーミテージ国務副長官はヒズブッラーをテロリズムの「トップ・チーム(A Team)」と評している。これまで欧州、アフリカ、南米、北米、アジアなど、世界各地でヒズブッラーの組織が発見されており、ヒズブッラーは近年、レバノン国内における活動や反イスラエル・パレスチナ過激派支援などに重点を置いているが、依然、世界規模のネットワークを有しており、必要となれば米国の国益を攻撃しうるだけの能力を有していると米政府は分析している。

<sup>25</sup>

例えば、1980-90年代にヒズブッラーは欧州諸国におけるイラン亡命者の殺害事件に関与し、1992年にはアルゼンチンにおけるイスラエル大使館やシナゴグ爆破事件に関与していたものとされる。これら一連事件に関して、2003年にアルゼンチンのジュアン・ホセ・ガレアノ判事(Judge Juan Jose Galeano)は、事件当時のアルゼンチン駐在イラン大使に対する逮捕状を発布している。<sup>26</sup> さらに、1996年のサウジアラビアにおけるコバル・タワー(Khobar Tower)爆破事件にもヒズブッラーが関与していたと米政府は考えている。<sup>27</sup> 加えて、1997年に米司法当局は、米国ノースカロライナ州シャーロットにおいて、ヒズブッラーのセル組織を資金や軍事関連用品・技術を調達していた件で摘発しており、ヒズブッラーが米国内にも何らかのインフラを構築していたことが確認されている。<sup>28</sup>

<sup>21</sup> U.S. Department of State, *Country Report on Terrorism 2004*.

<sup>22</sup> Daniel Byman, *Deadly Connections: States that Sponsor Terrorism* (Cambridge University Press, London/2005), p. 79.

<sup>23</sup> Annual Threat Assessment of the Director of National Intelligence for the Senate Select Committee on Intelligence, *op.cit.*

<sup>24</sup> *Ibid.*

<sup>25</sup> Annual Threat Assessment of the Director of National Intelligence for the Senate Select Committee on Intelligence, *op.cit.*

<sup>26</sup> “Argentina and Iran: The Explosive Arrest of An Ambassador,” *The Economist*, August 28, 2003.

<sup>27</sup> Richard A. Clarke, *Against All Enemies* (Free Press, New York: 2004), pp. 112-118; The 9/11 Commission Report, p. 60. ここには次の通り記述されている。“The operation was carried out principally, perhaps exclusively, by Saudi Hezbollah, an organization that had received support from the government of Iran. While the evidence of Iranian involvement is strong, there are also signs that al Qaeda played some role, as yet unknown.”

<sup>28</sup> United States of America vs. Mohamad Youssef Hammoud et al.

ただし、イランのハータミ(Khatami)政権時代には、ヒズブッラーはもっぱらイスラエルをターゲットとしたテロ活動にフォーカスをシフトしており、またヒズブッラーは1980年代とは異なり、もはやイランの意向を尊重するよりも、レバノン国内における自らの利益や独自目標の追求を優先する傾向を強めてきたものと考えられている。イランももはやヒズブッラーを使ったテロ活動は比較的控えるようになったものと考えられているが、必要な折にはヒズブッラーの協力を得られるように関係を維持しているとの見方が米専門家の間で多い。<sup>29</sup>

米国とイランとの関係が決定的に悪化しない限り、ヒズブッラーは米国に対する明白な武力行使やテロ活動を控えるものと考えられているが、もし米・イラン関係が交戦状態に突入するなど、致命的なほど悪化した場合には、ヒズブッラーなどによる対米テロ活動が活性化する危険性を米政府は懸念している。特に、イランが支援するテロ組織による対米核テロ攻撃の可能性がもっとも深刻に懸念されている。イラン政府が支援するテロ組織による対米テロ攻撃の可能性は、米・イラン関係が悪化すればするほど高まりうるといえよう。

### 3-4 イラン核・ミサイル開発の歴史的経緯

1950年代から1979年のイラン革命に至るまでの間、米国、フランス、ドイツが民生分野における対イラン原子力技術協力を供与していた。

イランの核開発は1957年の米国・イラン民生原子力協力合意締結に遡る。当時は冷戦期で、米国はイランのモハンマド・レザ・パーレビ(Mohammad Reza Pahlavi)と同盟関係にあり、「平和のための原子力(Atoms for Peace)」計画に基づき、イランが核兵器保有を迫及しないというコミットメントと引き換えに、米国はイランに原子力協力を供与していた。<sup>30</sup> 1967年、米国はテヘラン原子力研究センター(Tehran Nuclear Research Center)に5メガワットの研究用原子炉を供与し、かわりにイランは核不拡散条約(NPT)を1968年に調印、1970年にはこれを批准、1974年にはIAEAとフルスコープの保障措置に関して合意した。1976年には、イランはドイツやフランスの会社と軽水炉建設に関する契約を結んでいる。

しかし、1974年にインドが核実験を行った後、米政府内には、イランが核兵器保有への長期的な野心を抱いているのではないかとの懸念が出てきた。<sup>31</sup> 当時、シャーは北方に位置するソビエト連邦共和国、東に位置するパキスタンとインドを警戒していた。<sup>32</sup> このため、当時のフォード米政権は、イランが米国から供与された原子力燃料を再処理する場合、米国が拒否権を有することとした。<sup>33</sup>

<sup>29</sup> Daniel Byman, *Iran's Security Policy in the Post-Revolutionary Era*, pp. 92-93.

<sup>30</sup> The International Institute for Strategic Studies, *Iran's Strategic Weapons Programmes*, 2005, pp. 10-11.

<sup>31</sup> "Report of the NSSM 219 Working Group, Nuclear Cooperation Agreement with Iran, March 19, 1975," *Digital National Security Archive*.

<sup>32</sup> Geoffrey Kemp, "How to Stop the Iranian Bomb," *The National Interest*, Summer 2003.

<sup>33</sup> The International Institute for Strategic Studies, *op.cit.*, pp. 10-11.

1977年に誕生したカーター政権は、イランへの再処理・濃縮関連の協力を控えるようになり、フランスやドイツ企業に対して、イランに再処理・濃縮関連施設を供与しないよう説得した。

しかし、1979年1月にイラン革命が起こった後、イランと欧米との関係が悪化すると、欧米諸国はイランへの原子力協力から徐々に退いてゆき、かわりに中国(1980年代半ば以降)とロシア(1992年以降)が、イランの原子力及びミサイル開発の両分野において主要な役割を果たすこととなった。

イラン革命によりイランの新指導者となったアヤトラ・ホメイニ(Ayatollah Ruhollah Khomeini)師は、原子力を卑しむべき西側世界の産物とみなし、神学的な理由から原子力開発に対して消極的な姿勢を見せた。以降、ホメイニ施政下のイランでは、基本的には研究レベルの原子力開発が中心とされたが、それでもイランはフランス企業からウラン転換や燃料製造のための実験用施設を調達したりしていた。<sup>34</sup> また、近年のイランのIAEAへの申告によれば、1985年にイランはウラン濃縮のための遠心分離技術の研究への着手を決断し、1987年にはA. Q. カーンネットワークから主要なデザイン技術や遠心分離機部品のサンプルを入手していた。<sup>35</sup>同時に、イランは1980年代には、偽のエンド・ユーザー証明書を使用して、西欧諸国企業から必要な機材などを調達していた<sup>36</sup>。

1980年代のイラン・イラク戦争を経て、さらに1989年のホメイニ死去に伴い、イランの核開発はより本格化してゆく。1990年代初めにイランがドイツ、インド、アルゼンチンなどの企業から原子力関連施設などを調達しようとした際、米国の圧力の下、これらの試みは失敗している。<sup>37</sup>それでも、各種報道によると、1990年代にはイランはドイツとスイスの企業にアプローチし、核兵器製造に不可欠の安定化装置(balancing machine)や診断・モニタリング機器類などを調達していたとされる。<sup>38</sup>

中でも1990年代初頭に重要な役割を果たしたのは中国である。中国は1990年にイランと10ヵ年原子力協力計画について合意し、報道によれば、中国はイラン人技術者とエンジニアを中国内で訓練していたとされる。<sup>39</sup>中国からエスファハンで産業規模の転換施設建設を始め、1991年には1.8トンの

<sup>34</sup> The International Institute for Strategic Studies, *op.cit.*, p. 12.

<sup>35</sup> International Atomic Energy Agency Board of Governors, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran: Report by the Director General," GOV/2004/83, November 15, 2004. なお、このIAEA理事会の報告書では「A.Q.カーン・ネットワークという具体名は挙げられていないが、イランが1987年に入手したのはウレンコ社(URENCO)からカーン博士が盗んだのと同じ遠心分離機のデザインで、またこの前年にカーン博士がイランを訪問していたことなどから、これをイランはA.Q.カーン・ネットワークから入手したものと考えられている。次の文献を参照。David Albright and Corey Hinderstein, "Unraveling the A.Q.Khan and Future Proliferation Networks," *The Washington Quarterly*, Spring 2005. 2005年3月には、パキスタンのシェイク・ラシード・アーメド(Sheikh Rashid Ahmed)情報大臣が、カーン博士のネットワークがイランに遠心分離機を供与していたことをAP通信の電話インタビューで認めた。"Pakistan admits nuclear expert traded with Iran," *The Guardian Unlimited*, March 10, 2005.

<sup>36</sup> Joseph Cirincione, Jon b. Wolfsthal, and Miriam Rajkumar, *Deadly Arsenal*(Carnegie Endowment for International Peace, 2005), p.303; Mark Hibbs, "U.S.Officials Say Iran is Pursuing Fissile Material Production Research," *Nuclear Fuel*, December 7, 1992; "Iran and the Bomb," *FRONTLINE*, PBS Network, April 13, 1993; Mark Hibbs, "German-U.S. Nerves Frayed over Nuclear Ties to Iran," *Nuclear fuel*, March 14, 1994; Mark Hibbs, "Sharif University Activity Continues Despite IAEA Visit, Bonn Agency Says," *Nuclear Fuel*, March 28, 1994.

<sup>37</sup> The International Institute for Strategic Studies, *op.cit.*, 2005, p.13.

<sup>38</sup> David Albright and Corey Hinderstein, "The Centrifuge Connection," *Bulletin of Atomic Scientists*, Vol. 60, No. 2, March/April 2004.

<sup>39</sup> The International Institute for Strategic Studies, *op.cit.*, p.13; Joseph Cirincione, Jon B. Wolfsthal, and Miriam Rajkumar, *op.cit.*, pp.303-304.

天然ウランをイランに輸出したため、イランはIAEAに申告せず秘密裏のうちにウラン転換を始めることが可能となった<sup>40</sup>。また、中国はイランに対して研究炉を2基供与し、兵器級ウラン分離に使用される質量分析器であるカルトロン(calutron)も供与している<sup>41</sup>。1996年に米商務省は、中国をイランの核計画に対する主要な支援国として認定した。その後、米政府は中国に対して、対イラン協力を中止するように圧力をかけ続けた結果、1997年には米中合意が成立し、これ以降、中国はイランへの核協力を控えるようになったが、この時点でイランはすでにエスファハンのウラン転換施設を完成させるだけの十分な技術を中国から取得していたと考えられている。<sup>42</sup> また、その後も、中国によるウラン採掘など協力が継続された<sup>43</sup>。中国国内原油消費量に占めるイランからの輸入原油の割合は4.5%（全石油輸入量の10.8%）を占めており、中国とイランとはエネルギーを中心に密接な関係を維持している。

次に重要な役割を果たしたのはロシアである。1992年には、ロシアとイランは二国間原子力協力に合意し、ロシアはイランに対して核燃料サイクル施設の提供で合意していた<sup>44</sup>。その後、米国のクリントン政権は、ロシアに対して対イラン技術協力をやめるように強く圧力をかけた結果、1995年12月にゴア・チェルノムルイジン合意が成立し、ロシアの対イラン協力にブレーキがかかったかに見えた<sup>45</sup>。この合意により、ロシア政府による対イラン原子力協力はブシェール原子炉の建設に限定されることとなったが、ロシア人科学者やエンジニアはその後もイランに対して機微な領域における技術協力をしている。<sup>46</sup> このようなロシア人科学者やエンジニアによる非公式の対イラン支援は、アラクにおける重水製造施設と40メガワットの研究用重水炉建造の基礎を可能としたと考えられている。<sup>47</sup>

また、ブシェール(Bushehr)にて建造中の原子炉は、かつて西ドイツ企業が建造開始したものだったが、イラン革命後、西ドイツが協力を停止していた<sup>48</sup>。1995年以降には、ロシアの協力によりこの建造が再開されている。また、ロシアは1995年にガス遠心分離施設をイランに供与し、30-50メガワットの軽水炉、2000メガトンの天然ウランの輸出、イラン人科学者の訓練などでイランと合意した<sup>49</sup>。さらに、2000年6月にはプーチン大統領は1995年の米ロ合意を反故にし、平和利用のための対イラン原子力協力を推進する旨を強調してきた<sup>50</sup>。

加えて、1990年代半ば頃、イランはA.Q. カーン博士を含む核兵器密輸ネットワークから、P-1遠心分離機のデザイン、P-2遠心分離機のスケッチ、P-1遠心分離機用部品などを入手し、イラン政府役

<sup>40</sup> International Atomic Energy Agency, "Implementation of the NPT safeguards agreement in the Islamic Republic of Iran," GOV/2003/40, June 6, 2003, p.2.

<sup>41</sup> Joseph Cirincione, Jon b. Wolfsthal, and Miriam Rajkumar, *op.cit.*, p.303.

<sup>42</sup> The International Institute for Strategic Studies, *op.cit.*, pp. 13-14.

<sup>43</sup> *Ibid.*, p.13.

<sup>44</sup> *Ibid.*

<sup>45</sup> *Ibid.*

<sup>46</sup> *Ibid.*

<sup>47</sup> *Ibid.*, p. 14.

<sup>48</sup> *Ibid.*, pp.10-11; Joseph Cirincione *et al.*, *op.cit.*, pp.297-302.

<sup>49</sup> *Ibid.*, p.13.

<sup>50</sup> *Ibid.*

人がカーン・ネットワークの代表者と技術的課題について話し合うために会合を持っていた。<sup>51</sup> これらカーン・ネットワークからの支援により、ナタンズにおける遠心分離機施設の建設が可能となったと考えられている。

他にも、イランはウクライナや北朝鮮などからも支援を受けたとされる。<sup>52</sup> ソ連崩壊後には、カザフスタンから高濃縮ウランやプルトニウムの入手をイラン政府関係者が画策していた。

イランの核計画の中核は、核燃料サイクル・プログラムである。このために、イランはガス濃縮法とレーザー濃縮法の2つの手法によるウラン濃縮技術を研究開発してきた。

ガス濃縮のための遠心分離プログラムについては、A.Q. カーン博士の密輸ネットワークにイランがアクセスするようになって以降、遠心分離機技術の開発が加速化したものと考えられている。これまで知られている限りでは、イランが設置した遠心分離機は全て旧式のP-1デザインであったが、前述の通り、1995年により先進方のP2デザインを入手したことを2004年1月にイランは認めている。

<sup>53</sup>2004年11月時点、ナタンズにはパイロット・スケールの遠心分離施設と、より大規模な産業スケールの遠心分離施設の両方が建設中で、164機の遠心分離機が設置されていた。これら2つの施設で、合計約5万台の遠心分離機が設置可能と見られている<sup>54</sup>。

また、1998年から2002年の間、カラエ電気会社 (Kalaye Electricity Company) でガス濃縮による遠心分離テストが行われていた。<sup>55</sup> 2003年6月には、イランは6フッ化ウラン (UF6) をパイロットプラントの遠心分離機に投入している。<sup>56</sup> なお、ナタンズの遠心分離機に高濃縮ウランの粒子が見つかったが、これが、イランが独自に遠心分離を稼働させた結果生成したものか、あるいは遠心分離機をパキスタンから入手した際にすでに付着していたものか、結論は出ていない。<sup>57</sup> なお、ウラン濃縮に十分な量の天然ウランがイラン国内に埋蔵されているのか不明であるが、米政府は否定的な見解を表明している。<sup>58</sup>

レーザー濃縮プログラムに関しては、1970年代よりイランは原子法 (Atomic vapor laser separation) と分子法 (Molecular isotope separation) の2つの方式を研究開発してきた。<sup>59</sup> 2000年にはラシュカル・アーバード (Lashkar Ab'ad) にパイロット・プラントを設置し、2002年10月から2003年1月の間、22キログラムの天然ウラン金属 (natural uranium metal) を使用して、数ミリigramの原子炉級濃縮ウランを生

---

<sup>51</sup> *Ibid.*, p. 14.

<sup>52</sup> John J. Fialka, "Iran Nuclear Power Effort Hides Drive for Weapons, Some U.S. Analysts Say," *The Wall Street Journal*, May 11, 1993; Louis Charbonneau, "North Korea provides Nuclear Aid to Iran" *Reuters*, 5 July 2005.

<sup>53</sup> International Atomic Energy Agency Board of Governors, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran: Report by the Director General," GOV/2004/83, November 15, 2004.

<sup>54</sup> *Ibid.*

<sup>55</sup> *Ibid.*

<sup>56</sup> *Ibid.*

<sup>57</sup> Update Brief by the Deputy Director for Safeguards of the International Atomic Energy Agency, "Developments in the Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran and Agency Verification of Iran's Suspension of Enrichment-related and Reprocessing Activities," January 31, 2006.

<sup>58</sup> "Iran's Nuclear Fuels Nuclear Fuel Cycle Facilities: A Pattern of Peaceful Intent?"; Remarks by U.S. Ambassador Greg Shulte, U.S. Permanent Mission to International Organizations, Vienna, Austria, January 19, 2006.

<sup>59</sup> International Atomic Energy Agency Board of Governors, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran: Report by the Director General," GOV/2004/83, November 15, 2004.

成している。<sup>60</sup>イランは、2003年5月にラシュカル・アーバードにあったパイロット・プラントを解体した旨を、後にIAEAに告知している。<sup>61</sup>

また、プルトニウムの使用済み燃料棒からの抽出については、米国が1970年代に供与した研究炉で、1988年から1998年の間、秘密裏に少量のプルトニウムを抽出していたことをイランはIAEAに告知した。<sup>62</sup>これは核兵器弾頭製造には不十分な量であったが、プルトニウムの製造、分離技術の確立を示すには十分な証拠と考えられている。

アラク(Arak)では40メガワットの重水炉を建設する計画であり、これを2014年までに稼動開始させる予定である<sup>63</sup>。アラクにおける重水製造施設の建設は、EUとの2004年11月合意における一時停止対象に含まれておらず、現在も建設作業は進行中と見られている。

ブシェールにおける1000メガワット原子炉の建設はロシアによる協力の下、継続されている。同施設はIAEAの保障措置下におかれているが、この協力関係により、イランはロシアの原子力産業全般に幅広いアクセスが可能となっている。<sup>64</sup>ロシアとイランとの間における協力関係は、ブシェール原子炉建造プロジェクトのみならず、多岐にわたっており、兵器級核分裂性物質製造に関する汎用技術でも進められている。

また、ミサイル技術開発においても、イランは中国とロシアから多大なる協力を得てきた。中でも、ロシア人科学者の協力は重要な役割を果たしており、北朝鮮のノドン・ミサイルをベースにした、イランのシャハブ3中距離弾道ミサイル開発を加速化させるのに重要な役割を果たしたものと米政府は考えている(同ミサイルは1998年に初めて発射実験された)。<sup>65</sup>さらに長射程かつ高精度の弾道ミサイル開発でもロシア人科学者が協力している。

米国のあらゆる圧力や説得、交渉にもかかわらず、ロシアが対イラン協力を控えない理由として、ロシアの航空宇宙産業や原発産業が直面するロシア国内の厳しい経済状況があるものと米政府は考えている。ロシア国内市場の縮小に伴い、利益の見込める市場を海外に求めざるを得ないのが現実だ。実際、ブシェール原発への対イラン原子力協力だけで、約300のロシア企業が参加し、約2万人の雇用がロシア国内で創出されているという。<sup>66</sup>

またロシアは、イランが将来、中東・湾岸地域とイスラーム世界で大国となることを見越した上でイランとの関係改善を図っているものとも米政府は考えている。<sup>67</sup>ロシアとイランの間には、アフガニスタンの復興、トルコとの関係維持、中央アジア・コーカサスにおけるイスラーム過激派対策など、様々

<sup>60</sup> *Ibid.*

<sup>61</sup> International Atomic Energy Agency Board of Governors, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran: Report by the Director General," GOV/2004/83, June 6, 2003.

<sup>62</sup> International Atomic Energy Agency Board of Governors, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran: Report by the Director General," GOV/2004/83, November 15, 2004.

<sup>63</sup> The International Institute for Strategic Studies, *op.cit.*, p.60.

<sup>64</sup> John A. Lauder, Director, DCI Nonproliferation Center to the Senate Committee on Foreign Relations, on Russian Proliferation to Iran's Weapons of Mass Destruction and Missile Programs, 5 October 2000.

<sup>65</sup> Robert Einhorn and Gary Samore, "Heading off Iran's Bomb: The Need for Renewed U.S.-Russian Cooperation," *Survival*, Summer 2002.

<sup>66</sup> *Ibid.*

<sup>67</sup> *Ibid.*

な共通の国益が存在する。ロシア国内におけるイスラーム・コミュニティに対してイランが好ましくない影響を与えないよう計らう目的のほか、イランがチェチェンにおけるイスラーム過激派を牽制するような役割を果たすことも期待されているとの見方だ。

さらに、北朝鮮とイランとの関係についても注目されている。あるフランス政府当局者によれば、2005年9月時点、北朝鮮が六者協議で核廃棄の意思を表明していたのとはほぼ同じ頃、フランス政府がイラン国内で入手した情報によれば、イラン国内における北朝鮮人科学者やエンジニアの数が間違いなく増加していたという。<sup>68</sup> イランと北朝鮮がミサイル分野で協力しあってきたことはすでに知られているが、両国間の協力関係が核分野にまで広がっている可能性をフランス政府は懸念しているようだ。前米政府高官も、北朝鮮が六者協議で核放棄を表明しながら、他方でイランを核やミサイルの実験用のプラットフォームとして利用して、核・ミサイル能力の開発を進める可能性に対する懸念を表明している。<sup>69</sup>

このように、様々な国々の協力の下、イランは核計画を進めてきたが、ウラン濃縮計画、プルトニウム抽出実験など、本来、IAEAに申告すべき活動が約18年間にわたって秘密裏にされてきた。これらの活動は、イラン人亡命者グループによる告発や、A. Q. カーンネットワークによる核密輸活動が明るみになったことを受けてようやく公けになったものである。カラエ電気会社におけるパイロット型ウラン濃縮施設、テヘラン核研究センター (Tehran Nuclear Research Center) におけるレーザー濃縮プラント、ラシュカール・アバードにおけるパイロット型レーザー濃縮プラントなどの主要な施設もIAEAに申告されていなかった上、カラエ電気会社での遠心分離機試験のために天然六フッ化ウランを輸入し使用したことも申告されていなかった。また米政府によれば、イランの軍部が核計画に関与しているにもかかわらず、その点がイラン政府によって説明されていない。<sup>70</sup> さらに、イランが濃縮ウラン金属を球形化するプロセスに関する説明書を入手していた点については、<sup>71</sup> 兵器化以外の目的でこのような技術が必要になるとは考えられないとの見方が米政府関係者及び専門家の間で一般的に共有されている。さらに、報道によれば、米政府は、イランが核爆発のコンピューター・シミュレーションや様々なタイプの核弾頭に関する研究を行っていたものと考えているという。<sup>72</sup>

このように秘密裏に進められてきたイランの核開発計画は、それが核兵器開発を目的とするものではないかとの国際社会の疑念を深める結果をもたらしている。また、米政府は、これらのイランによる秘密裏の核開発は、イランの核開発が核兵器保有をめざしたものとする分析の妥当性を裏付けるものと考えている。

---

<sup>68</sup> 筆者によるフランス政府関係者インタビュー、2005年10月1日26日、イギリスにて。

<sup>69</sup> 前米国務省高官のコメント、2005年10月、イギリスで開催された国際会議にて。また、次の文献を参照。Mark Fitzpatrick, "Iran and North Korea: The Non-Proliferation Policy Nexus," *Survival*, Vol.48, No.1, Spring 2006.

<sup>70</sup> Remarks by U.S. Ambassador Greg Schulte, U.S. Permanent Mission to International Organizations, Vienna, Austria, January 19, 2006.

<sup>71</sup> Update Brief by the Deputy Director General for Safeguards of the International Atomic Energy Agency, "Developments in the Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran and Agency Verification of Iran's Suspension of Enrichment-related and Reprocessing Activities," January 31, 2006.

<sup>72</sup> William J. Broad and David E. Sanger, "Relying on Computer, U.S. Seeks to Prove Iran's Nuclear Aims," *The New York Times*, November 13, 2005.

### 3-5 イランの核開発の意図

欧米諸国の専門家などの間では、イランは少なくとも当面の間は平和利用の技術を蓄えてゆき、核兵器保有を将来の選択肢の一つとして保持したいと考えているのではないかとの見方が多い。<sup>73</sup>

もとよりイランは周辺の安全保障環境の変化に不安を感じてきた面を指摘する声が欧米には多い。イランが最大の脅威の一つとしてみなしてきたイスラエルは、イランの隣国であるトルコとインドの両国とつながりを深めている。また、サウジアラビアなどの他の湾岸諸国には米国から先端軍事兵器が輸出されてきたのに対し、イランは米国の経済制裁下におかれてきたため、通常戦力バランスでは劣勢に立たされている。

しかも、イラン指導部の間には、国際社会の軍備管理条約へのコミットメントに対する深い不信感が伺われる。1980年代のイラン・イラク戦争時に、イラクが化学兵器禁止条約に違反して、化学兵器による攻撃を行ったにもかかわらず、イラクはなんらとがめられることがなかった。この点に関して、イラン・イラク戦争停戦後、後にイラン大統領となったラフサンジャニ(Akbar Hashemi-Rafsanjani)氏が次のような発言を残している。<sup>74</sup>

「化学、生物、放射性兵器の訓練に関しては、(イラン・イラク)戦争の最中にこれらの兵器が決定的に重要であることが明白となった。さらに、世界の倫理的教育というも戦争が深刻化した段階ではもはやあまり効果がなく、世界は自らの決意を尊重せず、戦場で行われている(国際法)違反や侵略行為を見て見ぬふりをするということも明らかにされた。われわれは、化学、生物、放射性兵器を防御・攻撃の両目的のために使うべく、十分に装備すべきである。今後、君たちはこの機会を生かして、この仕事を成し遂げなければならない。」

また、イランがペルシア国家、そしてイスラーム国家としての国家的尊厳を示すために、核計画を推進しているとの見方もある。ジョージ・ペルコビッチ博士は、特にイランのエリートは、核技術を国家の近代化水準、優れた技能水準、国家的優位性、反帝国主義の象徴としてみなしている点を指摘する。<sup>75</sup>

<sup>73</sup> 例えば、次を参照: 吉田文彦、「核を追う」、p. 252.

<sup>74</sup> Tehran Domestic Service, "Hashemi-Rafsanjani Speaks on the Future of the IRGC Iranian Revolutionary Guards Corps," October 6, 1988, *FBIS-NES*, October 7, 1988, p. 52. 原文は次の通り。: "With regard to the chemical, biological, and radiological weapons training, it was made very clear during the war that these weapons are very decisive. It was also made clear that the moral teaching of the world are not very effective when war reaches a serious stage and the world does not respect its own resolutions and close its eyes to the violations and all the aggressions which are committed in the field. We should fully equip ourselves both in the offensive and defensive use of chemical, biological, and radiological weapons. From now on, you should make use of the opportunity and perform this task."

<sup>75</sup> George Perkovich, U.S. Senate Foreign Relations Committee, Hearing, May 19, 2005.

### 3-6 米国政府のイラン核政策に対するポジション

対イラン政策を巡って、米国と欧州連合との間には、アプローチの面で微妙な違いがある。欧州連合の場合は、イランが一定の基準を満たせば、平和利用の核計画を容認するアプローチを採用してきた。不拡散の国際レジームを強化し、また、ミサイルなどの核弾頭運搬手段を制限すれば、それでイランの脅威をコントロールできるという見方が強い。

これに対して、米国政府は、イランが核兵器を保有することは許容しないとの立場を表明してきた。ジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)大統領は2003年6月18日、「国際社会は丸となってイランに対して核兵器製造を許容しないということをきわめて明確に示さねばならない(“The international community must come together to make it very clear to Iran that we will not tolerate the construction of a nuclear weapon.”)」と述べ、2004年9月27日にも、「米国の方針は彼ら(イラン)は核兵器を手に入れることはないというものだ(“[O]ur position is that they won't have a nuclear weapon.”)」と述べている。同様に、R. ニコラス・バーンズ(R. Nicholas Burns)国務次官も、「イランが核兵器を製造したり運搬する能力を開発するのを許してはならない(“Iran must not be permitted to develop the capacity to build or deliver a nuclear weapon.”)」と発言している。<sup>76</sup>

イランは米国を抑止するために、すでに中東地域で最大規模の弾道ミサイルを保有しているという事実が、イランの核計画に対する米政府の脅威認識を高めている。イランがその核計画をたとえ「平和利用目的だ」と主張しても、イランが兵器化に十分な量の濃縮ウランやプルトニウムを安定的に製造できる能力を取得することは認めないというのが米政府のスタンスである。イランを米国の安全保障上の脅威とみなし、その核能力の厳密な制限を志向する一方、インド、パキスタン、イスラエルなどの核兵器保有に対しては、決して望ましい事態ではないものの、それらが米国を抑止するものとは考えられないため、必ずしもイランの場合ほど許容しがたいものとはみなしていない。

イランに対しては武力行使を含む「すべての選択肢がテーブル上にある」と、ブッシュ政権高官らは一様に表明しているが、他方であくまでも外交的交渉でこの問題の妥結を図りたいとの姿勢をも明確に表明し続けてきた。2005年5月、バーンズ国務次官は、「ブッシュ大統領とライス国務長官が公の場で明確に述べた通り、われわれはイラン核問題については交渉を通じた平和的解決を支持する(“President Bush and Secretary Rice have made clear publicly that we support a peaceful, negotiated settlement of the Iranian nuclear problem.”)」と述べている。イラク再建の展望が開けない現状で、武力行使という強行的な手段を現実的には採り得ないのが実情である。

2005年3月11日には、コンドリーザ・ライス(Condoleezza Rice)国務長官が次のように述べて、イランに対して以前よりも柔軟な姿勢を表明している。<sup>77</sup>

<sup>76</sup> R. Nicholas Burns, Under Secretary of State for Political Affairs, Testimony before the Senate Foreign Relations Committee, May 19, 2005.

<sup>77</sup> 原文は次の通り。: “U.S. is prepared to take tangible, practical steps in support of the EU3 diplomatic track, and would no longer block Iran’s application to join the WTO and would consider licensing the export of spare parts for civilian passenger aircraft to Iran.”

「米国には、EU3カ国による外交的解決策の模索を目に見える現実的な形で支援する用意がある。米国はこれ以上、イランの世界貿易機構加盟申請を阻害するつもりはないし、民間航空機のスペアパーツ輸出のライセンスを考慮する用意がある。」

しかし、他方でイラン・リビア制裁法は依然、有効なままである。加えて、2005年6月には、大量破壊兵器拡散国家の資産凍結に関する大統領指令が発令された。これは、北朝鮮とイランが世界の金融市場にアクセスできないようにすることを目的としたものであり、いわばイランに対して硬軟取り混ぜた政策が採られたといえる。

このような米政府の対イラン政策に対しては、米国内の専門家から批判的な見解が寄せられている。

まず、ジョージ・ペルコビッチ博士も指摘する通り、対イラン経済制裁の効力を疑問視する見解が多い。<sup>78</sup> 米政府は米連邦議会から義務付けられた様々な経済制裁をイランに対して課してきたが、イランは国として規模が大きすぎるため、米国だけでイランに対して深刻な影響を与えうるほどの経済制裁はきわめて困難なのが実情だ。またイラン・リビア制裁法は、「独自の核燃料サイクル技術が必要」とするイランの見解をむしろ正当化してしまう結果をもたらしているとの批判もある。

また、米政府内でイランにおける政権転覆(regime change)を求める声が聞かれるが、そのような政策を志向すれば、かえってイランは核計画を放棄するインセンティブを失うという批判もある。さらに、ブッシュ政権の対イラン政策は、政権内の対イラン交渉推進派と対イラン強硬路線派との間で合意が形成されず、イランとの交渉に米国が乗り出さない限り、打開策は出てこないとの批判もよく聞かれる。

### 3-7 今後の見通し

2005年9月24日、IAEA理事会がイランのIAEA保障措置協定違反を認定した後、2006年1月10日にイランは、IAEA査察官の立会いの下、ナタンズ、パース・トラシュ(Pars Trash)、ファアラヤンド・テクニック(Farayand Technique)におけるウラン濃縮関連の研究開発活動再開のため、P-1型遠心分離機に張られていた52枚の封印を撤去し、2月14日には同ウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表、現地のIAEA査察官もこれを確認した。これにより、2003年10月から継続され

<sup>78</sup> George Perkovich, U.S. Senate Foreign Relations Committee, Hearing, May 19, 2005. “The core failure is the refusal of the Executive and Legislative branches to agree that something more than sanctions, hostile rhetoric and coercion are necessary to induce Iranian authorities to change their behavior. U.S. policy, often driven by congressionally-mandated sanctions, focuses on seeking to inflict pain and loss on Iran. But *Iran, like India in important ways, is too big, too capable, too proud, and too important for the U.S. alone to coerce into major behavior change.*”

ていたウラン濃縮のモラトリアムは破られた<sup>79</sup>。その数日前には、イランはIAEA追加議定書を停止する動きに出ている。封印撤去後、イランはナタンズのウラン濃縮用パイロット施設を大幅に修繕し、ナタンズとファアラヤンド・テクニクにおいて、遠心分離機のテストを行った後、3月初め頃までにナタンズのパイロット施設で10-20基の遠心分離機からなるカスケードでウラン濃縮を行っている<sup>80</sup>。

一方、エスファハンにあるウラン転換施設は2005年8月以降、運転が継続されており、2006年2月下旬までに約85トンの六フッ化ウランを製造している。これは15個以上の核兵器を製造できる量に相当する。<sup>81</sup>しかし、ウラン転換工場で製造される六フッ化ウランには、モリブデンなどの化学物質の不純物が多く混入しており、技術的課題が残されているものと考えられている。<sup>82</sup>

また、3月中旬にIAEAが国連常任理事国とドイツに対して行った非公式なブリーフィングによれば、イランはナタンズのウラン濃縮用パイロット施設に設置された164基の遠心分離機にウランガスを注入する準備がほぼ整ったものと考えられているが、十分な量の濃縮ウランを製造できるようになるまで、緊急時停止装置のテストなど、技術的面で大きな課題が残されているものと考えられる。<sup>83</sup>

3月29日、国連安全保障理事会では全理事国が一致して、イランの核問題に関する議長声明を採択し、イランに対してIAEA理事会の要求事項を履行するように求めたが、3月31日時点でイランは依然として研究開発目的のウラン濃縮作業を継続している。<sup>84</sup>

イランはIAEAに対して、2006年第4四半期中にナタンズの地下にある大型ウラン濃縮施設に、3000基のP-1型遠心分離機の設置作業を開始する旨につき伝えている。これは低濃縮ウラン製造用にデザインされているとのことであるが、ここで十分な量の低濃縮ウランを製造できるようになれば、それをベースに同施設で高濃縮ウランを製造することで、高濃縮ウラン製造にかかる時間は劇的に短縮されうる。<sup>85</sup>

前述の通り、ネグロポンテ米国家情報長官は、イランが核兵器を保有するまでにはあと5-10年ほどはかかるものと予測している。また、現時点では、イランが核兵器保有を決断したと判断するに足る情報は少なくとも公にはない。しかし、イランは着実に核兵器製造に必要な技術を蓄えつつあるものと考えられており、今後、何らかのかたちでイランにIAEA理事会の要求事項を早急に履行させることがまずは必要である。しかし、その見通しは非常に厳しいといわざるを得ない。

まず、国連安保理で厳しい対イラン制裁が可決される可能性は低いとの見方が専門家の間では一般的だ。国連安保理常任理事国のロシアと中国は、イランに対する強硬な措置に難色を示してい

---

<sup>79</sup> Update brief by the Deputy Director General for Safeguards of the International Atomic Energy Agency, "Developments in the Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran and Agency Verification of Iran's Suspension of Enrichment-related and Reprocessing Activities," January 31, 2006; David Albright and Corey Hinderstein, *op.cit.*

<sup>80</sup> *Ibid.*

<sup>81</sup> David Albright and Corey Hinderstein, *op.cit.*

<sup>82</sup> Richard Stone, "Iran's Trouble with Molybdenum May Give Diplomacy a Second Chance," *Science*, January 13, 2006, p.158.

<sup>83</sup> *Ibid.*

<sup>84</sup> 日本外務省不拡散・科学原子力課、「イランの核問題の概要」、平成18年3月30日。

<sup>85</sup> 同上

る上、米国としても強硬な手段に訴えようにも、イラクの戦後復興に戦力の大半を費やさざるをえない現状では具体的なカードがない。特に中国はイラン石油への依存度を高めており、外交的孤立のリスクを負ってもイランに対する経済制裁に反対する可能性がある。また、イランに対して経済制裁を課した場合、イランが輸出している約400万バーレルの原油の不足を補う手段がない。サウジアラブ首長国連邦が石油生産を増産してもその半分ほどしか不足分を補えないものと予測されている。ある米国務省高官も、「イランに対しては、徐々に圧力を高めてゆく方針であり、一気に経済制裁をかけて圧力を高める考えはない」と発言している。<sup>86</sup>

逆に今後、もしイランが核活動の再停止でEUと合意したり、あるいはイランが、ウラン濃縮活動をイラン国内ではなくロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案を受諾したりすれば、米国にとって、対イラン制裁包囲網形成に向けた国際的合意を形成するのは容易ではなくなろう。米専門家の間では、イランは最も非妥協的なレトリックで発言しているときにも最もドラマティックに政策変更をする傾向があるとの指摘もある。<sup>87</sup>ただ、そのような場合でも、イランは『サラミ切り』のような手段を使って、核兵器開発に関連した研究の継続を図るとの見方が米政府内に強い。<sup>88</sup>例えば、イランが研究開発を理由に、できるだけ数多くの遠心分離機の設置を求める事態などが予想される。<sup>89</sup>

今後、米国とEUは、国連安保理付託後の段階的な懲罰措置について具体的な合意を形成する必要がある。そして、それらの措置にどこまでロシアと中国を巻き込めるかが今後のポイントとなろう。

ただ、米国内の不拡散問題専門家が指摘する通り、アフマディネジャード政権のように、イランがあからさまに国際的ルールを無視して核計画を進めれば、国際的に一致結束した対応を形成することは依然困難では在るものの可能性は残されている。しかし、逆に、もしイランがそのような非合法活動を差し控えて、国際的ルールに則って研究開発を行うようになれば、むしろイランの研究開発を止めることは困難となるため、不拡散上の課題はかえってより大きくなるとの見方が強い。<sup>90</sup>

いずれにしても、イラン核問題を外交的に解決するためには、米国がイランと直接交渉しなければ打開策は得られないとの意見が米専門家の間でよく聞かれる。<sup>91</sup>しかし、アメリカとイランが共に、両国間関係をイデオロギー的に見ている様が多分に見受けられる。<sup>92</sup>いわば米国にとってイランとの関係は、日本にとっての北朝鮮との関係に似たところがある。在イラン大使館の人質をとられた歴史的記憶ゆえに、イランに対する穏健的な姿勢は米国ではあまり好意的に受け入れられない現実がある。同様にイラン指導部内においても、米国に対する穏健的な姿勢を積極的に支援する環境がない。

<sup>86</sup> 不拡散問題担当の米国務省高官の発言。日米軍備管理軍縮トラック2会合、2006年3月7日、米国ワシントンDC。

<sup>87</sup> Charles D. Ferguson and Ray Takeyh, "Making the Right Call: How the World Can Limit Iran's Nuclear Program," *Arms Control Today*, March 2006, p.8.

<sup>88</sup> 前米政府高官のコメント、2005年10月。

<sup>89</sup> 不拡散問題担当の米国務省高官の発言。日米軍備管理軍縮トラック2会合、2006年3月7日、米国ワシントンDC。

<sup>90</sup> George Perkovich, U.S. Senate Foreign Relations Committee, Hearing, May 19, 2005.

<sup>91</sup> Geoffrey Kemp, *op.cit.*

<sup>92</sup> Kenneth Pollack, *The Persian Puzzle: The Conflict between Iran and America* (Random House Trade Paperbacks, 2005).

両国内におけるこのようなイデオロギー的環境が、両国間の対話を著しく制約する要因となっており、今後、米国とイランとが直接交渉に応じるようになるためには、相互に話し合える政治的環境が両国内に形成される必要がある。

ただし、将来、仮に米国とイランが交渉に乗り出すようになり、イランの核放棄の見返りに米国がイランの体制の安全を保障するというカードで交渉を試みても、イランによる核の平和利用のための研究開発の継続という方針におそらく大きな変化は及ぼせないのではないかとの悲観的な見方が米政府内には多いようだ。<sup>93</sup>

最悪の場合、イラン核問題を巡って武力紛争が発生する可能性は否定できない。もし国連安保理がイランに対してなんら効果的な制裁を課せない場合、1998年のコソボ爆撃のように、米国が中心となって「意欲ある国々」からなる多国籍軍で、何らかの武力行使が行われる可能性はある。また、もしイランが何らかの理由でイスラエルを攻撃した場合には、米国は「同盟国であるイスラエルを武力を用いても守る」と、ジョージ・W・ブッシュ大統領は2006年3月26日の演説で述べている。<sup>94</sup>

イラン攻撃計画については、様々な報道がなされている。各種の報道によれば、米国は2004年以降、イラン上空に無人偵察機を密かに飛ばして、核関連活動に関する情報収集を行ったり、アラビア海に配備した空母から海軍機を飛ばして、核兵器攻撃を行う訓練もしてきたという。また、米国務省内において、ディエゴ・ガルシアの基地や、米空母をペルシア湾岸に配備してそこから米軍機を発進させて、イラン国内の原発関連施設を対象とする爆撃を行ったり、またはそれらに加えて化学兵器製造工場と見られる施設やイラン政府のインテリジェンス機関の本部建物など、より広範囲なターゲットを包括的に攻撃する選択肢などが計画されているとも言われている。

しかし、コソボとは違ってイランの場合、その豊富な天然資源は外交的ツールとしてきわめて強力であり、実際にそれを犠牲にして対イラン武力行使に参加する国々がどれほどあるか、現時点ではきわめて疑問である。

ただ、武力行使について言うならば、米国よりもイスラエルの動きを懸念する見方が米専門家の間にある点を指摘しておきたい。イスラエルのシャロン前首相は、ブッシュ政権が2002年頃から対イラク戦に向けて準備に入っていた頃、ブッシュ政権高官に対して、真の脅威はイラクではなくイランであると、何度も説いていた経緯がある。仮に米国が軍事手段に訴えなくとも、イスラエルが先制攻撃的手段に訴える可能性は、低いかもしれないがゼロではない。

例えば、モンレー国際問題研究所のデニス・ゴームレー (Dennis Gormley) 博士は、イスラエルがイランに対して採りうる実力行使の選択肢として、4つのパターンが考えられうると指摘する。<sup>95</sup>

第一の選択肢は、イスラエル空軍戦闘機によるブシェール原子力発電所などに対する爆撃である。イスラエル人ジャーナリストのマイケル・カルピン (Michael Karpin) によれば、イスラエル空軍のF-15I型戦闘機の航続距離は2,765マイル(約4,424キロメートル)で、F-16型戦闘機の航続距離は予備燃

<sup>93</sup> 前米国務省高官によるプレゼンテーション。2005年10月26日、イギリスで開催された国際会議にて。

<sup>94</sup> “President Bush Discusses the War in Iraq: Speech Delivered at the City Club of Cleveland,” Courtesy CQ Transcripts Wire, introduced in *the Washington Post*, Monday, March 20, 2006.

<sup>95</sup> 筆者インタビュー、2005年3月、米ワシントンDC。

料タンクをつければ1,300マイル(約2,080キロメートル)になるという。一方、イスラエルからブシェール、エスファハンまでの距離は約930マイル(1,488キロメートル)と上記の航続距離内にあり、またアラクの重水炉までの距離も同様にイスラエル空軍の射程距離に入るという。<sup>96</sup> しかし、この場合、戦闘機の航続距離を考慮すると、イスラエル空軍の戦闘機はイランに到達するためにはイラク上空を通過しなければならないだろうが、イラク政府や米政府がイスラエル空軍にそのような領空通過の許可を与える可能性は低いだろう。

また、2004年9月のイスラエル・メディアなどでは、米国防総省がイスラエルに対して、500発の地下貫通型バンカーバスター・ミサイルの売却を考慮しているとの報道があったようだが、<sup>97</sup> この報道内容の精度は確認できていない。

第2の選択肢として考えられるのが、イスラエルが保有する戦略型潜水艦からのミサイル攻撃である。同潜水艦は弾道ミサイルではなく巡航ミサイルを搭載しているものと考えられている。ここで問題となるのは、巡航ミサイルの弾頭は弾道ミサイルのそれよりも軽量であるため、攻撃の破壊力が比較的限定される点である。ブシェール原子力発電所は、そのような攻撃を想定してすでに強固な物理的防護が採られているものと考えられており、果たして巡航ミサイルだけでどれほど深刻な損害を及ぼしうるのか、不確実である。また、ナタンズの地下にある遠心分離機施設では、すでに厚い層の土砂が山のようにかぶさって防護している。さらに、この「山」は植林されている上、木々の間に地对空ミサイルが配備されている。<sup>98</sup> このように地下深くに設置した施設を巡航ミサイルで貫通するのは一般的には困難であろう。

そこで第3の選択肢として考えられるのが、イスラエルによる中距離弾道ミサイル攻撃である。しかし、同ミサイルは、一般的に戦術核弾頭を搭載しているものと考えられており、これでは中東・ペルシア湾岸地域における初の限定的戦術核使用という最悪の結果を招くことになりかねず、イスラエルに対する国際的な反発は必至となろう。

上記のようなイスラエルによるあからさまな武力行使は、イスラーム世界のイスラエルに対する反発を加速化させ、中東和平プロセス、イラク・アフガニスタンの復興など、米国が戦略的に最重要課題として取り組んできた数々の政策を根本から覆しかねない危険性ははらんでいる。米国としてはイスラエルがこのような行動をとらないよう、慎重な配慮と働きかけをイスラエルに対して払わなければならない立場にある。

最後に第4の選択肢として、イスラエルは、あからさまな武力行使は避けて、イラン原子力関連施設内部、遠心分離機施設に対する電力供給ラインなどでスパイなどを使ってサボタージュ工作により損害を与えるなどを行う可能性も考えられる。しかし、イスラエルに果たしてそのようなことをなしうるだけの人的資源が本当に存在するのか、公では信頼度の高い情報が存在しないため、推測の

<sup>96</sup> Michael Karpin, *The Bomb in The Basement* (Simon & Schuster, New York/2006), p.354.

<sup>97</sup> *Ibid.*

<sup>98</sup> 筆者による日本政府担当者インタビュー、2006年2月、東京。

域を出るものではない。ただ、イランの原発関連施設の重要な機材や器具類の中には、イラン国外の企業から供給されるものもあり、この供給ラインを狙った攻撃の可能性を指摘する専門家もいる。<sup>99</sup>

上記のいずれのケースを考えてみても、残念ながらイラン核問題解決に向けた楽観的なシナリオは見当たらないのが実情である。

今後、国連安保理においては、イランに対するビザ発行停止措置などの政治的制裁や、イランに対する厳しい国連安保理議長声明を出すことなどが、当面のところ考えられうる現実的な選択肢であろう。また、米国が主導するかたちで、「意欲ある国々」による対イラン選択的経済制裁が追及される可能性も考えられる。その場合には、イランが消費する精製石油の消費量のうち約40%を輸入に依存しているため、これを禁輸することが効果的と考えられているが、<sup>100</sup>対イラン・ガソリン輸出の主役であるインドがこのような限定的経済制裁措置に賛同する見込みは、本稿執筆時点(2006年3月末)では見受けられない。

2006年4月11日には、イランのアフマディネジャード大統領は、164基の遠心分離機を稼働させて、ウランを成功裏に濃縮したことを公表し、イランの核問題を巡ってさらに緊張感を高めている。一部の米専門家からは、今後、イランには研究規模のウラン濃縮を認めて、かわりに産業規模のウラン濃縮施設の開発を思いとどまらせるようにインセンティブを用意する必要があるとの意見も出ている。<sup>101</sup>

(古川 勝久)

---

<sup>99</sup> A comment of Jon Wolfsthal of the Center for Strategic and International Studies, cited in Terrence Henry, “The Covert Option,” *The Atlantic Monthly*, December 2005.

<sup>100</sup> Charles D. Ferguson and Ray Takeyh, *op.cit.*, p.8.

<sup>101</sup> *Ibid.*

## 第 4 章

### 核問題をめぐるイラン国内の動き

## 第4章 核問題をめぐるイラン国内の動き

2005年、イラン核問題はイラン現体制の重要な方針転換によって、大きな転機を迎えた。2003年10月のテヘラン合意以降、EUとの核協議を継続してきたイランは、2005年8月、「EU側の合意違反」を口実に、2004年11月のパリ合意に反し、中部イスファハンでウラン転換作業を再開する。これを契機に、IAEA理事会はEU3カ国の主導のもと、9月の定例理事会でイランのIAEA憲章違反を認定し、2006年2月には、イラン核問題の国連安保理付託が決定した。

本章においては、このイラン側の方針転換の背後にある国内の動きに焦点をあて、核問題をめぐる国内の動きの一面を明らかにすることを試みる。イラン国内で核問題をめぐる決定に参加しているのは誰か、あるいはどの機関なのか、また、決定に直接は関与することのない国内各派の動きは、核問題をめぐる決定にいかなる影響を及ぼしているであろうか。そして核問題をめぐるイランの決定は、現体制の性格及びメカニズムとはどのような関係にあるのか。

これらの問いに答えるために、本章ではまず第一に、2005年6月に行われた第9期イラン大統領選挙に着目する。結局8名が立候補を認められた大統領選挙において、核問題は必ずしも主要な論点ではなかった。しかし各候補は外交面ではまぎれもなく国家の最重要課題である核問題に関するそれぞれの見解を披露しており、これらを見解を概観することにより、イラン国内における核問題の位置づけを垣間見ることができる。

次いで第二には、イランがウラン転換作業の再開をIAEAに通告する8月1日の前日、7月31日にイラン国内で報じられた、ロウハーニ国家安全保障最高評議会(SNSC)前事務局長のハータミ大統領宛の書簡に焦点をあてる。ロウハーニ前SNSC事務局長はこの書簡の中で、2003年10月に核交渉チームの責任者に任命されて以降の現状認識、交渉目的、交渉戦術などを詳細に綴っている。

第三に、イランの核政策をめぐる国内各派の動きを整理する。ここでは、大統領選挙以降のイラン国内の動きの中で特に重要な3つの局面に着目し、それぞれの局面における国内各派の動向について見当する。第一の局面とは、2005年8月1日のIAEAに対するウラン転換作業再開通告である。第二は、10月1日に発表された、司法・立法・行政三権の監督権をラフサンジャーニ元大統領が議長を務める体制利益判別評議会に委ねるとする決定である。そして第三は、9月のIAEA理事会における対イラン非難決議採択にもかかわらずウラン転換作業を続行するイランに対し、非難決議を採択することなく閉会した11月のIAEA理事会である。

そして最後に、核問題をめぐる体制首脳部の決定に影響を与える諸要素を整理し、初めに提示した問いに答えて、本章を締めくくりたい。

## 4-1 イラン国内における核問題の位置づけ

第9期大統領選挙立候補者8名による核問題に関する発言は、核問題のイラン国内における位置づけを浮き彫りにしている。本項ではまず、イラン国内における核問題の位置づけを、各候補者の発言から明らかになる限りで整理する。

6月17日に実施された大統領選挙では、1014人が立候補申請を行ったものの、憲法擁護評議会と最高指導者の決定によって、結局はそのうち8名が立候補を認められた(別表を参照)<sup>1</sup>。このうちレザーイ候補は、投票の直前(2日前)に立候補を辞退したが、当初立候補を認められた8名のうち、レザーイ候補を含む半数の4名は、革命防衛隊の出身である。現在は体制利益判別評議会の書記を務めるレザーイ候補も、体制の有力者であることに変わりはないため、ここではレザーイ候補を含む全8名の核問題に関する見解を検討する。

それぞれの候補者の発言から浮かび上がるものは、まず第一には、「核の平和利用はイランの明白な権利」であり、「核問題に関する決定は大統領一人によるものではない」とのコンセンサスである。モイーン候補は、核問題に関する政策は全て、国家安全保障最高評議会(SNSC)<sup>2</sup>の決定によると述べている。すなわちガーリバーフ候補も述べるとおり、核問題は国家の問題であり、体制の主要な意思決定者(最高指導者及びSNSCを中心とする)が皆で物事を決定しているのである。アフマディネジャード候補も、核問題に関する決定については「指導部」の存在に言及している。

第二の特徴と考えられるのは、レザーイ候補の考え方に代表されるような、「問題は核問題ではなく、イランの現体制そのもの」であるとする考え方である。キャッルービ候補も同様の発言をしているが、このような認識によれば、問題はイランの核技術というよりは、「イランがイスラーム共和国であること」自体なのである。アメリカを頂点とする国際社会のあり方に、イランが革命を起こしてたてついたからこそ、今イランは不当な圧力にさらされているのだ、というわけである。ラーリジャーニ候補は一步進んで、イスラーム体制であるがゆえに抑圧を受けるイランをあの手この手で最も圧迫しているのは「シオニスト」であると述べている。これも、イランではめずらしい見解ではない。

第三に指摘できることは、核交渉をめぐる「妥協点」がどのあたりになり得るかという点に関し、各候補とも明言は避けているものの、それぞれの立場は微妙に異なることが読み取れることである。まずラーリジャーニ候補やアフマディネジャード候補の立場はより強硬的である。ラーリジャーニ候補は、通常信頼回復のための一プロセスと位置づけられる交渉に関し、信頼回復云々よりも、むしろ重要な

<sup>1</sup> 5月14日に大統領選挙の立候補届出は締め切られ、5月22日に発表された憲法擁護評議会による立候補資格審査結果においては、改革派の有力候補モイーン候補は不認定とされた。しかし翌23日、ハーメネイ最高指導者がハッダードアーデル議長からの要請を受け、モイーンとメフルアリーザーデの2名の立候補資格を再審査するよう憲法擁護評議会に対して指示し、その翌日24日には憲法擁護評議会が新たに上記2名の立候補を承認、この結果、大統領選挙立候補「有資格者」は、別表の8名のとおりとなった。

<sup>2</sup> イラン・イスラーム共和国憲法第176条によれば、国家安全保障最高評議会のメンバーは、三権の長、統合参謀本部長、最高指導者名代(2名)、外相、内相、情報相、国軍最高司令官、革命防衛隊司令官、予算・計画策定責任者などにより構成される。

のはその「結果」であると述べている。アフマディネジャード候補の方も、イランは要求の押し付けは決して受け入れないと述べている。

図表 4. 1 核問題をめぐる各候補者の見解

<p><b>アフマディネジャード候補(テヘラン市長、革命防衛隊出身、現大統領)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一連の圧力により一国民の進歩を妨げるようなことはできない</li> <li>・しかもイラン国民は歴史を通じ、世界の様々な学問の基礎を築いてきた国民である</li> <li>・イランは世界の国々と関係を維持し、対話を続ける意向である。イラン国民の権利を尊重する相手とは協力を続ける。しかしイランは、押し付けられた要求を受け入れるなどという約束はしていない。</li> <li>・平和利用目的の核技術の達成はイラン国民全員の願いであり、指導部は全力を尽くしてこの実現を目指さなければならない</li> </ul>
<p><b>ラーリジャーニ候補(イラン国営放送総裁、革命防衛隊出身、現SNSC事務局長)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我々は我々の国益と安全を保証するための合意を目指し、対EU交渉に臨むべきである</li> <li>・重要なのは交渉自体ではなく、その目的と結果である</li> <li>・地域で唯一の核保有国であるイスラエルの関係者は、イランには核開発計画から手を引かせるため十分な代償を支払うべきだと言っている</li> </ul>
<p><b>モフセン・レザーイ候補(体制利益判別評議会書記、革命防衛隊出身、後に立候補を辞退)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の本質は核問題ではない。核問題が解決したとしてもまた別の問題が生み出される</li> <li>・我々が試みるべきは、安全保障に特化したイランと外国との関係の軸を、経済中心のものに切り替えることである。世界とイランの関係のパラダイムを変えねばならない</li> <li>・我々は争いを欲しているわけではない。我々が求めるのは平和的核技術のみである</li> </ul>
<p><b>ガーリバーフ候補(元治安維持軍司令官、革命防衛隊出身、現テヘラン市長)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核問題は非常に困難な国家的問題であり、個人や特定のグループに帰すことのできるものではない</li> <li>・体制全体が、体制の主要な意思決定者が皆で、核問題に取り組んでいる</li> <li>・最も重要なのは、イランがいかにして国家の利益を維持しつつ、誇り高くこの問題を解決できるかという点である</li> <li>・そのためには世界の現実と国際社会におけるパワーの分布を正しく認識する必要がある</li> </ul>
<p><b>キャツルービ候補(第6期国会議長、改革派)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核問題はイランの達成をイランから奪い取ろうとするアメリカの目論見である</li> <li>・核問題をめぐるイランへの圧力は、我々の独立したあり方、すなわち被抑圧者のために思考し、政策を考案するという姿勢に向けられたものである</li> <li>・核問題により我々を窮地に追いやるにあたりシオニスト達は大きな役割を果たしている</li> </ul>
<p><b>モイーン候補(元高等教育相、改革派)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イランは文化を有し、優れた学者や芸術家を輩出してきた偉大な国であり、同時に、国際的な取り決めには従う国である</li> <li>・さらなる信頼醸成が必要である</li> <li>・軍事攻撃の危険など安全保障上の問題が高まった場合、大統領は自らの権限を行使し、安全保障上の目的のため、一時的にウラン濃縮活動を停止することができる</li> <li>・現在の政策は全て国家安全保障最高評議会の決定による</li> </ul>
<p><b>メフルアリーザーデ候補(元体育庁長官)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我々も人間であり、進歩しなければならない。他人に我々の力を奪う権利を与えてはならない</li> <li>・核の平和利用の権利は、イランの明白な権利である</li> </ul>
<p><b>ラフサンジャーニ候補(体制利益判別評議会議長、元大統領)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる高位の人物にも、核の分野におけるイラン国民の権利を奪うことはできない</li> <li>・我々は国家に損害を与えることなしに、慎重に我々の権利を獲得していく</li> <li>・全力を尽くしてイラン国民の核の平和利用の権利を防衛しなければならない</li> </ul>

出所：イラン学生通信ほか。

これに対し、改革派系のモイーン候補などは、「さらなる信頼醸成」の重要性をむしろ強調し、「軍事攻撃の危険など安全保障上の問題が高まった場合、大統領は自らの権限を行使し、安全保障上の目的のため、一時的にウラン濃縮活動を停止することができる」とまで述べている<sup>3</sup>。

これらの中間に行く主張が、レザーイ候補、ガーリバーフ候補、そしてラフサンジャーニ候補によってなされている。まずレザーイ候補は、「経済」の重要性を強調し、イランの核問題を経済にリンクさせれば、違う可能性が開けてくるという独自の主張を行っている。次いでガーリバーフ候補は、イランが相手にしている国際社会における力関係を正しく認識する必要性を強調し、イランにとって譲れない線をただ主張するのではなく、「誇り高き問題解決」を模索すべきだと述べている。ラフサンジャーニ候補は、「国家に損害を与えることなく、慎重に権利を獲得する」と述べている。つまり大統領選挙の時点においては、「核政策は大統領一人が決定するものではない」とのコンセンサスが存在する一方で、目指されるべき妥協点についてはそれぞれの候補者が独自の見解を有していたことがわかる。

結局は7人により戦われたこの選挙戦を制したのは、大方の予想を完全に裏切り、アフマディネジャード候補であった<sup>4</sup>。当時テヘラン市長を務めていたアフマディネジャードは国政レベルでの経験もなく、まだ49歳と若く、「革命原理への回帰」を主張する革命防衛隊出身の大統領の登場は、「強硬派大統領の誕生」と海外メディアに書かたてられた<sup>5</sup>。

しかしそのアフマディネジャード自身は、当選が確定した翌26日の記者会見において、核問題については「対話を継続する」こと、「信頼醸成は双方向的なものでなければならない」こと、の2点に短くふれたのみであった<sup>6</sup>。イランの外交政策については、第1回投票結果の確定直後、6月19日にハッラーズィ外相が会見を開き、核問題は「体制の」問題であって、新大統領の選出はイランの外交政策に影響を与えないことを強調した<sup>7</sup>。また、アフマディネジャード次期大統領の会見の翌日、6月27日

<sup>3</sup> 大統領の権限強化は、ハータミ改革派政権の試みが保守派系諸機関に阻まれ続けたことから改革派の変わらぬアジェンダであると言えるが、現時点では大統領に、ここでモイーン候補が言うような権限は与えられていない。国家の安全保障に関する問題は、体制の上層部を占める人物により構成される国家安全保障最高評議会の決定を経により取り組まれることになっている。

<sup>4</sup> 6月17日に実施された第9期大統領選挙では、1回目の投票で得票が過半数に達した候補がいなかったため、決着は6月24日の第2回投票に持ち越された。第2回投票では、アフマディネジャードテヘラン市長が選挙前の下馬評では投票を確実視されていたラフサンジャーニ候補に700万以上の大差をつけて当選した(得票数1724万8782票(得票率61.69%))。アフマディネジャード候補当選の陰には、第1回投票直前に行われた「保守派首脳部」によるアフマディネジャード候補支持で一本化するとの決定と、アフマディネジャードの出身母体である革命防衛隊とその弟分であるバシージ(志願兵組織)の全国各都市に及ぶ指揮系統を通じた効果的な動員があったといわれる。

<sup>5</sup> その一例としては、エコノミストの「イランにおける宗教的強硬派の勝利」(Economist.com, 2005.6.27.)、BBCの「イラン:強硬派が大統領に」(BBC News, 2005.8.3.)、Times紙の「核問題の深刻化と強硬派大統領の就任」などの記事をあげられる。

<sup>6</sup> ISNA, “Doktor Ahmadinejad dar Nokhostin Neshast-e Khabari: Doulat-e Ayande-ye Iran Hasel-e Erade-ye Mellat-e Iran asf”, 2005.6.26.

<sup>7</sup> ISNA, “Entekhab-e Rais-e Jomhur-e Jadid dar Siyasat-e Khareji-ye Man Bitasir Khahad bud”, 2005.6.19.

には、アーガーモハンマディSNSC報道官がISNAとのインタビューに答え、核問題をめぐりイランは「派閥を超えたアプローチ」を取っており、新政権下でもそれは変わらないと述べた<sup>8</sup>。

## 4-2 ロウハーニ書簡に見るイラン体制首脳部の認識

イラン学生通信 (ISNA) は7月31日付で、ロウハーニSNSC事務局長(当時)がハータミ大統領にあてたA4で6ページにわたる書簡の全文を掲載した<sup>9</sup>。前述のとおり、7月31日とは、イランがIAEAにウラン転換作業の再開を通告する前日である。この書簡の中でロウハーニは、2003年10月に核交渉チームの責任者に任命されて以降2005年7月までの、EUとの交渉の経緯を詳細に振り返っている。

このロウハーニの書簡には、大統領選挙の候補者たちの発言にも垣間見られた「体制首脳部の認識と見解」が詳らかに記されている。ハッターズィ外相(当時)が大統領選挙第1回投票直後に言及した「体制」は、核問題をいかに認識し、それにどのように対処しようとしているのか。以下、追って見ていくことにしたい。

### 4-2-1 イラン現体制による核問題の認識

ロウハーニは自らの書簡を、「イラン・イスラーム革命」が成就した1979年の回顧から説き起こしている。ロウハーニによれば——これは大統領選挙の候補者らにも共通する見解であるが——革命が成就してまだ一年もたないうちに、「ヨーロッパを含む西側世界はアメリカのイニシアチブの下、核エネルギー開発に関してはイランに決してこの権利を与えないとの決定を下した」。その結果、革命前にイランが締結していた核エネルギー開発に関する様々な契約は、次々と破棄されていくことになる。

ロウハーニによれば、イラン・イスラーム共和国において支配的な思考様式は、それが宗教的民主主義であれ、独立志向主義であれ、西側世界に受け入れられるものはひとつとしてなかった。イラン・イスラーム共和国に対し、アメリカは威嚇の言葉を用い、ヨーロッパは「批判的対話」を掲げていたとの違いはあったが、両者の目的は結局のところは、イスラーム共和国の行動かつまさにその本質を変化させることであった。よって核エネルギーの平和利用の権利は、イランがイスラーム共和国である限り、決して認められないものなのである。

このような被害者意識が根底にあるところに、ロウハーニは続ける。よって、イランは自らの権利を認めもらうため、そして何より国際社会で対等なパートナーと見なしてもらうためには、政治・経済・技術などあらゆる面において、国力の増強に努める必要があった。イランの核エネルギー産業は、最高指導者のたゆまぬ導きの下、原子力エネルギー庁の下に国内の技術者達の力を結集し、ついに今日のレベルにまで到達した、幾年にもわたる努力の結晶なのである。

<sup>8</sup> ISNA, 2005.6.27.

<sup>9</sup> ISNA, 2005.7.31.

#### 4-2-2 イラン現体制による核問題への対処方針

国際社会で「対等のパートナー」として認めもらうためのイランの秘密裏の核技術開発はしかし、2002年8月の反体制派組織による暴露以降、白日のもとに晒されることになる<sup>10</sup>。その後1年あまりの間は、原子力エネルギー庁とイラン外務省が、核問題の対応に追われた。しかしそれでは埒があかず、2003年10月には問題は「国家安全保障の一大事」としてSNSCに委ねられ、SNSCの1989年来のメンバーであったロウハーニ事務局長が、核交渉チームの責任者に任命された。ロウハーニによればこの決定は、「最高指導者と権力の中枢部の見解」に基づくものであった。

核交渉チームの責任者に任命されたロウハーニは、当時の状況を以下のように回顧している:当時イラン国内には、二つの両極端な主張が存在していた。その第一は「北朝鮮型」を志向し、NPTを脱退し、イランの権利を否定しようとする国際社会との直接対決に臨むべしとする立場であった。第二の立場は「リビア型」であり、何らかの見返りが得られるならば、核技術開発の放棄もやむを得ないとする立場であった。

ロウハーニによれば、これらの立場はいずれも「体制」の承認を得ることはできなかった。そこで、この「二つの極端」の中間の道を探り、危機的状況を回避するために、体制は「あらゆる可能性」を動員し、注意深く計画を立て、国益の実現を目指すことになった。具体的には、以下の5点の目標の実現が、段階的に目指されていくことになった。

- ① とりあえず目の前にある危機を回避し、
- ② すでにイランが保持する関連施設の保全に努め、
- ③ その合間に技術開発は支障のない範囲で続け、
- ④ (様々な「疑惑」を解消することにより)イランの法的立場を強化する。
- ⑤ そして結果的に危機を機会に転じさせる。

ロウハーニはこの書簡の中で、2005年5月25日にジュネーブで行われた協議の結果、EUから「7月末頃までに」核問題をめぐる包括提案を提示すると約束を取り付け、よって危機は機会に転じたのだ、と結論付けている。しかも危機をくぐりぬけるにあたり、イランがすでに達成した核技術を世界において「既成事実化」したことは、過去2年半にわたる核交渉の成果であったとロウハーニ師は述べる。この書簡からは、交渉の期間中、常に考えうる最善の選択肢をとってきたというロウハーニ師の自負と、突如として窮地に立たされたイランを救い得たのは実際に選び取られた方策だけであったとの認識を読み取ることができる。

ロウハーニ(すなわち「体制」の見解)によれば、「IAEAに対する申告内容に誤りがあった場合、内容を修正申告すれば問題は解決される」。そしてイラン側の認識においては、IAEAに対する修正申

<sup>10</sup> この反体制組織とは、イラン国民抵抗評議会(National Council of Resistance of Iran)という、代表的なイラン反体制派組織であるMKO(モジャヘディーネ・ホルク)の政治支部である。現在もヨーロッパ及び北米各地に支部を持ち、反体制活動を展開している。

告は6月の「プルトニウム問題」を最後にすでに完了しており、よってイランのNPT加盟国としての権利行使を妨げる要素は、もはや残されていなかった。ここに、イランは「濃縮権の放棄」を硬軟織り交ぜて迫り続けたEUを引き離しにかかる。それまで上記の5項目の方針のもと、EUの真の意図を知らながら、修正申告を繰り返しつつ危機を先延ばしにし、可能な限りの技術を獲得する一方で、自らの「法的立場」を強化するためにも交渉に臨んできたイランは、今後は「NPT規定の枠内で」、明示的に合法と認められた活動を着々と実施に移すことを決定するのである。

この方針転換が、アフマディネジャード大統領就任の直前に行われたことは重要である。すなわちイランは「強硬派新大統領の誕生」によって方針の変更を行ったわけではない。そうではなく、イラン「体制首脳部」は、イランがこの時期にこのような方針転換を行ったとしても、「法的問題はすでに解消済みである以上」、国際社会にはそれを止めることができないと確信していた。あるいはイラン体制は、ウラン濃縮の権利を確保するためにはもはやそのような信念のもと突き進むしかないという状況に追い込まれていたと言うこともできる。よって8月10日のウラン転換作業再開を受けて、8月11日にIAEA緊急理事会がイラン非難決議を採択しても、イランの態度は全く変わることがなかった。イランはみすみす「負け戦」を戦っているわけではない。勝算が(わずかではあれ)あると踏んだからこそ方針転換が可能となったのであり、イランはこれ以降その方針実現に向け、着々と歩を進めていく。その後イランは2006年1月10日、ウラン濃縮関連研究活動を再開し、2月4日のイラン核問題の国連安保理付託にもひるまず、2月14日にはウラン濃縮活動そのものを再開した。8月1日のウラン転換作業再開決定以来のイランの動きは、すべて「体制」の新方針の延長上に位置づけられるものである。

### 4-3 核問題をめぐるイラン国内各派の動向

現体制の上記のような認識及び見通しに基づく方針転換を、国内各派はどのように受け止めたであろうか。ここでは8月1日のウラン転換作業再開通告以降のイラン国内の動きを、3つの局面に着目することにより整理する。

#### 4-3-1 体制の方針転換発表前後(2005年7/8月)の国内の動き

まず2005年の体制の方針転換時、国内各派は一斉にこれへの支持を表明した。保守強硬派から穏健改革派まで、それぞれの支持表明には多少の温度差もあった。しかしそれにより、これらのコメントはある意味バランスの取れたものとなり、体制の新方針への移行を効果的に支える役割を果たした。

<体制首脳部による一連の発表>

まず第一に、体制首脳部による決定がどのような形で発表されたかということ、やや詳細に見ていくことにする。

まず口火を切ったのはアーセフィ外務報道官である。アーセフィ報道官は7月3日、EUによる包括提案が「イランによる最低限の要求(=濃縮権)を保証するものでない限り、イランには受け入れられない」と断言する<sup>11</sup>。次いで7月5日、アーガーザーデ副大統領(兼イラン原子力エネルギー庁長官)は、「核問題におけるイランの法的地位に関する問題は解消済みである」、「イランにおける核燃料サイクル(達成への前進)においてもはや後退は不可能であり、我々はこれを継続する」と述べた<sup>12</sup>。

体制の方針については、アーガーモハンマディSNSC報道官(7月6日)<sup>13</sup>とハッターズィ外相(7月17日)が相次いで、核問題は体制の問題でありいかなる個人に左右されるものでもないというスタンスを再確認する<sup>14</sup>。ポルージェルディ国会国家安全保障外交委員会委員長も、政権交代後は新大統領がSNSC議長に就任するが、外交政策に変化は及ばないと発言する<sup>15</sup>。(7月6日)

7月20日にはロンドンにおいてEU・イラン核交渉の作業部会が開催されるが、イラン側はこれが不発に終わるであろうことを予見していた可能性が高い。しかしこの協議を契機として、「イランはイランの道を行く」という類の発言が増加し始める。7月27日、アーガーザーデ副大統領は記者団に対し、EU提案はもはや重要ではないと言い切り、その4日後に発表されたロウハーニ師の書簡にもふれられていたとおり、じき任期を満了するハータミ政権の最大の功績は、イランが保有する核技術の存在を(世界に)証明したことであると述べた<sup>16</sup>。

#### <国内各派も発言を開始>

7月に入ると「国民の代表」である国会議員らも、核問題に関する見解を相次いで表明し始める。発言内容は当初は散発的であったが、7月20日のロンドン協議以降は、「イランは圧力に決して負けない」との発言が目立ち始める。7月26日にはやがてアフマディネジャード大統領により外相候補に任命されるモッタキ議員(国会外交小委員会委員長)が、「イランは交渉開始後5カ月もした頃には、EUの究極目標はイランに濃縮の権利を断念させることだと理解した」と述べ、方針転換の決断を示唆した<sup>17</sup>。

ロウハーニ師の書簡で言及されていた「2つの極端」の一翼を担う「超強硬派」も、この時期発言を開始する。国際社会からの圧力が強まるたびに「NPT脱退、次はイランの番！」などの見出しを一面に掲げた日刊紙『ケイハーン』のシャリーアトマダリー編集長は、「アメリカやEUのねらいは『イランの脅威』を永遠に摘み取ることにある」との憤りを表明した<sup>18</sup>。他方、改革派の代表的ジャーナリストであ

---

<sup>11</sup> ISNA, 2005.7.3.

<sup>12</sup> ISNA, “*Aghazadeh: Hich Negarani az Ayande-ye Hoquqi-ye Parvande-ye Hastei Nadarim,*” 2005.7.5.

<sup>13</sup> ISNA, 2005.7.6.

<sup>14</sup> ISNA, “*Kharrazi: Ghani Sazi va Bahs-e Hastei Marbut be Nezam ast Na Doulat ha,*” 2005.7.17.

<sup>15</sup> ISNA, 2005.7.6.

<sup>16</sup> ISNA, “*Aghazadeh: Pishnahad-e Orupa be Iran Mohem nist, …*” 2005.7.27.

<sup>17</sup> ISNA, 2005.7.26.

<sup>18</sup> ISNA, “*Dar Kenar-e Tanesh Zodai bar Hefazat az Khotut-e Qermez-e Manaf-e Melli-ye man Takid-e Bishtari shaved,*” 2005.7.11.

るシャムソルヴァーエズィンは、EUに対し、国内の強硬派を暴走させないよう、圧力のかけ方に注意を払うようEU側に呼びかけつつも、「体制」によるこれまでの核交渉の成果を評価した<sup>19</sup>。

#### <方針転換の発表と体制支持発言の嵐>

イラン国内でウラン転換作業の再開決定が発表されたのは、7月31日のことである。この前日7月30日及び当日31日の、関係者及び国内各派の代表らによる相次ぐ発言は圧巻である。アーガーモハンマディSNSC報道官が30日、「EU側は包括提案提出の締め切りを6日間先送りにしてほしいと要請してきた。しかしイランとしてはそのような要求はのめない<sup>20</sup>と発表すると、国会安全保障外交委員会、エネルギー委員会関係者のみならずハッダードアーデル国会議長までもが、「ウラン濃縮を断行すべき」、「方針転換は新政権下で行われるべき」と、様々な見解を次々と発表した<sup>21</sup>。そして結局31日、アーセフィ報道官が、「EU提案の提出の遅れゆえ、イランはウラン転換作業を再開する」と発表した。アーセフィ報道官はまた、「EU提案にはイラン側の最低限の要求も含まれない模様だ」と語った<sup>22</sup>。8月1日にはアーガーモハンマディSNSC報道官が、「ウラン転換作業は核交渉における閉塞状況を打破するために再開される」と説明を加えた<sup>23</sup>。

#### <SNSC報道官が語るウラン転換作業再開の背景>

8月2日付のアーガーモハンマディSNSC報道官のメフル通信とのインタビューによれば、ウラン転換作業の再開は「国家的決断」であり、その決定はハーメネイ最高指導者を囲む少数人数の会合において行われた。この会合には、ムーサヴィ前首相、ラフサンジャニーニ体制利益判別評議会議長、ハータミ大統領、アフマディネジャード次期大統領が出席していた<sup>24</sup>。アーガーモハンマディ報道官は、8月1日付の同じくメフル通信とのインタビューでは、ウラン転換作業の再開にあたってはハータミ大統領が、「どうしても自分の政権下でウラン転換作業を再開しなければならない、さもなくばEUは不当にも、核交渉の行き詰まりをアフマディネジャード新政権に帰すことになる」、と主張したと述べている。アーガーモハンマディ報道官はまた、「(EUとの協議が継続された)二十数カ月は、見返りがゼロであったことを考えるとあまりに長い期間であった」と述べた<sup>25</sup>。

<sup>19</sup> ISNA, “Shamsol Vaezin: Orupa ba Eqdamat-e Khod Iran ra dar Mouzei-ye Radikar Qarar Nadahad,” 2005.7.29.

<sup>20</sup> Mehr, 2005.7.30.

<sup>21</sup> 国会議員では、ボルーージェルディ国家安全保障外交委員長、ジャラーリ国家安全保障外交委員会スポークスマン、ハージバーバーイ国家安全保障外交委員会メンバー、ダーネシュヤール国会エネルギー委員長などが次々と発言を行った。

<sup>22</sup> ISNA, 2005.

<sup>23</sup> ISNA, “Agha Mohammadi: Faliyat dar Esfahan baraye Raf’e Bonbast-e Mozakerat Anjam mishavad,” 2005.8.1.

<sup>24</sup> Mehr, 2005.8.2.

<sup>25</sup> Mehr, 2005.8.1.

#### 4-3-2 アフマディネジャード新政権のつまずきと穏健派の盛り返し

アフマディネジャード大統領は8月6日に就任し、8月24日には新政権が発足するが、全21名の閣僚候補のうち4名が国会の承認を受けることが出来ず、とりあえず17名での波乱含みのスタートとなった<sup>26</sup>。この内閣承認の過程からも明らかとなり、アフマディネジャード政権の滑り出しは決して順調なものではなかった。アフマディネジャード新大統領は経験が不十分であるにもかかわらず唯我独尊的で他の意見に耳を傾けようとしない、国会保守派の半数を占めるより穏健な保守本流勢力に十分な敬意を払おうとしない、大統領としての適性が不十分である、外国の来賓に対し無礼な行動をとっている、など、政権発足以降1月半の間に、アフマディネジャードが「大統領として未熟である」との批判的な評価はそこかしこで聞かれるようになった。

アフマディネジャード大統領は就任後、ラーリジャーニ国営放送総裁(大統領選挙時にはアフマディネジャードのライバル)を、SNSCの新事務局長に任命した。核交渉チームは9月半ばまでには総入れ替えとなったが、ウラン転換作業の再開を断行したイランに対し、EUは8月末に予定されていた核協議の中止を通告する。しかしイラン交渉団は、イランはもはや一歩も後には引かないという非妥協的な姿勢を崩さなかった。

このような強硬姿勢は、採用されたばかりの「新方針」に必ずしも矛盾するものではない。しかし「新方針」のもと、「強硬派」新核交渉チームは、得点をあげることもできなかった。例えばラーリジャーニ新SNSC事務局長は、アフマディネジャード大統領は間もなく、核問題をめぐるイランの新たなイニシアチブを発表するであろう、と予告していた<sup>27</sup>。しかし大統領が国連総会の場で行った「イランの核産業に世界各国の国営／私企業の参入を認める」との提案は、まともに取り合われることなく、総会は閉会してしまう<sup>28</sup>。一方の大統領はといえば、国連総会の演説を自らが信仰する十二イマーム・シーア派が待望する第十二代イマーム<sup>29</sup>(救世主としての)可能な限り速やかな再臨を願い締めくり、帰国後は第十二代イマームに関する演説時の恍惚感について、宗教界の大御所に力説した<sup>30</sup>。この話は瞬く間に人々の間に広まり、核問題でイランが深刻な危機に直面している最中に「お隠れイ

<sup>26</sup> 大統領が提出した閣僚リストは国会(出席者)の過半数の賛成を得て承認されるが、8月24日に行われた信任投票では、サイドルー石油相候補を含む4名の閣僚候補が承認を受けられなかった。

<sup>27</sup> ISNA, “Ebtokrat-e Jadid dar Masale-ye Hastei be Zudi E’lam mishavad,” 2005.8.22.

<sup>28</sup> アフマディネジャード大統領による「イランのウラン濃縮計画を世界中の民間・公共部門との協力のもと進めていく」との発表は、イラン国内では「最終提案」と大きく報じられた一方で、欧米諸国の反応は概して冷淡であった。他方この「新提案」の内容からは、大統領選挙時に「イラン核問題のパラダイムを(安全保障を中心軸とするものから経済との関係を強調するものに)変容させていくべきだ」と主張していたレザーイ候補の主張も思い起こされる。

<sup>29</sup> シーア派の中の最大派である十二イマーム派では、第12代イマーム(宗教指導者)がその父の死(874年)とともに「お隠れ」の状態となり、将来マフディ(救世主)となってこの世に再臨し正義と公正をもたらすと信じられている。

<sup>30</sup> アフマディネジャード大統領のこの報告を受けたのは、テヘラン南部に位置する聖地コムに居を構えるアーヤトッラー・ジャヴァーディ・アーモリーである。大統領は同師に対し、国連総会で第十二代イマームの話をしている間中、不思議な光が周りを包み、会場の聴衆である世界各国の代表もまばたき一つせずこの話に聞き入っていたと興奮気味に伝えた。(その様子を録画したビデオはインターネット上でも見ることができた。)同師はこの話を聞き、「イスラームで最も大きな罪は、無辜の人々をだますことであることに気をつけなさい」と大統領を諭したということが、瞬く間に噂として広がった。

マームの再臨」にかまける大統領の「迷信的な信心深さ」を揶揄するような発言・論評も多数見られるようになった。

そのような中で、やがてラフサンジャーニ体制利益判別評議会議長までもが、「新政権の未熟なやり方」に関し苦言を呈するようになる。ラフサンジャーニ議長は大統領選挙の第2回投票でアフマディネジャード候補に敗れており、自らのことを「既得権益層の権化」として敵視するアフマディネジャードを、決して快く思っていない。そこでアフマディネジャード新政権が数々の「失策」により人々の批判を集めるようになると、ラフサンジャーニ議長も言葉少なながらおもむろに、新政権への批判を口にし始めた。具体的には例えば、ラフサンジャーニ議長は不用意な挑発の言語は交渉の言語とはなり得ないと述べ、新交渉チームの行動を批判した<sup>31</sup>。

このような中、10月1日には、体制利益判別評議会のモフセン・レザイー書記が、最高指導者による「体制利益判別評議会に司法・行政・立法の三権の監督を委ねる」とする決定を発表する。体制利益判別評議会の議長とは、他でもないラフサンジャーニ元大統領である。翌10月2日付Sharq紙によれば、三権の監督権はもともと最高指導者にあるが、憲法第110条は、最高指導者は自らの権限の一部を他の機関に委譲できることを定めている<sup>32</sup>。すなわちこの決定は、ハーメネイ最高指導者までもが、アフマディネジャード大統領(とその一派)の「暴走ぶり」を懸念したことの表れであると考えることができる。

アフマディネジャード大統領はその後も、「イスラエル抹消」発言で国際社会の批判の矢面に立つなど物議をかもし続けた。また、アフマディネジャード大統領の「株式はギャンブルでイスラームでは禁じられる」などの発言が不安要因となり下落を続けていたテヘラン株式市場の株価も、イスラエル抹消発言に後押しされるかのように10月末には10,000ポイントを切り、イランの財界は大騒ぎになった<sup>33</sup>。

よって体制利益判別評議会への「監督権」委譲発表以降も「大統領包囲網」の形成は続き、11月半ばにはハーメネイ最高指導者が、アフマディネジャード政権を「断罪」するのは時期尚早である、国民はもっと辛抱強く、新政権の船出を見守らなければならない、との異例のスピーチを行った<sup>34</sup>。しかしそのほんの5日後、またもや異例の事態が展開する。最高指導者によるアフマディネジャード擁護発言直後ともいえるタイミングで、ラフサンジャーニ体制利益判別評議会議長が、アフマディネジャード大統領のやり方を改めて非難する発言を行うのである<sup>35</sup>。他方で第7期国会は、アフマディネジ

<sup>31</sup> 9月30日のテヘラン金曜礼拝時の発言(Mehr, 2005.9.30.)

<sup>32</sup> Sharq, 2005.10.2.

<sup>33</sup> アフマディネジャード新大統領は選挙キャンペーンで、株式は「イスラームで禁じられているギャンブルである」などと主張していたことから、当選直後から売り注文が殺到し、5月には13000ポイントを超えていたテヘラン証券市場株価指数が10月31日には9960ポイントまで下落した。

<sup>34</sup> ISNA, 2005.11.18. ハーメネイ最高指導者は、(時期尚早の判断ではなく)「歴史の判断」の重要性を強調した。

<sup>35</sup> Mehr, 2005.11.23. “*Moshkelat-e Jame'e ba Adat va Ta'sobat-e qheir-e Manteqi Hal nemi shaved.*”ラフサンジャーニ大統領は、「頑迷固陋な偏見や慣習は、進歩的なイスラームの教えからは遠ざけるべきものである。極端で一面的で偏った方法で社会の問題解決を目指すべきでない」と、アフマディネジャード政権のやり方を暗に批判した。

ヤード大統領が指名した石油相候補の承認を次々と拒否し、11月23日には実に3人目の石油相候補の信任を否決した<sup>36</sup>。

#### 4-3-3 11月のIAEA定例理事会を受けての強硬派の地位浮上

しかし国内で「包囲網」に追い詰められるアフマディネジャード大統領に対する救いの手は、国外から差し伸べられることになった。11月のIAEA定例理事会は、対イラン非難決議の採択なしで閉会した。そしてこの理事会結果は、「新方針」及び「不当な圧力には屈さずイランの権利を死守する」との強硬姿勢が実を結んだ結果であることが、大々的に宣伝されたのである。

IAEAは9月の理事会で、8月にパリ合意に反してウラン転換作業を再開したイランに対し、そのIAEA憲章違反を認定し、イランの核問題は国連安保理に報告すべきことを明記するイラン非難決議を採択した。しかしイランは反発し、ウラン転換作業を継続したため、もはやイラン核問題の国連安保理付託は時間の問題であると見なされていた。しかしそれにもかかわらず、11月のIAEA理事会はイラン核問題をめぐるコンセンサスの欠如を露呈するだけの結果に終わった。IAEA11月理事会は、イラン核問題の国連安保理付託どころか、8月及び9月のIAEA理事会決議を無視してウラン転換作業を続けるイランに対し、非難決議さえ採択することができなかつたのである。

理事会閉会翌日のイラン国内各紙の報道を見ると、イラン国内での理事会結果の受け止め方は、決して一様ではなかったことがわかる。たとえば改革派系新聞「シャルグ」「ハムバステギー」などは、理事会は冷静に判断を下す、などの見出しを掲げながらも、「かといって問題は解決したわけではない」との慎重姿勢を崩さなかつた。

しかし強硬派系の日刊各紙は、対照的に勇ましい見出しの数々を掲げていた。これらの新聞は皆、イランの「勝利」を高々と謳いあげた。これらの新聞によれば、勝利したのはイランの正論であった。そしてイランが国際社会の不当な圧力に屈しなかつたことで、理事会は分裂し、イランは安保理付託という危機を回避することができたのである。強硬派各紙の理事会閉会後の朝刊の見出しでは、「理事会は後退！」(ジウムフリーエ・エスラーミー紙)、「交渉団はイランの名誉救う」、「バシージの思想がヨーロッパに後退を余儀なくさせた！」などの主張が踊っていた。

この理事会結果はイラン国内では、「自らの権利に固執しこの点に関し決して妥協しない」ことを主張する国内の強硬派を勢いづける結果となった。イランが「勝利」したのは、イランがその正論に固執したからに他ならなかつた。すなわち「正論」は、勝利するのである。イランには、この信念以外に頼るところはすでになく、この信念を確信に変えたのが、11月理事会の結果であったということもできよう。

<sup>36</sup> 8月24日にテヘラン市長時代からの腹心であったサイドルー石油相候補が国会に承認を拒否された後、2人目の候補者として紹介されたマフスーリ氏は、推薦直後から「経験不足」など国会の激しい批判にあい、結局11月9日、信任投票当日の朝、大統領に書簡を送り、石油相候補を辞退した。その後11月15日に3人目の石油相候補として推薦を受けたタサッロティ氏は、11月23日に行われた国会の信任投票で信任を拒否された。

穏健派各紙が「道の理の勝利」との見出しを掲げながらも慎重な姿勢をとっていたことはすでに述べた。しかしそれでも、「勝利」にわく強硬派の前に、穏健各派の声は次第に小さくなっていった。ラフサンジャーニ師が大統領（行政府の長）を含む三権のお目付け役に任命されたことも、すでに述べたとおりである。しかしこの理事会における勝利は、そのような役割もさしたる意味のないものに変えてしまった。このタイミングでアフマディネジャード大統領を批判することはもはや得策ではなかった。ここにラフサンジャーニ師をはじめとする穏健派・老練政治家達は影をひそめ、「強硬派」グループが徐々に台頭していくことになる。

#### 4-4 おわりに

以上見てきたとおり、イラン核問題はイラン・イスラーム共和国体制自体の問題であり、体制内の一人あるいは一グループに対処し得る、あるいは委ねられているような問題ではない。よって最高指導者及び三権の上澄み部分から構成される体制首脳部(SNSCプラス $\alpha$ )は合議制によって、核問題をめぐる決定を行っている。そしてこの「体制首脳部」とそれ以外の境界線は、かなりゆるやかなものであるように見受けられる。

そして体制首脳部の決定に影響を与えているのは、「イラン・イスラーム共和国体制は現在の国際社会のあり方に異議を唱えることで虐げられている」との自己認識であり、国際社会で対等なパートナーと見なしてもらうには政治力・経済力・技術力など全ての分野で無視し得ない一人前の力を身につけるしかないのだ、とする切実な決意である。体制首脳部はこれまで、そのような認識の下、核「危機」を「好機」に転じさせるべく、あらゆる資源を動員し、この問題に対処してきた。

他方で国内各派の方は、危機的状況においては一致団結して体制の決定の支持を表明する。しかし小康状態が戻ると、強硬保守、穏健保守、改革派などの各派は、核問題を含むあらゆる機会に乗り、自らの他に対する優位を確立しようとうかがい始める。他方、それぞれのグループの指導部は「体制首脳部」の一員であることが多く、それぞれのグループの間の力関係は、体制首脳部内部に存在する微妙な緊張関係や力関係の変化をも反映するものとなっている。

保守派主導の第7期国会は、憲法擁護評議会が「体制への忠誠心」を基準に立候補資格審査を行い、改革派系候補を大量失格処分としたことにより誕生した。また、「強硬保守派」アフマディネジャード大統領は、「体制の防衛」を任務とする革命防衛隊(アフマディネジャード大統領の出身母体)およびその弟分のバシージ(志願兵組織)の組織的支援もあり、当選を果たした。そしてそれ以降——「保守派」による三権掌握が保守派系諸機関の側面支援により確立されて以降——イランにおいては、国内からの批判によって体制が方針を変更するという動きは目立たなくなった。メディアも「オール保守」体制のもと報道の自主規制(自己検閲)の傾向を強めており、体制の方針を批判する声も、オブラートに包まれたものとなっている。

よって国内の動きに着目する限り、核問題をめぐり、現段階でイラン側が濃縮権の断念という要求に「妥協」する可能性は、限りなく低いと言わざるを得ない。なぜなら現体制が核問題をめぐり抱いている信念は、体制首脳部の認識の根底を形作る、1979年の革命によるイスラーム共和国樹立の帰結でもあるからである。なお、イランを国際社会における「対等なパートナー」として認めてほしいという願いは、「誇り高き国」イランに、革命以前から脈々と存在し続ける悲願でもある。

今日に至ってもなお、イランの計算が正しかったという結論は出ていない。しかしイランは今のところは、「権利の放棄は断固拒否しつつ」、「自らの法的立場を強化し」、NPT加盟国のメンバーとしてIAEA査察官の立会いのもと、「権利としての濃縮活動を継続している」。長期戦の様相を呈しつつあるイラン核交渉の行き詰まりが打破されるとすれば、それは何らかのきっかけによるイラン現体制の動揺を端緒とするものとなろう。その動揺は何により可能となるのか、この問いの答えは、現在まさに国連安保理におけるイラン核問題をめぐる審議のなかで、模索されているものと思われる。

(坂梨 祥)

## 第 5 章

---

# 欧州諸国による対イラン交渉と ロシアの提案

## 第5章 欧州諸国による対イラン交渉とロシアの提案

### 5-1 欧州諸国の関与に至る経緯

2001年以降、欧州諸国、とりわけドイツ、フランス、イタリアとの関係は総じて良好であり、その傾向はハータミ大統領の各国訪問を通じて強化されていた。「悪魔の詩」事件をめぐって断交した英国との関係に関しても、1999年5月にはおよそ20年ぶりに大使を交換し、その後も拡大と強化の方向性が認められた。このような関係改善を背景として、EUは、ハータミ政権下のイランとの間で貿易・協力協定に関する協議を進行させたのである。折からのアフガニスタン復興計画の遂行に絡んで欧州側が注目したのがイランで交差する「東西回廊」の活用である。

もちろん、EU側は、イランとの恒常的な貿易合意締結に関する協議に際し、イランに一定の前提条件<sup>1</sup>を課した。これらは、(1)テロリズムおよび兵器不拡散に関する国連諸決議の受諾、(2)人権状況の改善、(3)中東和平への肯定的な関与などである。欧州諸国としても、米国からの圧力を減じるためには、このような路線を明確に提示する必要に迫られていたのである。要するに、米国のILSA（イラン・リビア制裁法）が存在する中、欧州企業がイランの石油・ガス上流開発へ触手を伸ばすに際して、イランの「問題行動」の是正に向けて圧力を行使している姿勢を示すことは当然のことであった。

こうした「建設的取り組み」(constructive engagement)を土台として、核疑惑が本格化した2003年8月、英独仏からなる欧州3カ国は、イラン政府に対して書簡を發出し、イランが核燃料濃縮計画を放棄し、追加議定書と抜き打ち査察を受け入れることを条件に、イランの必要とする平和利用目的に限った原子力技術の提供を約束した<sup>2</sup>。イランのハータミ大統領は、即座には交渉の申し出を受諾しなかったものの、これが3カ国との核問題交渉の端緒となった。EU3カ国のイニシアチブの背景には、イラン及び西アジアにおける経済的権益の確保に加えて、直前のイラク戦争で見られた米国の突出や強硬な単独行動をけん制しようとする政治的な意図が認められる。

2003年6月の対イラン決議採択を以ってしても、イランに呼びかけたような協力が得られていないと判断したIAEA理事会は、同年9月に対イラン非難決議を採択し、10月末日を期限とする完全な情報開示と協力を迫っていた(図表5.1)。イランは、当初、このような期日の受諾を拒否する姿勢を見せたが、眼前にちらつき始めた安保理への付託をなんとかしてでも回避しなければならないと感じ、現実的な対処を図る必要性に迫られた。

<sup>1</sup> 17 June 2002: Iran: Council Conclusions.

<sup>2</sup> Reuters, "E.U. big three offer Iran carrot for nuclear deal," 19 September 2003.

図表5.1 2003年9月12日採択 IAEA理事会決議GOV/2003/69の主旨

IAEA理事会は、2003年10月31日を刻限として、以下をイランに呼びかける
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料濃縮に関するすべての輸入物資および器材の完全申告</li> <li>・ IAEAが必要と認めるあらゆるサイトへのアクセスと環境サンプル採取の許可</li> <li>・ IAEA専門家が結論付けるに至ったガス遠心分離器の実験過程に関する疑問の解明</li> <li>・ ウラン転換実験の実施に関する完全な情報の提供</li> <li>・ 他のあらゆる疑問の解明に必要な情報および説明の提供</li> </ul>
IAEA理事会は、イランに対して濃縮関連活動停止の受諾を勧奨
IAEA理事会は、イランに可及的速やかな追加議定書の調印と批准を要請

出所:IAEA資料を下に要約及び編集。

喫緊の危機に対処するため、イラン政府は、NPT脱退さえ主張する国内強硬派からの突き上げをよそに、全面的な対IAEA協力と情報開示を伴う協力路線を確認した。こうした施策は、国内の意思統一を容易にするため、保守派主体の交渉団が組織された2003年9月末に決まったものと考えられる。交渉チームの刷新によって、欧州諸国との協議を遂行する態勢が調ったのである。

## 5-2 対欧州交渉の推移

新交渉団の中にあって、ロウハーニ国家安全保障最高評議会事務局長(当時)は、その後、対IAEA交渉を担当したばかりでなく、急遽来訪した英独仏3カ国外相との協議に中心的に関わり、10月21日に追加議定書署名への公約にまで踏み込んだ「テヘラン宣言」(Agreed Statement at the End of a Visit to the Islamic Republic of Iran by the Foreign Ministers of Britain, France and Germany)<sup>3</sup>を成立させた。また、即座に、IAEAに対して10月23日付で書簡を送り、1050頁にわたる申告書を通じてイランの核関連活動に関する完全、かつ包括的な報告を行った。

さらにイランは、信頼醸成のために燃料濃縮活動の自発的な停止に踏み切り、12月18日には追加議定書(93+2)の署名を済ませ、批准に至るまでの経過期間においてもIAEAに同等の活動を約束した。ユーロ3との一連の折衝と譲歩を通じて、イランは2003年下半期の危機を回避したのである。

しかしながら、合意当初から存在した当事者間の思惑の違いも手伝って、テヘラン宣言を通じても信頼関係は醸成されなかった。一時的な緊張緩和は果たせたものの、相互不信の根本的な解消には至らなかったのである。やがて、濃縮「関連」活動の定義をめぐる見解の対立が生じ、2004年に入ると早速ユーロ3との新たな協議が必要となった。2月23日に成立した「ブリュッセル合意」で、イラ

<sup>3</sup> <http://www.mfa.gov.ir/mfa/english/documents/doc.3256.htm>

ンは、自発的停止措置に含まれる濃縮・再処理活動の範囲拡大で譲歩し、交換条件として欧州諸国に2004年6月の理事会での事態正常化に向けた後押しを迫った<sup>4</sup>。

図表5.2 2003年10月21日成立の「テヘラン宣言」の骨子

<p>イラン政府は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その義務を果たし、残存する疑問を解消するべく、IAEAに対して透明性を以て完全な協力をを行う</li> <li>・ 追加議定書に調印し、その批准の過程を開始する。その批准までの期間、イラン政府は善意の証として、追加議定書に従ってIAEAとの協力を継続していく</li> <li>・ あらゆるウラン濃縮および再処理活動の停止を自発的に決断した</li> </ul>
<p>英独仏外相は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イランの決断を歓迎し、NPTに基づく原子力の平和利用というイランの権利を確認する</li> <li>・ イランの決断が実行され、IAEA事務局長の追認が得られた暁に、現在の状況が理事会によって解決・解消しなければならないと考える</li> <li>・ 国連の目標に従って中東における大量破壊兵器のない地域の確立を含め、域内の安全保障と安定の促進のためイランと協力していく</li> </ul>
<p>英独仏3カ国を含む、国際社会の懸念が解消された時、イランは様々な分野における先端技術および器材へのアクセスの改善を期待することができる</p>

出所:イラン外務省資料を下に要約及び編集。

その後も、NPT上の義務やテヘラン合意をすべて誠実に履行済みであるとするイラン側の主張と、IAEA及びユーロ3によるイランの協力姿勢と情報開示に対する評価の間に存在する隔たりは解消できなかった。さらに、2004年6月のIAEA理事会では、事態正常化の約束にもかかわらず、欧州側が提出した強硬な対イラン非難決議(図表5.3)が採択されたことから、ユーロ3に対するイランの不満が高まった。

図表5.3 2004年6月18日採択 IAEA理事会決議GOV/2004/49の主旨

<p>IAEA理事会は、イランによる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濃縮・再処理関連活動の自発的停止を歓迎</li> <li>・ 対IAEA協力が、要求されていた完全さ、迅速さ、前向きさを欠いていることは遺憾</li> <li>・ 追加議定書の速やかな批准を勧奨</li> </ul>
<p>IAEA理事会は、イランに対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協力の継続と強化を呼びかける</li> <li>・ 高濃縮ウラン等による汚染問題及びP-2型遠心分離器計画に関する疑問解明を呼びかける</li> <li>・ 残る不備箇所を是正するよう呼びかける</li> <li>・ ウラン転換施設における生産テスト開始及び研究用重水炉の建設の再考を呼びかける</li> <li>・ 今後とも追加議定書の条項に則って行動する重要性を強調</li> </ul>

出所:IAEA資料を下に要約及び編集。

<sup>4</sup> ISNA, 1383/3/30.

再び強まる対立の中でイランは、それまで自発的に停止していたガス遠心分離器の部品製造に再度着手し、さらに2004年9月の理事会を前に六フッ化ウラン(UF6)製造のためのウラン転換作業の再開を準備するに至った。いずれの活動もNPT加盟国に認められた権利の行使の範囲内にあり、IAEAに対する通告を経て行われている。しかしながら、このような対応が先の決議及び国際社会に対する挑戦と捉えられることは不可避であり、理事会では非同盟諸国会議によるイラン寄りの仲介があったものの、当然の帰結として改めて厳しい対イラン非難決議(図表5.4)の採択を招いた。

図表5.4 2004年9月18日採択 IAEA理事会決議GOV/2004/79の主旨

IAEA理事会は、 2004年11月25日の次回理事会を前に、イラン政府がその保障措置の実施に関して必要となる、高濃縮ウラン汚染の出所や、遠心分離器の輸入・製造・使用に関する情報及び施設や人物へのアクセスを、IAEAに対して速やかに提供するよう、強く求める。 ・追加議定書の批准を改めて求める。 ・信頼醸成のため、イラン政府が直ちに、あらゆる濃縮関連活動を停止することが必要と考える。 ・研究用重水炉の建設着工を自発的に再考するよう呼びかける。
IAEA理事会は、その11月の理事会で、NPT安全保障措置に基づくイランの義務及びイランに対して求めた信頼醸成措置に関してさらなる措置が必要かどうかを判断する。

出所:IAEA資料を下に要約及び編集。

この決議では、イランが自発的に実施してきた濃縮関連活動を始めとする信頼醸成措置に関しても、イランの行動を判断する材料として組み入れることを謳っている。

国連安保理への付託を主張して止まない米国の動きも活発化し、イランは、改めて危機に直面した。その状況を救ったのは、再びユーロ3であった。ユーロ3は、改めて妥協点を模索するためにイランとの協議を進める上で、理事会後の10月15日にワシントンで開催されたG8会合の席で米国の事前了解を取り付け、10月21日にウィーンでの協議において濃縮・再処理の放棄を条件とした「アメ」をイラン側に提示した<sup>5</sup>。前年のテヘラン合意と異なる点としては、イランがこの提案を拒絶した場合、EUは安保理付託を主張する米国に同調するという、「ムチ」が備えられていたことである。イランは、国内での協議と調整のためにいったんは返事を留保し、最終的に11月14日に「パリ合意」と称されることとなる枠組みの下で、濃縮関連活動の完全停止に踏み切った(図表5.5)。

<sup>5</sup> Reuters, "Europe nuke deal offers Iran reactor aid," October 19, 2004.

図表5.5 「パリ合意」の骨子

ユーロ3及びEUはNPTの義務履行に基づくイランの権利を分け隔てなく認識
イランはNPT第2条に則って核兵器取得を追求していないことを強調
イランはIAEAに対する完全な協力と透明性を約束
イランは追加議定書批准時までその自発的实施を継続
イランは遠心分離器及びその部品の製造・輸入、模造、設置、検証、運用と、あらゆるプルトニウム分離活動、分離設備の製造及び運転と、あらゆるウラン転換実験及び生産を含むすべての濃縮・再処理活動の停止を自発的に決断
IAEAはこの停止措置を知らされ、その検証と監督のために招かれる
停止措置は双方が合意できる長期的取り決めに向けた協議が行われている限り維持される
ユーロ3及びEUはこの停止が信頼醸成措置としての自発的なものであり、法的義務ではないことを確認
ユーロ3及びEUとイランは双方が合意できる長期的取り決めに向けた協議を開始する
2004年12月上旬に運営委員会が招集され、政治、安全保障、核技術協力に関する作業部会が設置される
本合意及び未解決問題に関する進展に鑑み、ユーロ3及びEUは保障措置及び追加議定書実施の枠組みにおいてIAEA事務局長が適当と考えるものを支持する
ユーロ3及びEUはイランに対する核燃料サイクル多国間アプローチ専門家グループへの参加に向けたIAEA事務局長からの招待を支持する
停止措置が検証された暁には貿易協力協定に関するEUとの協議が再開される
ユーロ3及びEUはイランのWTO加盟に向けた交渉の開始を積極的に支援する
核問題に関する協議進展の有無にかかわらず、ユーロ3及びEUとイランはアル・カーイダ及びMKOなど諸組織の活動を含むテロ撲滅の決意を確認する。双方はイラクにおける憲法に基づいて選出された政権の樹立に向けた政治プロセスに対する継続的な支持を確認した

出所:Mehr, 1383/8/25。

イランと英独仏は、「パリ合意」を成立させることによって決定的な対立を回避した。続いて、IAEA理事会は、決議(GOV/2004/90)にイラン側の主張を最大限、盛り込むことで譲歩を示した。これには問題解決に向けて必要となる緊張緩和を優先させる狙いがあった。

パリ合意に則り、2004年12月に開催された運営委員会では三つの作業部会が設置され、2005年1月及び2月にイランと欧州諸国による追加協議が実施された。協議において欧州諸国は、イランに対して軽水炉の提供を見返りとする研究用重水炉建設の放棄をさっそく迫ったが、イランはこれに応じていない<sup>6</sup>。

パリ合意に基づく交渉の要となっているのが、「平和利用目的のための客観的な保証」のあり方である。イランは、比較的、短期間での信頼醸成措置と、ウラン濃縮活動における情報開示による透明性の確保が、このような保証に足るものと考えた。自発的に止めているウラン濃縮工程に関しては、あくまでもこれを再開することに固執した。一方、ユーロ3は、当座のところは一切のウラン濃縮関連

<sup>6</sup> ISNA, 1383/11/25.

活動の停止措置に満足したとしても、米国との間での「公約」に従えば、イランによるウラン濃縮及び再処理活動の完全放棄こそが平和利用の証左であると捉えていた。

図表5.6 2004年11月29日採択 IAEA理事会決議GOV/2004/90の主旨

IAEA理事会は、
・ イランによる自発的、法的拘束力を持たない、信頼醸成措置としての濃縮関連・再処理活動停止を歓迎し、これが問題解決に不可欠であると強調する
・ NPT安全保障措置に対する義務違反に通じた2003年10月に至るまでのイランの隠蔽政策に対する強い懸念を再確認するとともに、事務局長報告に記された修正措置を認める
・ 未解決である汚染源及び遠心分離器計画等の諸問題、さらにはイランによるNPT保障措置及び追加議定書の完全履行に関する事務局長の調査を歓迎する
・ 事務局長に適切と思われる時期に報告することを要請する

出所:IAEA資料を下に要約及び編集。

このように、本質的な問題について要求が真っ向から相対する以上、交渉による落としどころが見出せる可能性は皆無に等しかった。それでもなお、イランは、安保理付託を回避するための保険として、そして、ユーロ3は、イランの濃縮関連活動の一時停止を成果として、互いの協議を望んだのである。しかしながら、協議の継続によって停止措置の長期化を担保することができる欧州諸国に対して、イランは、目的とする濃縮技術の確立への歩みが止まったままとなる不平等が生じた。そのため、まず先に、イランが包括的な枠組みの設定に向けて提案(図表5.7)を行い、欧州側にその受け入れを迫った。

これに対して、ユーロ3は、この枠組みの下では、仮に使用済み燃料の再処理工程の放棄を取り付けたとしても、イランに濃縮を諦めさせることができない以上、非妥協的な米国の手前もあって、受諾するわけにはいかなかった。自国提案の拒否を受け、イランは、ユーロ3に対案を提示するよう求めた。ところが、イランが大統領選挙を迎える微妙な時期にさしかかったことから、英独仏は、新政権の発足まで待つ意向を示したものの、これには時間の引き延ばしを嫌うイランからの抵抗と反発が根強く、最終的に、双方で7月末日頃を期限とする暗黙の了解が成立した。そもそも、イランが自ら採用した濃縮関連活動の一時停止措置は、2005年央にいったん期限切れを迎える運命にさえあった<sup>7</sup>。

しかしながら、設定された刻限が迫る中、イランは、欧州側からの提案がさらに先送りされかねない状況を察知し、5月の時点でいったん脅しの材料に用いていたウラン転換作業の再開をIAEAに通告することによって、間違いようのない明確なメッセージを送った。これが包括的枠組み案を出し渋るユーロ3の背中を後押しすることとなった。

<sup>7</sup> イラン側核交渉チームの一員である Hossein Musavian 氏の発言。Reuters, January 10, 2005.

図表5.7 「客観的かつ確固たる保障、および確固たる公約のための一般的枠組み」

	イラン	ユーロ3・EU
（ 2 0 1 5 フ エ ー ズ 4 7 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加議定書の閣議承認</li> <li>不完全燃料サイクル(再処理なし)に関する政策の表明</li> <li>核技術の平和利用(核兵器の製造、保有、使用に関する恒常的禁止を含む)に関する法案の上程</li> <li>ウラン転換作業の再開</li> <li>IAEA監視下での6フッ化ウランの貯蔵</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州市場、金融・投資資源へのイランのアクセスの保証に関するEU政策の表明</li> <li>欧州に対する主要エネルギー供給国としてのイランの地位の認定</li> <li>ユーロ3およびEU加盟国による、イランにおける新たな原子力発電所建設に関する企業化調査の開始</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同テロ対策タスクフォースの設置</li> <li>合同輸出管理タスクフォースの設置</li> </ul>	
第 2 フ エ ー ズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>批准に向けた追加議定書の上程</li> <li>輸出管理の法的機能の強化</li> <li>低濃縮ウランの水準での濃縮上限に関する政策の表明</li> <li>濃縮ウラン全量の燃料棒への転換に関する政策の表明</li> <li>ナタンズにおける3000筒の遠心分離器の組み立て、設置およびテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端および核技術に対するイランのアクセスの保証に関するEU政策の宣言</li> <li>イランにおける新たな原子力発電所建設に対する参加に関するEUの用意表明</li> <li>ユーロ3およびEU加盟国によるイランにおける原子力発電所建設に関する契約の締結</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係を支配する原則への合同公約</li> <li>ペルシア湾における安全保障での協力</li> </ul>	
第 3 フ エ ー ズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会による核技術の平和利用(核兵器の製造、保有、使用に関する恒常的禁止を含む)に関する法案採択のために適切なすべての措置の採用</li> <li>ユーロ3およびEUの国籍保有者を含むIAEA査察官によるウラン転換工場およびナタンズでの現場常駐の許可</li> <li>ナタンズにおける上記遠心分離器の作動</li> <li>その生産物の燃料棒への速やかな転換</li> <li>ナタンズで予定された数量(注:50,000筒)の遠心分離器の漸次的な製造、組み立て、設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>G8輸出管理令におけるイランの取り扱いの正常化</li> <li>イラン国内生産分を補完するため、イランの原子力発電所で必要な燃料の供給に関する確固たる保証</li> <li>中東における非大量破壊兵器ゾーン設立のためのEUイニシアチブの提示とフォローアップ</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略的協力に関するタスクフォースの設置</li> <li>国防需要に関するタスクフォースの設置</li> </ul>	
第 4 フ エ ー ズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会による追加議定書批准のために適切なすべての措置の採用</li> <li>ナタンズの段階的な作動の開始</li> <li>ナタンズが生産物の燃料棒への速やかな転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国防アイテムの(売却)契約の締結</li> <li>ユーロ3およびEU加盟国によるイランにおける新たな原子力発電所建設の開始</li> </ul>

出所: Baztab.com, 22 Ordibehesht 1384.

対イラン信頼醸成がほとんど進んでいない状態で対案の提出をせかされることによって、結局、欧州側は、イランに対してウラン燃料濃縮の放棄を迫る内容の「長期的合意のための枠組み」(図表5.8)をイランに手交することとなった。

図表5.8 「EU上級代表が支持するイランと英独仏との間の長期的合意のための枠組み」<sup>8</sup>

<p>信頼醸成措置として、イランは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料サイクル活動を追及しないという拘束力のある公約を与える</li> <li>・NPTから脱退しないという法的拘束力のある公約を与える</li> <li>・追加議定書を批准する</li> <li>・当座のところ、追加議定書を完全に実施し、査察官にフル・アクセスを与える</li> <li>・国外から核燃料供給を受け、使用済み燃料を全量返還する</li> <li>・アラークの研究用重水炉の建設を停止することが期待される</li> </ul>
<p>ユーロ3及びEUは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イランの民生用原子力発電計画の権利を認める</li> <li>・軽水炉用の核燃料への継続的アクセスを有するべきであると認める</li> <li>・イランへの外部からの長期的な核燃料供給に関する追加的保証として、イランとともに、ある枠組みの構築を提案する</li> <li>・イランをEUに対する化石燃料の長期的供給源として認める</li> <li>・貿易・協力協定を通じて戦略的エネルギー・パートナーシップの構築を公約する</li> <li>・新規石油・ガス・パイプライン計画の可能性を検討する</li> <li>・航空機部品の売却を促進し、民間航空機の売却に関する協議の用意あり</li> </ul>

「ゼロ回答」と評するべきこの文書を受けて、イランは、欧州諸国に対して強い不信感を表明し、IAEAに通告したとおり、イスファハンでのウラン転換作業を再開した。イラン側の動きを受けて、理事会も緊急会合の開催で事態に対応し、ユーロ3は、8月末に予定されていたイランとの協議をキャンセルしたことを皮切りに、これ以後、理事会における対イラン強硬政策を主導する国々として、その立場を変化させた。その変わりようは劇的でさえあり、時には米国を上回るほどに厳しい姿勢をイランに対して示している。イランにとっても、安保理付託を避ける上での効用が認められないとなれば、ユーロ3との交渉や協議に望みをつなぐ必然性は薄れ、袋小路に入っていた協議は完全に動かなくなっていく。

<sup>8</sup> INFCIRC/651.

### 5-3 ロシア提案の出現

ウラン転換作業の再開を受けて欧州諸国との交渉が断絶状態に陥り、その後、欧米諸国の主導によって、IAEA理事会は、イランの過去の活動にまつわる保障措置の履行義務への違反をIAEA憲章の不履行と認定した(GOV/2005/77)。理事会がイラン問題を安保理の管轄する性質のものであると断定したことによって、緊張がにわかには高まった。9月24日の決議採択に際して、ロシアは、中国とともに棄権票を投じている。イラン問題が次第にIAEAの手を離れ、強制措置の適用も可能となる安保理の場に持ち込まれることに関して、ロシアは、プーチン大統領自ら懸念を表明した<sup>9</sup>。やはり、ライス国務長官がモスクワを訪れ、イランによる濃縮の権利をめぐるラブロフ外相と激しく対立する局面もあった<sup>10</sup>。

ブーシェヘル原発工事を請け負っているロシアが自国から程遠くない位置にあるイランへの核拡散を歓迎するわけにはいかないことは明白である。一方、イラン独自の核開発活動、特に核燃料サイクルの構築については、それなりの懸念を持っている<sup>11</sup>。このような見解は、イランの不透明な意図と、設備の運営・管理における安全性の両面に対して向けられている。それ故に、ロシアの協力を仰がないイランの国産核燃料計画が表面化した2003年以降、それまでイランの核開発にもっとも協力的であり理解を示してきたロシアは、拡散の懸念から一転して慎重姿勢を見せるようにもなった<sup>12</sup>。その影響を受け、ブーシェヘル原発に対する燃料供給契約に関する交渉も、ロシア側が使用済み燃料の返還を要求したことによって長期化し、最終的にイラン側がこれに同意する2005年2月末まで先送りされた経緯がある。

過剰な圧力の行使によるイランの国際的な孤立と、イラン独自の核開発の推進の双方に対して懐疑的であるロシアは、外交努力の維持及びイランにおける自国の役割の双方を担保するため、11月の理事会を前に欧米との事前協議を通じて、イスファハンで製造されているUF6をロシア国内の施設に移送した上で濃縮するという、いわゆる代替濃縮計画を提唱した<sup>13</sup>。伝えられている枠組みと手順は、以下のようなものである。

- イランの資本参加による濃縮施設をロシア国内に建設
- イランが生産したUF6を同施設に移送の上、原子炉級ウラン燃料に濃縮
- この濃縮ウランをロシアが燃料棒に加工し、イランに引き渡すことを保証
- 使用済み燃料の全量をロシアへ搬送後、再処理

燃料濃縮及び再処理工程にイランとイラン人科学者を直接に関与させないことで、この提案は、欧米が求めているイラン核問題の打開策として機能するものである。同時に、より広い視野に立てば、

<sup>9</sup> *The New York Times*, “Bush and Putin Stand Side by Side on North Korea and Iran,” September 16, 2005.

<sup>10</sup> *Agence France Presse*, “Russia, US clash over Iran’s nuclear ‘rights’”, October 15, 2005.

<sup>11</sup> *Islamic Republic News Agency*, 12 February 2003.

<sup>12</sup> *Associated Press*, “Putin Agrees Iran Poses Nuclear Threat,” May 15, 2003.

<sup>13</sup> *The New York Times*, “Bush and Putin Want Iran to Treat Uranium in Russia,” November 19, 2005.

核燃料濃縮設備の国際管理に先鞭をつける事例ともなり得る。これはまた、ウラン濃縮の確立にこだわるイランが発案した、「イランでのウラン濃縮事業への第三国の参入」<sup>14</sup>を通じた透明性及び保証の提供というスキームを、完全に逆手に取ったものである。ロシアは、自国内にイランの資本を入れて、新たな濃縮設備を手にする事さえできる。

この提案によって、イランは、窮地から救われるどころか、いっそう厄介な立場に追いやられた。一時的にせよ、イランが濃縮を凍結するのであれば、イラン人科学者をサイトへ派遣し、技術の習得を進めることでその遅れを挽回しなければならない。しかしながら、そのような条件は、米国の拒否権に遭遇することから、実現が不可能である。一方、ロシア提案をむげに拒絶することとなれば、核問題によって孤立が進むイランにとって、ますます友好国が少なくなる。また、中国とともに、安保理で拒否権を行使できる立場にあるロシアの価値も否定しがたいものがある。このジレンマにあって、イランは、明確な言葉でその意向をロシアに伝えることはできない。従って、この煮え切らない対応がしばらくの間、続くものと考えられる。

これに加えて、イランにとって、ロシアはエネルギー市場におけるライバルである。石油及び天然ガスの生産や資源埋蔵量に関して、互いを無視し得ない立場にあることはよく知られている。しかしながら、イランの側からすれば、核燃料の分野においてもロシアは競合相手である。その重要性にもかかわらずこれまで見落とされてきているが、イランは、総合エネルギー戦略の一環として、原子炉用のウラン燃料輸出国にもなることを目指している。2005年8月9日、IAEA緊急理事会の場で読み上げられたイラン政府声明<sup>15</sup>は、宗教的見地から核兵器を含む大量破壊兵器の開発、保有、使用を否定し、同時に、ウラン燃料も含めた総合エネルギー資源立国への野心を覗かせている。それ故に、イランがウラン濃縮の権利を放棄することは断じてないものと考えなければならない。

もちろん、ロシアにとっても、イランから何かしらの譲歩を引き出せないままでは、G8の一員の沽券にかかわる問題となり、対イラン宥和政策の遂行がいっそう高い政治コストを要求するような重荷となる。一方、ロシアも、イランと距離を置く政策に転換することによって、核問題をいっそう混乱させかねないことを察知しており、イランを放置することができない状況にある。前述したように、ロシアは、ブーシェヘル原発工事を進めてきた関係上、イランの核政策の意図と技術レベルの両面に関して、それをもっとも間近で確認できるポジションにある。仮定の話ではあるが、安保理決議を通じた強制措置の導入という事態を迎えることによって、ブーシェヘル原発へのロシア製ウラン燃料棒の供給が停止に追い込まれた場合、イランは、ウラン濃縮を通じて自力でこれを製造する必要に迫られ、また、原子炉の運転すら自前で行わざるを得なくなる。このような事態の出現を、どのように評価するべきなのであろうか。

<sup>14</sup> *Associated Press*, "Iran Proclaims Right to Nuclear Energy," September 18, 2005.

<sup>15</sup> *Islamic Republic News Agency*, "Iran, holder of peaceful nuclear fuel cycle technology," August 10, 2005.

## 5-4 今後の見通し

振り返ってみれば、イランとユーロ3との間の信頼醸成の失敗の原因は、(1)テヘラン合意成立時からの議論の詰め甘さ、(2)テヘラン合意以降、イランがユーロ3に対して寄せた一方的且つ過剰な期待、の2点に集約される。一方、深層には、イスラーム革命を境にイランの核開発への対応を変化させた米国、ドイツ、フランスへの不信感があるものと考えられる。第2章冒頭の図表2.1にて示したように、1米国は、イランの原子力開発計画策定のパートナーであり、その下で作成された基本計画に従ってドイツが商業用原子炉(ブーシェヘル原発)を、そしてフランスがEurodif事業を通じて燃料供給を実施する取り決めとなっていた。ユーロ3に名を連ねる英国を米国の代理として捉えれば、この3カ国こそが政策変更や合意の破棄を通じてイランの核開発を停滞させることとなった当事国なのである。だからこそ、合意事項が履行されなくなるやいなや、強い反発が沸き起こるのである。

イランが時には危機の深刻化をいとわずに濃縮技術の確立にこだわる背景には、NPTの法的な枠組みに基づく法律論争がイランの権利主張を後押ししているという強みもあるが、それに加えて、自国で技術を確立し、そのための素材も国内調達できる立場にあれば、核疑惑問題をはじめとする諸交渉を有利に進めることができる、との思いもある<sup>16</sup>。疑惑を抱いている側から見れば、それこそが核兵器開発に向けた強い意欲の表れとして映るわけであるが、このような非難に信憑性を与えている点をイランは省みようとしていない。

透明性の欠如による信頼関係の毀損、そして、その経緯はともかくとして、自ら導入した信頼醸成措置の撤回によって、イランは、初期に国際社会の心証を改善する機会を逸した。一方、イラン側からは、信頼関係の醸成に失敗したのは英独仏の3カ国であるとの言い分や、IAEA理事会で政治的な対応が諮られていることへの不満が上がっており、これが止むことはない。その心境は、イランがウラン転換作業の再開に際してIAEAに送付した2005年8月1日付通告書<sup>17</sup>につぶさに現れている。

イランは、また、核燃料サイクルの構築を目指すその政策を、非核国でありながらこれを容認されている日本の姿に重ねている。確かに、イランには、日本と同様に、平和利用目的の核開発を追求する権利がある。だが、不透明感が払拭できず、対外的な信頼関係が回復しない状況において、何を行うにしてもイランの一挙一動に関心が集まることは避けられない。

(田中 浩一郎)

<sup>16</sup> 例えば、ブーシェヘル原発から産出される使用済み燃料の再処理サービスに関するロシアとの協議においても、自前でその設備と能力を有していないことから不当に高いフィーの支払いを要求されている、と受け止めている。

<sup>17</sup> 核問題に関するイランの対IAEA、対欧州、対米観を理解するうえで重要な視点を与えてくれる同通告書については、付属資料2を参照。

## 第 6 章

---

イスラームの核

——アラブ・スンニ派の視点——

## 第6章 イスラームの核——アラブ・スンニ派の視点——

核兵器という視点に立てば、アラブ諸国はつねに大きな危険に晒されているといわざるをえない。アラブ諸国に核兵器がないことを前提にすると、彼らが、核兵器を保有している国、核兵器を保有しているだろう国、核兵器の開発が疑われる国に周囲を囲まれ、彼らだけが核の空白地帯をつくっていることがわかる。イスラエルはいうまでもなく、インド・パキスタン、中央アジア、そしてイラン等々、アラブ諸国と関係の深い国・地域の多くが核兵器と大きな接点をもっていることはアラブ諸国の外交政策・教育政策に複雑な影響をもたらすであろう。また中東全域から核問題をとらえるべきとの考えかたが強まっていることは最近あいついで中東における大量破壊兵器をテーマにした書籍が出版されたことから明らかである。<sup>1</sup>

最大のポイントがイスラエルの存在であることは疑いない。イスラエルが核兵器を保有しているか、していないか。少なくともイスラエル政府は公式には何もいっていないが、アラブ諸国の政府は、当然イスラエルが核兵器を所有しているという前提で政策を進めなければならない。これは民衆レベルの意識でもまったく同じである。

もうひとつの重要なポイントは世論とイスラームである。アラブ諸国の大半は非民主的な、場合によっては、独裁国家と呼んでもいい政体をもつ。核政策、あるいは核兵器の製造に関して国民に最終的な責任を負うわけではない。だが、その一方でこれらの政体がきわめてポピュリズム的な部分をもっていることは否定できないだろう。たとえばイスラエルに対する強硬姿勢、虚構としての反米的態度はしばしば国内政治の矛盾から国民の関心をそらすための、ポピュリズム的政策とも考えられる。

また、ほとんどの国でイスラーム教徒(ムスリム)が多数派を占め、イスラームを国教とすることを憲法などで定めている。したがって、単に宗教政策だけでなく、政治・科学技術等さまざまな分野においてしばしば宗教的な正当化が必要となる。むろん、宗教界そのものが政府機関として取り込まれていることが一般的であり、政府が宗教界から政策の認可を得るのはそう難しい話ではない。

本稿では中東における核問題をあつかうわけだが、その国際関係論的、科学技術的、あるいは軍事的な側面についてというよりはむしろ、宗教界やメディア(あるいは世論)における核問題、とりわけ

<sup>1</sup> たとえば、Cserveny, V. et al. (ed.) 2004. Building a Weapons of Mass Destruction Free Zone in the Middle East, Global Non-proliferation Regimes and Regional Experiences. UNIDIR and League of the Arab States や Russell, James A. (ed.) 2006. Proliferation of Weapons of Mass Destruction in the Middle East: Directions And Policy Options in the New Century. Palgrave Macmillan などがある。前者は2003年2月に行われた国連とアラブ連盟のシンポジウムの記録である。また日本では池田明史2001「中東における核兵器等の拡散問題——90年代末以降の現況と展望(大量破壊兵器の拡散と不拡散)」『新防衛論集』28-4 (111)、堀部純子2004「中東における大量破壊兵器不拡散問題——「9.11事件」後の変化の考察」『大量破壊兵器不拡散問題』(日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター)などがある。また1970年代のイラク、リビア、パキスタンによる核開発に関しては、Steve Weissman and Herbert Krosney. 1981. The Islamic Bomb. New York: Times Books があり、イスラエルによるイラクの核施設爆撃を予言した本として話題になった。邦訳も存在する(スティーブ・ワイスマン&ハーバート・クロスニー(1981)『イスラームの核爆弾——中東に迫る大破局』大原進訳、日本経済新聞社)。

核兵器に対する意識の問題を中心にみていくことにする。アラブ諸国は現在のところ核兵器を所有しておらず、またこの2つの側面が、アラブ各国政府の核問題への取り組みについて重要なモメンタムになりうると思うからである。

## 6-1 イランの核開発とアラブの世論

2005年10月にエジプト、ヨルダン、レバノン、モロッコ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦という6つのアラブ諸国ではほぼ一斉に世論調査が行われた。米国のメリーランド大学とZogby Internationalという調査会社の合同調査で、アラブ諸国におけるメディアや政治に関する意識を調べるものであった。この調査のなかに核関連の設問が1つ含まれていた。それはイランに関するもので、1つは「イランの核開発を縮小するための国際的な圧力についてどう思うか」という質問で、もう1つは「イランは平和目的で研究を行っている」と「イランは核兵器を開発しようとしている」のどちらを信じるか」という質問であった。設問の立てかたなど若干の問題がなきにしもあらずだが、出てきた答えは非常に興味深いものであった。<sup>2</sup>

まず図表6.1では多くのアラブ人たちがイランには核開発を行う権利があると考えていることがわかる。イランは国際社会の圧力に屈するべきではないと考えているのだ。一方、核開発を禁止すべきだとする意見は4分の1にすぎない。一般にアラブ人は、イランに関して無関心か、あるいは、とくにイランと国境を接する湾岸諸国においては、警戒感をもっているケースが多く、かならずしも対イラン感情が良好なわけではない。したがって、核開発においてイランを支持する声が高いというのはある意味予想を裏切るものであった。核開発でイランを支持するのが、イランに好意的であるからだとは考えづらい。したがって、反米、反西欧的なアラブのメンタリティーによるものと理解することもできるだろう。欧米的(あるいはイスラエルの)なるものとのカウンター・バランスとしてイランを位置づけているとも解釈しうる。

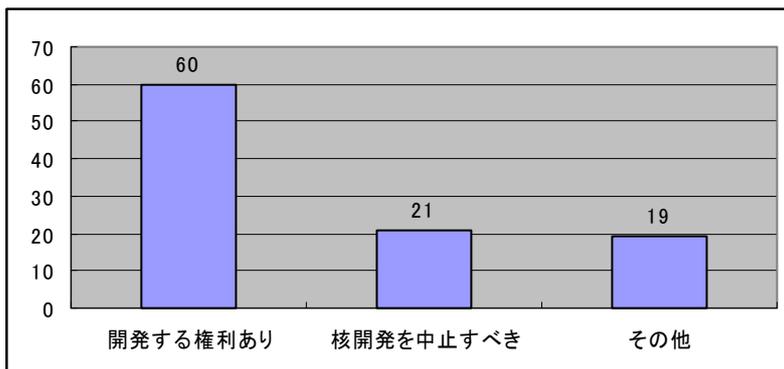
むろん、そのためには——日本的な感覚からいえば——彼らが、イラン政府の公式の立場、つまりイランは核兵器を開発しようとしているのではなく、純粋に平和目的で開発を行っているのだという説を信じていることになる。しかし、図表6.2をしてみると、われわれの予測は簡単に覆される。イランの核開発が平和目的であると考えているのは32%だけで、実際には半数近い43%のアラブ人がイランは核兵器を開発しようとしていると信じていたのであった。

この2つの数字からいえることは、相当数のアラブ人が、イランが核兵器の開発を行っていると感じていながら、イランの核開発を支持しているということである。つまり、過半数とはいえないものの、そこそこの数のアラブ人はイランが核兵器をもつことを容認している、あるいはやむをえないとしているとも考えられる。

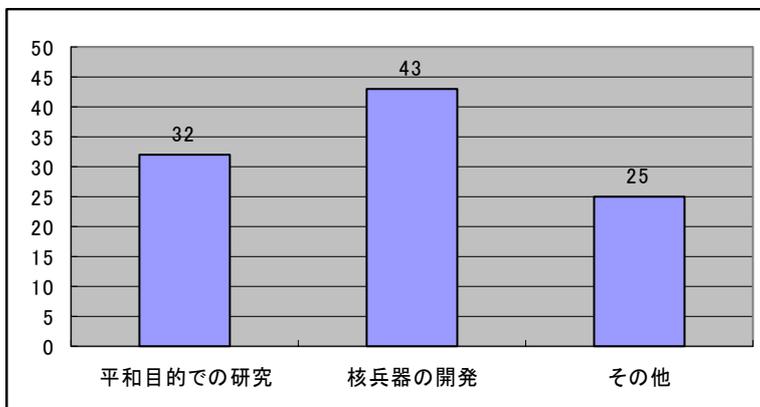
<sup>2</sup> <http://www.bsos.umd.edu/sadat/TelhamiArabSurvey-2005.htm> (2005年12月6日)。

多くのアラブ諸国は初等・中等教育において、核問題、とくに米国による日本への原爆投下について教えている。したがって、アラブ人の大半にとって、広島・長崎は、ある意味東京以上に、なじみのある日本の地名である。しかし、それだけ核兵器に関する教育を行っていながら、現実には彼らの核兵器に対する拒否感は希薄なのだ。むしろ、米国による原爆投下を、単なる米国による蛮行として教え、反米感情を助長する道具にしている側面も否定できない。

図表6.1 「イランの核開発を縮小するための国際的な圧力についてどう思うか」



図表6.2 「イランの核開発の目的は何にあると思うか」



## 6-2 アラブ諸国と大量破壊兵器

1974年、エジプトとイランは国連総会の場で中東非核地帯Middle Eastern Nuclear-Weapon-Free Zoneを提案した。さらに1990年4月には再度エジプトが中東非核地帯の概念を推し進めて化学兵器・生物兵器までも含めた中東大量破壊兵器フリーゾーンWeapon of Mass Destruction Free Zone (WMDFZ) in the Middle East構想を提唱した。<sup>3</sup>少なくとも政府レベルの公式の立場でいえば、アラ

<sup>3</sup> Cserveny 2004 序文。

ブ諸国は核兵器の拡散には反対しており、大量破壊兵器を中東から除去したいと考えているといえるといえよう。包括的核実験禁止条約(CTBT)や核兵器不拡散条約(NPT)への加盟状況からみても、そのことはおおむね首肯できる。ただし、フリーゾーン構築のために域内で具体的な動きがあるかとなると心もとない。<sup>4</sup>

図表6.3 アラブ及びイスラーム諸国と核兵器不拡散の取り組み

国名	CTBT <sup>5</sup>		NPT <sup>6</sup>		IAEA <sup>7</sup>
	署名	批准	締結	保障措置 <sup>8</sup>	加盟
アフガニスタン	○	○	○	○	○
アラブ首長国連邦	○	○	○		○
アルジェリア	○	○	○	○	○
イエメン	○		○	○	○
イスラエル	○				○
イラク			○	○	○
イラン	○		○	○	○
エジプト	○		○	○	○
オマーン	○	○	○		
カタール	○	○	○		○
クウェート	○	○	○	○	○
コモロ	○		○		
サウジアラビア			○		○
シリア			○	○	○
スーダン	○	○	○	○	○
チュニジア	○	○	○	○	○
バハレーン	○	○	○		
パキスタン					○
モーリタニア	○	○		○	
モロッコ	○	○	○	○	○
ヨルダン	○	○	○	○	○
リビア	○	○	○	○	○
レバノン	○		○	○	○

<sup>4</sup> 堀部、133頁。

<sup>5</sup> 包括的核実験禁止条約(2005年12月1日現在)。

<sup>6</sup> 核兵器不拡散条約(2002年11月現在)。

<sup>7</sup> IAEA加盟国(2005年11月現在)。

<sup>8</sup> 包括的保障措置協定締結国。

また民間レベルでの提言として湾岸大量破壊兵器フリーゾーン構想 (Gulf Weapons of Mass Destruction Free Zone (GWMDZFZ)) というものもある。これはドバイにある湾岸研究センター (Gulf Research Centre (GRC)) が提唱したもので、現時点ではかならずしも確固たるものではない。似たようなイニシアティブは、これまでも多くのアラブ、あるいは湾岸の指導者、政治家たちが行っており、直近のものとしては2005年9月の国連総会におけるサウジアラビアのスルターン皇太子による声明が挙げられよう。

同皇太子は、平和と安全の実現には二重基準なく国連憲章の遵守が必要であるとし、「サウジアラビアは中東および湾岸地域から大量破壊兵器をなくす呼びかけを再度行うものである」と述べている。

GWMDZFZはこうした湾岸諸国指導部の呼びかけを具体化しようとするもので、バハレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦、イラク、イラン、イエメンの9カ国が想定されている。これをきわめて単純化すれば、2004年4月に採択された国連安保理決議1540をメンバー国すべてに厳密に適用するものと規定できるだろう。安保理決議1540は、核兵器・生物化学兵器とその運搬手段の拡散が国際社会に対する脅威であるとし、すべての国が、各国の法的権限および立法ならびに国際法にもとづき、これらの兵器、運搬手段および関連物資の不法な取引を阻止するための協力措置をとることを求めている。<sup>9</sup>

イランの核疑惑について世論は比較的寛容であると述べたが、政府レベルでいえば、当然、そんなことはありえない。たとえば、サウジアラビアは少なくとも公式チャンネルでは一貫して、そして比較的冷静に、イランの核兵器開発を抑止する方向で動いている。2006年1月にはサウジアラビアのサウード外相が、イランに核兵器を開発しないという約束を遵守するよう呼びかけた。<sup>10</sup>ただ、サウード外相の発言は、欧米の反応と比較すると、きわめてロープロファイルであり、ある意味、アラブ諸国の核兵器に対する立場を象徴しているといえる。彼の発言をまとめると、おおよそ次のようになる。

- ① イランは核兵器を開発すべきではない。
- ② 外交的解決を優先すべき。
- ③ たとえ、イランが約束をやぶっても、サウジアラビアには核兵器開発の意図はない。
- ④ イスラエルが核兵器を保持しており、欧米がイスラエルを放置し、イランだけを攻撃するのは二重基準にほかならない。

アラブの視点からみれば、きわめてまっとうな意見である。ちなみに、サウード外相は、イランがイスラエルに核兵器を撃ちこむことは不可能であると述べる。なぜなら、イスラエルに核兵器を撃ちこめば、イスラエルが破壊されるだけでなく、パレスチナ人が死ぬことになるからだという。また仮に標的が逸れれば、ヨルダンやサウジアラビアを攻撃することになってしまう。

<sup>9</sup> Security & Terrorism. No.1 (Oct. 2005).

<sup>10</sup> Arab News, January 17, 2006.

ここでは2つの特徴が見られる。1つはイスラエルの存在がつねに想定されている点。そして、もう1つはイランを同じイスラームの国として味方と考えている点である。この2点は当然、バランスとして機能する。

1980年代には、アラブ諸国、とりわけ湾岸諸国にとってイランが不倶戴天の敵だったことを考えると、このロープロファイルは奇妙にも映る。とはいえ、1990年代以降のイランと湾岸諸国との関係改善を考慮すれば、この流れは充分ありうることもいえよう。むしろ、だからといって、イランとアラブ諸国が蜜月状態かといえば、そう単純な話ではない。アラブ諸国のイランへの不信感は、さまざまな部分に見え隠れしている。たとえば、サウジアラビアの代表的なジャーナリスト、アブドゥッラフマーン・ラーシェドの論説は、イランへの不信感を露骨に表した典型的なものといえよう。少し長いが一部を要約する。<sup>11</sup>

「もしあなたが、間抜けなら、あなたは、イランがイスラエルを攻撃するために核兵器を製造していると信じているかもしれない。もしあなたが、ものすごく間抜けなら、イランが、米国を攻撃するために核兵器を作っていると考えているかもしれない。イランは核兵器をつくるためにウランを濃縮しているが、その真の標的は隣国、とくにパキスタンである。しかし、その危険性はイランと国境を接する他の国ぐに、たとえばサウジアラビア、オマーン、イラク、アフガニスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャンなどにもおよぶ。

わざわざいうまでもないが、核兵器は国境をはさんで撃ち合うたぐいのものではない。しかるべき輸送手段さえあれば、世界の最果てにまで届くことができる。ここでわたしが何をいいたいのかということ、イランの核兵器開発の目的がイスラエルとの対抗であるという主張を信じるのは難しいということだ。イスラエルのほうが量的にも技術的にも圧倒的に優位に立っているからである。イランが、ロシアのできなかつたこと、すなわち核兵器で米国と対決しようとしていると信じるのもまた不可能であろう。

われわれはイランの核兵器開発を懸念している。なぜなら、域内の対立の歴史から、われわれは、このことがいくつかの悲劇をもたらすことを知っているからだ。小さなほうの悲劇は域内政府が、これら天文学的に高価で環境的にも危険なおもちゃを購入しようとして核武装の競争がはじまることである。第二の悲劇はこれら狂気の武器の使用にいたることだ。アッラーのおかげで、域内にはそれほど頭のおかしい指導者は存在しなくなった。サッダームはかつて何千ものイラク市民に対し化学兵器を使用し、彼らを蠅のように虐殺した。

たしかにイスラエルを非核化することはわれわれの義務である。しかし、われわれは、イスラエルとの対抗のため核武装するなどといって、騙しあうようなことがあってはならない。核武装は、通常兵器がわれわれをつれていった場所にわれわれをつれていくことになる。かつてイランの戦闘機がサウジの戦闘機と空中戦を行った。スカッド・ミサイルがテヘランやゴム、リヤードやドーハに着弾した。これらの弾頭が核弾頭であった場合を想像してみるがいい。われわれは通常兵器を、イスラエルに対

---

<sup>11</sup> Asharq al-Awsat, October 8, 2003.

する以上に、たがいに使用してきた。明日、われわれが原子爆弾を装備したとしても、状況は変わらないであろう。

わたしは、核兵器製造のためのイランの意図を理解している。イランは、隣国であるパキスタンの核兵器の保有を世界が看過していることを見ている。パキスタンの場合は、インドが核兵器を保有するなか、域内均衡を達成するといって、核兵器の保有を正当化した。しかし、イランは、その地理的な位置から威嚇のための武器を保有できないことに気づいている。イランは世界でもっともセンシティブな紛争地に位置しているからである。

われわれは、無知ゆえに、イスラエルを抑止するという口実だけで、イランを守るようなことがあってはならない。イランの核の危険は、イスラエルや米国のまえに、まずもってわれわれを脅かすものだからである。」

イランでは2005年、ポピュリストともいわれるアフマディネジャード大統領が誕生した。彼は、アラブ人の喜ぶ反イスラエルの過激な発言を繰り返してはいるが、その背後に域内超大国としてのシーア派イランの宗教的、民族的野心を見通すアラブ人も少なくない。

たとえば、クウェートのアフマド・ルブイー元国民議会議員はロンドンで発行されているアラビア語日刊紙、シャルクルアウサトのコラムで、アフマディネジャードの、イスラームではなく、イラン的な野望に警鐘を鳴らす。<sup>12</sup>

アフマディネジャードは2006年1月12日、「この湾(ペルシア湾)はペルシア湾であり、今後もずっとペルシア湾でありつづける」と述べた。<sup>13</sup>こうした発言にルブイーはイランの野心を見る。イスラエルを地図からなくす、米軍をペルシア湾から駆逐するという過激な発言に、われわれは眼を奪われがちであるが、実際にイランが考えているのは、米軍という強大な重石がなくなったあとのペルシア湾の力の空白を核武装したイランが埋めることではないか。

こうした懸念は「ペルシア帝国の復興」という惹句が雄弁に物語る。これはシャルクルアウサト紙のコラムニスト、フダー・フセイニーが書いたコラムのタイトルだが、彼女は、イランの核兵器開発の意図はイスラエルを攻撃することではなく、イランの領土的拡大のためであると断言する。<sup>14</sup>イラクやバハレーン、そしてアゼルバイジャン(の少なくとも一部)までも含めたペルシア帝国の復活こそがイランの本音だというのである。

もちろん、湾岸諸国とそれ以外のアラブ諸国・地域とでは温度差はあろう(ちなみにシャルクルアウサト紙は、ロンドンで発行されているものの、資本はサウジである)。湾岸以外のアラブ人たちにとっては、イランの核よりはイスラエルの核のほうが深刻な問題であろう。また、たとえば、2005年12月にイランを訪問したハマースの指導者、ハーリド・ミシュアルは、「もしイスラエルがイランに軍事攻撃をしか

<sup>12</sup> Asharq al-Awsat, January 14, 2006. たとえ、イランが核兵器を開発しているのではなくとも、イランの原子炉が首都テヘランから遠く離れており、逆にクウェートやサウジアラビアとは100kmぐらいいか離れていないという指摘も興味深い。事故が発生した場合に、「湾岸チェルノブイリ」に至る可能性があるという主張はそれなりに説得力をもつ。

<sup>13</sup> <http://www.isna.ir/Main/NewsView.aspx?ID=News-648426> (2006年2月16日)。

<sup>14</sup> Asharq al-Awsat, January 26, 2006.

けたら、われわれも対イスラエル攻撃をステップアップさせる。われわれは統一戦線であり、戦線の一方が攻撃されれば、それを助けるのが義務である」と述べている。<sup>15</sup>これなど、多分にリップサービスの要素はあろうが、あまりにナイーブといわざるをえない。

こうした地域感情や地政学的な均衡ゆえであろうか、湾岸諸国は徐々にイランに対する態度を硬化させてきているとの観測もある。たとえば、2006年2月1日付のニューヨーク・タイムズ紙は、イランの核開発に対する懸念を強め、イランに対しより強硬な立場を取るようになってきていると報じた。

### 6-3 イスラームの爆弾

イランが核兵器でイスラエルを攻撃するという図式が、政府レベルはともかく、一般市民レベルではかならずしもアレルギーにならないのは、「イスラームの爆弾」の概念ゆえである。<sup>16</sup>ユダヤ教のイスラエルがイスラームのパレスチナを占領しているという現実。アラブ諸国は、その状況に対してほとんど打つ手が無い現実。イスラエルやそれを支援する米国に一泡ふかせているのは、むしろテロリスト（ジハード）であり、イランであるという現実。ここにイランの核兵器開発をイスラームの爆弾として正当化してしまう要素があることはいうまでもない。しかし、イランはシーア派であり、しかも、アラブですらない。ここに相反する感情が芽生える。「イスラームの爆弾」についてはパキスタンの核兵器でも同様のことがいえる。

1994年にパキスタンのナワーズ・シャリーフ元首相が、パキスタンが核兵器を保有していると暴露したとき、アラブ側の反応は二つにわかれた。

エジプトのアフラーム紙は、シャリーフ発言があまりにも軽率であり、その後のパキスタンに対する国際社会からの圧力や攻撃をまったく考えていないとの論説を掲載した。

一方、ロンドンで発行されているアラビア語紙でパレスチナ系とされるクドスルアラビー紙はそのものズバリの「イスラームの核爆弾」と題する社説で、パキスタンの核兵器保有を賞讃した。<sup>17</sup>同紙は、イスラエルが中東における唯一の核兵器保有国であるという前提をまず出してきて、そのイスラエル絶対優位の状況は、イスラエル（および米国）が、アラブおよびイスラームの国に核兵器を保有させないようにしてきたからだと説く。

そして、シャリーフが核保有を認めたことにより、すべてのムスリムたちは歓喜し、その原子物理学等の水準に対し自信を深めるであろう、こうした業績がアラブの科学者たちによってなされることを希望する、パキスタンはこうした技術を、緊密な関係を有するアラブ諸国に対して隠すことはないだろう、とつづける。

<sup>15</sup> Arab News, December 16, 2005.

<sup>16</sup> 「イスラームの爆弾」という概念は、イスラエルのアリエル・シャロン首相がつくったという陰謀論めいた説がアラブ世界では横行しているが、この語が一般化しはじめたのは1979年のBBCの同名の番組、1981年のスティーブ・ワイスマンとハーバート・クロスニーの同名の著作以降であろう。

<sup>17</sup> Mideast Mirror, August 25, 1994.

クドスアラブの議論はあまりにナイーブである。もともと、この新聞は、親パレスチナ、親オサーマ・ビン・ラーデン、親サッダーム・フセイン、反サウジアラビアという、欲求不満に根ざしたアラブの国民感情に訴える傾向がきわめて強く、その分は割り引いて考えねばならない。実際、多くのアラブの知識人にとって、パキスタンの核兵器は、たとえ「イスラームの爆弾」であったとしても、ヒンドゥー教のインドに対する「イスラームの爆弾」でしかなかったのである。けっして「ユダヤの爆弾」に対する（抑止力としての役割も含めた）「イスラームの爆弾」ではなかった。したがって、パキスタンの核兵器がアラブ・イスラエル関係においてバランスと機能することは不可能であった。ロンドン発行のアラビア語紙、ハヤートはこの点に関し「パキスタンの爆弾について、「イスラームの爆弾」と言及するものもいるが、それはあくまで「ヒンドゥーの爆弾」に対する抑止力としての意味であって、それが「ユダヤの爆弾」に対する抑止力になることはありえない」と明瞭に説いている。<sup>18</sup>

その後、パキスタンの核実験を経て、イスラームによる核兵器保有が確かなものとなると、相変わらず、イスラームの爆弾を素朴に信じるナイーブな意見も少なくないが、アラブの議論はだいたい2つの点に収斂されていく。パキスタンが国際社会、とりわけ欧米の制裁の対象になったのに対し、イスラエルがいぜんとして野放しになっているという二重基準の問題と、パキスタンがイスラーム諸国ではじめての核保有国になったというムスリムとしての自信、そして誇りの問題である。<sup>19</sup>そして、この2点は、イスラエルが核兵器を保有しているかぎり、アラブも少なくとも抑止力として核兵器を保有すべきであり、もし核兵器を保有することになれば、欧米から遅れた科学技術においても、アラブはある程度まで追いつくことができるという劣等感の解消に転化される。いずれも、アラブの核保有を正当化する言い訳として利用されることは明らかであり、民衆レベルでも、核兵器に対するアレルギーが少ないため——また仮に反核思想が民衆のあいだにあったとしても、独裁国家がほとんどのアラブ諸国がそれを気にするはずもないだろう——、仮にアラブ諸国が核兵器開発を目指したときには、その暴走を抑えることはきわめて困難になる。

#### 6-4 核開発の前科

実際、アラブ諸国には前科がある。たとえば、リビアは1975年に核不拡散条約を批准したものの、そのときには核兵器取得のための努力を同時に行っていたことが明らかになっている。<sup>20</sup>1991年にはパキスタンの原爆の父といわれるアブドゥルカディール・ハーンと接触している。リビアは結局、2003年12月19日に大量破壊兵器放棄を宣言し、核兵器開発を断念したのだが、その間、ずっと計画の存在については否定しつづけたのである。

<sup>18</sup> al-Hayat, May 29, 1998.

<sup>19</sup> Mideast Mirror, June 10, 1998.

<sup>20</sup> スティーブ・ワイスマン&ハーバート・クロスニー(1981)はこのあたりの事情を詳述したものである。

リビアが核兵器開発を断念したのは国際社会からの孤立を解消するためであった。米国のイラン・リビア制裁法等経済制裁を含めた国際社会からの圧力に、リビアは屈服したかたちであったが、少なくとも米英を中心とした硬軟取り混ぜた外交が奏功したことは重要であろう。<sup>21</sup>

図表6.4 核兵器開発計画廃棄までのリビアの主な動き(朝日新聞より)

年月日	出来事
1969	核不拡散条約NPT署名
1975	NPT批准
1980	国際原子力機関(IAEA)と保障措置(査察)協定
1983	トリポリ近郊にタジュラ原子力研究センター設立
1986	米が対リビア経済制裁を発表
1988	英ロッカビー村上空でパンナム機爆破事件を起こす
1992	パンナム機事件に関して国連が対リビア制裁
1999	パンナム機爆破事件の容疑者を国連代表に引き渡す。国連制裁措置中断
2001	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名
2003年3月	イラク戦争開始
2003年9月	国連安全保障理事会が制裁措置の正式解除
2003年12月	大量破壊兵器開発計画の廃棄を発表 査察についてIAEAと交渉開始
2004年1月	CTBT批准
2004年3月	IAEAとの保障措置協定の追加議定書に調印
2004年9月	米が経済制裁を解除

リビアの核兵器開発には北朝鮮やパキスタンとの関係が取りざたされている。たとえば、IAEAは、リビアで発見された濃縮ウランの前段階である六フッ化ウランが北朝鮮からきていると指摘した。しかし、リビア側は、政府レベルの公式な協力関係については明言を避けている。逆に明らかにしたのは「闇市場」の活用であった。リビアの核兵器開発の特色は、後述するイラクのケースとは異なり、必要なものはすべて闇市場で購入するというものであった。また核兵器開発計画の破棄に関しては、リビア外相は朝日新聞との会見で、「核を持っていても、だれに対して使うのか」と述べ「7年前から議論し、保有しない方が国家にとってより安全だとの結論に達した」と説明、さらに「ベトナム戦争では、米軍は核兵器を使用できなかった。アフガニスタンは、核を持つソ連を追い返した。核兵器を持っていても使えない」と話した。<sup>22</sup>

<sup>21</sup> 2004年9月26日付朝日新聞。

<sup>22</sup> 2004年9月23日付朝日新聞。

アラブ諸国のなかのもう1つの前科者はイラクである。イラクの核兵器開発は、リビアと異なり、基本的には「自主開発」を目指していた。このあたりはアラブの先進国としてのプライドであろうか。しかし、闇市場の活用も並行して行われている。

2003年のイラク戦争で米国がイラクの大量破壊兵器保有を戦争をしかける口実としたことはよく知られている。結果的には大量破壊兵器はまったく発見できなかったが、これはもちろん、イラクが核兵器を含む大量破壊兵器を過去に開発していなかったことの証拠にはならない。実際、イラクが核兵器開発計画をもっていたことは紛れもない事実である。

イラクは1968年にNPTに加盟したが、1970年代はじめから自前の核兵器開発に着手したといわれている。途中、1981年のイスラエルによるオシラク研究炉爆撃や湾岸戦争によって中断はしたものの、開発そのものが存続していたことは明らかであった。湾岸戦争後の制裁下でもイラクは核兵器開発を否定しつつ、国連武器査察団の査察でもなかなか実態はわからなかった。だが、1995年、サダム・フセイン大統領の女婿で、イラクの武器開発の最高責任者であったフセイン・カーメルが亡命し、イラクの大量破壊兵器開発の内情を暴露したことで、「イラクはやっぱり核兵器を開発しようとしていた」ことが明らかになったのである。ただし、この核兵器開発はこれによって完全に頓挫し、イラク戦争を経た現時点ではイラクにおける核兵器開発は無力化されたと断言していいだろう。<sup>23</sup>

しかし、イラクが、過去の経験により少なくともアラブ諸国のなかでは高い技術をもつ核技術者・物理学者たちを調達しやすい環境にあることは忘れてはならない。つまり、核兵器保有の必要性、意図、意志が浮上すれば、イラクが再度、その道を突き進む可能性は否定できないのである。

## 6-5 疑惑の国

リビア、イラクは明らかに前科がある。しかし、アラブ諸国のなかには前科はないものの、疑われる要素が存在する国もある。たとえば、シリアはその代表であろう。イラクと同じバアス党による独裁政権、イスラエルと国境を接し、しかもイスラエルによって領土を占領されている。さらには、現在核疑惑をもたれているイランや北朝鮮と仲がいい。シリアが核兵器開発の野心をもっていたとしても不思議ではないし、その野心をもっていたならば、実際に開発を行う危険性も低くない。実際、1979年以来、核開発を行っているという疑惑がつきまとう。イランや北朝鮮との関係もそうだが、パキスタンのアブドゥルカディール・ハーンとの関係も噂されている。ただ、現時点ではシリアは核兵器開発の尻尾をつかまれているわけではない。また、技術的にも北朝鮮やイランどころか、イラクにもおよばないだろうと考えられている。

一方、核兵器開発ではないものの、疑惑をもたれている国がある。アラブ首長国連邦、より正確に言えば、そのなかのドバイである。ドバイがパキスタンのハーン博士の闇ネットワークで重要な役割を果たしたことはよく知られている。ドバイやアラブ首長国連邦に核兵器開発の意図がなくとも、間接的

<sup>23</sup> 実際には1991年の時点で核開発が停止していたとの証言もある(BBC, August 11, 2004)。

にドバイという中東の物流のハブがリビア、イラン、イラクなどの核開発、核物質密輸の中継地として利用されてしまったことは否定できない。

核開発に関しきわめて錯綜した立場をもつのがエジプトである。エジプト以外ではほとんど知られていないが、サミーラ・ムーサーという原子物理学者がエジプトにいた。彼女はエジプト原子力の母とも呼ばれていたが、1952年に滞在先の米国で自動車事故で死亡している。彼女は抑止力としての核兵器製造に野心をもっていたといわれ、したがって、彼女が米国で死亡したことは、多くのエジプト人に陰謀説、暗殺説を唱えさせる原因ともなった。つまり、米国は、エジプトが核兵器を保有することを阻止するために、サミーラ・ムーサーを暗殺したという考えかたである。暗殺云々の真偽は不明だが、この説の背後には、エジプトが核兵器をもつべきであるとの素朴な考えかたがあることは間違いない。<sup>24</sup>

もちろん、エジプトは公式には核兵器開発を否定している。たとえば、1998年10月、ムバーラク大統領は次のように発言している。

「われわれは現時点で核クラブに入るつもりはない。われわれは戦争を欲していない。われわれは焦ってもいない。」

これだけであれば、まったく問題はないが、同大統領はこれにつづけて、次のように述べており、それが結果的にエジプトの立場を怪しくする要因にもなっている。

「われわれには原子炉があり、きわめて有能な専門家たちも存在する。もし核兵器が必要なときがくれば、われわれは躊躇しない。核兵器の材料を入手することは容易になっており、簡単に購入できる。インドやパキスタンは核実験を行ったし、イランがそのあとにつづくという話もある。あらゆる国はみずからの国を守るために抑止力をもつことができる。」

つまり、今はつくらないが、将来的にはつくるかもしれないということだ。実際のところ、エジプト政府高官、あるいは原子力関係者の発言を並べてみると、エジプトが核兵器製造の野心をもっているのは自明である。<sup>25</sup>

□ サイド・アブドゥルガワード・アマーラ(エジプト原子力機構核安全センター長、1998年6月)

「平和目的ではなく、戦争目的のための核能力の開発は、政治的決断さえ行われれば、可能である。」

<sup>24</sup> <http://www.islamonline.net/English/Science/2003/02/article08.shtml> (2003年6月11日)。

<sup>25</sup> エジプト当局者の発言については米国の The Middle East Media Research Institute (MEMRI) のレポートを参考にしている(Yotam Feldner, "Egypt Rethinks Its Nuclear Program," (1)-(3). MEMRI Inquiry and Analysis Series, January 17-22, 2003)。MEMRI はアラブやイスラームに関し、底意地の悪いレポートを書くので知られ、しばしばイスラエル寄りだと評される。したがって、彼らのレポートはその分を差し引いて考える必要がある。

□ムニール・ムガーヘッド(エジプト原子炉機構、1998年6月)

「エジプトの核プログラム再開の政治決定はガマール・アブドゥンナーセル大統領のスエズ運河国有化決定に匹敵する。これは、国家的プライドの精神・感情を復活させ、さらには開発計画に対する国民の支持の基礎を提供することになる。原子力発電の潜在的能力のほか、エジプトの国家安全保障を拡充する役割も無視することはできない。原子力発電プラントの導入はイスラエルに対するカウンター・バランスとなるだろう。一定の条件のもとでは、核技術は核兵器の製造を促進する。核兵器はつねに政治的意思のあるところで、開発される。」

□アフマド・ファトヒー・スルール(国会議長、1998年7月)

「アラブが国際的な展開を見ながら、満足していることはもはや容認できない。あらゆる種類の武器・軍事力を保持して強国になるために急がねばならない。」

□オサーマ・バーズ(大統領政治顧問、1999年11月)

「イスラエルが域内唯一の核保有国でありつづけるかぎり、真の平和も安定もありえない。このイスラエルとの軍事的不均衡を是正するオプションがある。」

ここに紹介した発言はすべて1998年5月のパキスタンの核実験後のものであることは要注意である。少なくともエジプト政府高官の発言から判断するかぎり、パキスタンの核は、中東におけるイスラエルの核独占に対するバランスとはなりえない。パキスタンの核は、エジプト人の目から見れば、イスラームの爆弾にはなりえないのである。

エジプトの場合、だからわれわれも核兵器をもたねばならないと短絡しがちなところが問題である。さきほど、パキスタンの核はイスラエルとのバランスにはなりえないとするハヤート紙の論説を引用したが、同紙の場合、そのあとがエジプトとちょっと違う。ハヤートは「アラブは、(大量破壊兵器入手の)競争ではなく、その除去にこそ傾注すべきであり、イスラエルの核の例外あつかいをやめさせ、(核不拡散等の)条約に加盟させるように努力すべきである」と主張するのである。

ハヤートは、シャルクルアウサト紙と同様、サウジアラビア資本であり、その意味では、彼らのスタンスもサウジアラビアのそれと近いといえるかもしれない。実際、前述のようにサウジアラビアは一貫して湾岸、さらには中東の非核化を提唱しており、ハヤートの論調もその流れで見れば、矛盾はない。

とはいえ、サウジアラビアにも、怪しげな動きがないわけではない。たとえば、1999年5月、スルターン国防相(現皇太子)がパキスタンの核施設と弾道ミサイル工場を視察している。いくつかのメディアがこれをサウジアラビアの核兵器開発と結びつける記事を掲載したように、誤解を招きやすい行動だったことは確かである。

少し時期は隔てているが、英国のガーディアン紙は、サウジアラビアのトルキー駐英大使(当時)が2003年9月に非公開のセミナーを開催したと報じた。<sup>26</sup>

同紙によると、対米関係の冷却化やイランの核疑惑、中東情勢の混乱などの現状を踏まえ、1)独自の核抑止力、2)他の核保有国との同盟、3)中東の非核化外交の推進という3つのオプションが提示されたという。

サウジアラビア駐英大使館はただちに報道を否定し、サウジアラビアに核兵器取得の意図はないとする声明を發出した。またサウジアラビアの新聞も、欧米の軍事専門家などを引用して、サウジアラビアの核武装を否定させている。<sup>27</sup>しかし、「軍拡を進めるサウジが核戦略構想を持っていても不思議ではない。湾岸戦争後も駐留していた米軍は去ったが、戦車や戦闘機など米国製を中心とする武器調達は依然として盛んだ」とする見かたは根強い。<sup>28</sup>

当然、そうなった場合、戦略的パートナーとして名前が出てくるとすれば、イランではなく、パキスタンであろう。たとえば、パキスタンの新聞のなかには「サウジアラビアは米国の核の傘のもとで守られている。今や、米国が誰の友人でもないことは明らかである。米国は背後でイスラエルの利益拡大に動いており、サウジアラビアはその標的のひとつである。サウジアラビアへの脅威が拡大するなか、サウジアラビアはみずからための防衛能力をもつ完全な権利を有する。イスラエルは中東唯一の核保有国である。したがって、サウジアラビアのみならず、域内すべての国が核技術を備えることが必要である」といったサウジに核武装を促すような論説を掲載するものもあった。<sup>29</sup>

その後も両国のあいだでは、たとえば、2003年10月には、核協力の秘密合意ができたのだ、パキスタンがサウジアラビアに核兵器技術を提供するかわりに、安い石油をもらうことで合意したのだ、サウジ政府高官や王族がパキスタンを訪問するたびに、きな臭い報道が飛び交っている。2004年にも、また2005年にも、そのつどサウジアラビアが明確に否定しているにもかかわらず、この問題は間欠泉のように出は消え、消えては出ているのである。これらを「言いがかり」とみるのか、あるいは「火のないところに煙は」と考えるかは、現時点では何ともいえない。

## 6-6 イスラームと核兵器

イスラームの爆弾という言葉を使っていながら、核兵器に対するイスラームの宗教的立場について触れる機会がなかった。最後にそれについて述べておきたいが、あらかじめ断っておかねばならな

<sup>26</sup> Guardian, September 18, 2003.

<sup>27</sup> たとえば、al-Watan, September 19, 2003 や Arab News, September 20, 2003 など。ただし、これらでは、核兵器の開発、保有について否定しているだけで、会合がもたれたこと自体は否定していない。なおサウジの核戦略に関する欧米からの見かたとしては、Simon Henderson, "Toward a Saudi Nuclear Option: The Saudi-Pakistan Summit." PolicyWatch, No. 750 (April 22, 2003) や Richard Russell, "Saudi Nukes." The Washington Times, January 5, 2004 などが参考になる。

<sup>28</sup> 2004年12月6日付朝日新聞。

<sup>29</sup> Nawa-i-Waqt, September 20, 2003.

いのは、イスラームの場合、核兵器に関する統一見解というものは存在しないということである。もちろん、スンニ派とシーア派では異なるだろうし、スンニ派内の法学派でも違いはあろう。また個々の法学者たちの政治的立場によっても、相違が出てくるかもしれない。それらをすべて分析することは不可能なので、ここでは主な意見として、スンニ派最高権威の1つ、エジプトのアズハルの立場とカーイダ(アルカイダ)に代表されるスンニ派ジハード主義の考えかたを紹介してみたい。

1999年11月、アズハルのタンターウィー総長は次のような発言を行った。<sup>30</sup>

「初代カリフ、アブーバクルはハーリド・ビン・ワリードが戦いに出るとき、彼に次のように指示した。「もし、敵が剣で戦うなら、剣で戦え。もし、敵が槍で戦うなら、お前も槍で戦え。」もし、アブーバクルが今日生きていたら、こういったであろう。「もし彼らが原子爆弾で戦うなら、お前も原子爆弾で戦わねばならぬ。」

イスラエルに核拡散防止条約への加盟を要求することで、われわれが優位に立ち、「同じ武器で戦え」というアブーバクルの言葉にもとづいて行動できるようになるまで、研究を行うことが妨げられるわけではない。」

ここでは明確にイスラエルとの対抗上、核兵器を所有すべきであるという思想が披瀝されている。忘れてはならないのは、エジプトはイスラエルと和平条約を締結した最初のアラブの国だという点である。国家、あるいは政府としてエジプトはイスラエルと外交関係を結んでいるが、その監督下に置かれているはずの宗教権威は、イスラエルを敵と見なしていることになる。イスラエルに対しNPTやCTBCに加盟するよう呼びかけたとしても、そのことによって、核兵器開発ができなくなるわけではない。イスラームはけっして武力を否定するものではない。真理や信仰に資するのであれば、また人間の尊厳を守るためであれば、イスラームは武力を肯定するのであり、このなかには核兵器までもが含まれるのである。

またもう1つ重要なのは、敵(この場合はイスラエル)と同等の武器を保有するという点である。これを拡大すれば、イスラエルや米国が保有する、あらゆる武器を、イスラーム世界も保有できることになる。

2002年12月にはより明確なかたちで大量破壊兵器(核兵器)保持のファトワーがアズハルのファトワー委員会から発出された。<sup>31</sup>

「いと高きアッラーは、いかなる侵犯に対しても利益を確保し、尊厳を守護するため、必要な武力や兵站の手段を保持するよう、ムスリム共同体に求めた。これら必要な手段が効果的に用いられれば、全共同体は敵に対し立ち向かい彼らに恐怖の念を植えつけることができる。クルアーンのひとつ以上の章句において、敵からの脅威に対峙するため、必要な装備をつけ、つねに最大限の注意を払うよう命ぜられている。至高なるアッラーは次のように述べた。「さ、汝ら、彼らにたいして、できるだ

<sup>30</sup> Feldner (3).

<sup>31</sup> <http://www.islamonline.net/Arabic/news/2002-12/23/article06.shtml>(2003年2月5日)。

けの軍勢と繋ぎ馬を用意せよ。それでアッラーの敵と汝らの敵を嚇してやるがよい。それからそのほかにも汝らの知らない(敵)が沢山いる。アッラーだけは彼らを全部御存知。汝らがアッラーの御為めに費すものはいかなるものでも必ず十分に返して戴けるのだぞ。決して不当な目に逢わされはせぬ。」(クルアーン8:60)この章句からいくつかの教訓が得られる。ひとつは、共同体が敵を充分警戒し、抑止力として、かならずしもより大きくなければならないということはないが、少なくとも同等以上の武器を保持することを求めていることである。アッラーの敵はムスリムがあらゆる武器をもって戦わねばならない最大の敵である。また上述の句でいうところの「汝らの敵」とはいかなるかたちであれ、ムスリム共同体を攻撃するものを指す。」<sup>32</sup>

このファトワーでは自衛、あるいは抑止力として核兵器の保持が要求されている。敵を知ること、敵に備えることはシャリーア(イスラーム法)に定められた義務であり、イスラーム共同体は自衛のためにあらゆる武器を装備しなければならない。それを怠ることは罪である、とする。

当然、これはイスラエルが核兵器を所有していることが想定されているのだが、ファトワーそのものは一般論として語られており、したがって、核保有はイスラエルだけを念頭に置いているわけではない。つまり、敵であろうが、味方であろうが、どこかが核兵器を保有しているのであれば、イスラーム共同体も、自衛のため、あるいは抑止力として、核兵器を保有しなければならないというのである。抑止力としての核兵器保有だけでなく、一部の国による核兵器独占への反対もここでは表明されている。

また、核兵器の保有だけが問題になっているわけではないことも指摘しておいたほうがいだろう。どの武器が許されて、どの武器が許されないというのはこのファトワーではまったく無視されている。敵(あるいは敵でなくてもかまわない)がどんな武器を保有しているかが問題なのであり、イスラーム共同体はその敵、あるいは中立国が保有する武器と同等かそれ以上の武器をつねに保有して、攻撃に備えなければならないということである。したがって、生物化学兵器も含め、どこかの国が何らかの大量破壊兵器を保有していれば、イスラーム共同体はそれを保有することができるという論理になる。

さらに複雑な問題として、保有と使用の問題がある。核兵器等大量破壊兵器の保有はイスラームでは許される、あるいは義務であるというのがアズハルの立場であることは理解できたと思う。問題は、保有した核兵器を実際に使用できるのかどうかということだ。たとえば、現代イスラーム世界でもっとも有名なイスラーム法学者の1人であるユースフ・カラダーウィー(アズハル出身のムスリム同胞団)は「ムスリムは(核)兵器を保有しなければならないといったが、それを使用してはならない。(核兵器)を使用することは禁じられている。「それでアッラーの敵と汝らの敵を嚇してやるがよい」とクルアーンでいわれているように、(核兵器は)抑止力や(敵に対する)威嚇として資するものである」と主張する。<sup>33</sup>

<sup>32</sup> クルアーンの引用は岩波文庫(井筒俊彦訳)版より。

<sup>33</sup> Feldner (3). ただし、敵が大量破壊兵器で一般市民を殺害するようなことがあれば、同害報復の原則が適用されると主張するものもある(al-Wafd, December 25, 2002)。

## 6-7 ジハード主義と核兵器

テロリストを含むジハード主義者たちは基本的にこの問題についてきわめてナイーブである。たとえば、イラクで活動するヨルダン人テロリスト、アブームスアブ・ザルカーウィーとも近いとされるアブームスアブ・スーリーはインターネット上で、北朝鮮とイランに対し核開発を放棄しないよう呼びかけている。<sup>34</sup>彼にとっては、米国を攻撃しうる武器を開発するほうが、共産主義やシーア派よりもマシらしい。

すでに述べたとおり、アズハルでさえ、核兵器の保有はイスラームの国の義務であると主張しているわけだから、ジハード主義者たちが核兵器保有にノーというわけではない。たとえば、カーイダ(アルカイダ)のリーダー、オサーマ・ビン・ラーデンは1998年5月に『イスラームの核爆弾』と題する声明を発表し、そのなかで核兵器保有がムスリムの義務であると述べたといわれている。<sup>35</sup>この声明について筆者は未見であるが、その発出が、インドの核実験直後であった点は興味深い。このなかでオサーマは、ムスリム一般、とくにパキスタンとその軍に対し、ジハードに備え、必要な軍事力を準備して敵を恐怖させるよう呼びかけている。またオサーマは、同じ1998年の末にも核兵器保有は義務であると主張している。<sup>36</sup>

「ムスリムの防衛のための武器を購入することは宗教的な義務であるといおう。異教徒の武器と対抗できる武器を保有しようとするのは宗教的な義務である。もしわたしがこれらの武器(化学兵器・核兵器)を実際に獲得したら、わたしは義務を実行したことになり、そうできたことで神に感謝する。[中略]異教徒がムスリムを傷つけられないようにする武器を獲得しようとしなないことは、ムスリムにとって罪であり、もし、われわれがこれらの武器を入手したならば、それらをどう使うかはわれわれの勝手である。」

1999年にはカタルの衛星放送ジャジーラとの会見で、カーイダが核兵器を保有しているとの非難について、核兵器保有は権利であるから、非難には当たらないと述べ、パキスタンの核実験に対し「パキスタン国民を支持し、祝意を表明する」と語っている。<sup>37</sup>また、2001年11月、オサーマはパキスタンのドーン紙との会見で、次のように主張する。<sup>38</sup>

「もし、米国がわれわれに化学兵器や核兵器を使用したなら、われわれも化学兵器や核兵器を使う。われわれはそれらの武器を抑止力として保有している。」

<sup>34</sup> Asharq al-Awsat, January 23, 2005.

<sup>35</sup> Ben Venzke and Aimee Ibrahim 2003. The al-Qaeda Threat: An Analytical Guide to al-Qaeda's Tactics & Targets. Alexandria, VA: Tempest Publishing. p.52; Peter L. Bergen. The Osama bin Laden I Know: An Oral History of al-Qaeda's Leader. New York: Free Press. pp.339-340.

<sup>36</sup> 1998年12月米ABCとのインタビュー(“World's Most Wanted Terrorist: An Interview with Osama bin Laden.” ABCNEWS.com (1999年1月3日))。

<sup>37</sup> Aljazeera. June 10, 1999.

<sup>38</sup> Dawn, November 10, 2001.

オサーマにとって、核兵器の保有は義務であり、権利であった。そして、それは基本的には抑止力として機能するはずであったが、仮に先制攻撃を受けたときには同じ武器で報復を行うと述べている。<sup>39</sup>ちなみに、核兵器と関連して、オサーマはしばしば広島や長崎の名を挙げている。2001年10月7日のビデオ声明には次のような句が見られる。

「数万人の死が、若いも若きも、地上の最果ての地、日本で殺された。(アメリカにとって)これは犯罪ではない。異論のある問題にすぎないのだ(マスアラ・フィーヒ・ナザル)。」

当然これは広島や長崎の原爆のことと考えるべきだろう。オサーマが日本に言及した最初の例と思われる1996年のニダーウルイスラーム誌との会見では、米国は若いも若きも子どもも女性も関係なしに計画的に原爆を広島・長崎へ投下したと非難され、広島・長崎はユダヤ・十字軍連合によるパレスチナ、レバノン、イラク、ボスニアでの虐殺と並列されている。<sup>40</sup>この文脈では、広島・長崎は米国の行った非道の実例のひとつであった。しかし、たとえば上述のABCとの会見では、別のロジックへとすりかわっている。

「米国の政策は民間人と軍人、子ども、人間と動物を区別しない。長崎と広島では米国はすべての人間を抹殺しようとした。」

これは民間人に対する攻撃はテロではないかとの質問に対する答えである。ここでは、「米国がムスリムに対して残虐な行為をはたらいている」という従前の文脈が微妙にずれて、民間人へのテロを行っているのは米国のほうであり、同じことをわれわれがやってなぜ悪いという、ある種の開き直りへと変化している。1999年のジャジーラとの会見では、この論理はさらにブラッシュアップされている。ここではオサーマはイラクとイスラエルの大量破壊兵器保有の論理を比較する。イスラエルが大量破壊兵器をもっているのに、なぜイラクがそれを保有するのを許されないのか。それは、イスラエルはそれを使っていないが、イラクは実際に使ってしまったからだという理屈である。だが、それを主張する米国はどうだ。米国は「大量破壊兵器を所有し、それで極東の長崎、広島で民を攻撃した。(しかもそれは)日本が降伏し、世界大戦が終結しようとしはじめたあとであった。」<sup>41</sup>ジハードのなかでは罪のない民間人を巻き込むことも許されるというオサーマなりの道義的、論理的帰結に広島・長崎は利用されてしまったわけだ。<sup>42</sup>

<sup>39</sup> ちなみに同害報復に関しクルアーンには「たまたまお前たち、(相手を)懲りめようというのなら、懲りてやるもよし、だが向うにやられた程度のことにおくのだぞ。だが、もし我慢できるものなら、我慢するにしくはない」(16:126)という句がある。カーイダ幹部の1人、アブーハフス・モウリターニーがジャジーラのインタビューで抑止力としての核兵器に言及している(Ben Venzke and Aimee Ibrahim 2003. 54)。

<sup>40</sup> Nida'ul Islam, Issue 15 (October 1, 1996).

<sup>41</sup> Aljazeera, December 15, 2001.

<sup>42</sup> 保坂修司 2001『正体——オサマ・ビンラディンの半生と聖戦』朝日新聞社、204～207頁。なお、正当な目的のためであれば、無実のものが巻き添えになるのはやむをえないという論理はアラビア語ではしばしばトゥルス、ある

一方、核兵器をすでに保有しているとの発言はかならずしも信憑性が高いとはいえないが、彼らが1990年代前半からすでに核兵器取得に向けた努力を行っていたことを示唆する証拠は少なくない。むしろ、ここでいう核兵器には、いわゆる核爆弾だけでなく、「汚い爆弾」等さまざまなものが含まれる。さらにいえば、関係する国々にはパキスタン、そしてウズベキスタンなど旧ソ連のイスラーム国だけでなく、南アフリカやヨーロッパなども含まれており、地理的にみても多くの国がインボルブされている点の特徴といえる。ここでは、彼らの核兵器取得のための努力については言及しない。理論的に核兵器保有が義務なのであれば、何らかのかたちでその努力を行うことは当然だからである。

## 6-8 おわりに

少なくとも現時点での公式見解でいえば、アラブ諸国は核兵器を開発することはない。このことは、個々の政府レベルのみならず、アラブ連盟という大枠にも当てはまる。1988年に設立されたアラブ原子力機構は、基本的には原子力の平和利用を目的とした組織で、IAEAのアラブ版といえる。その事務局長、マフムード・ナスルッディーンはロンドン発行のアラビア語週刊誌、マジジャラ(シャルクルアウサト紙の姉妹誌)との会見<sup>43</sup>で、アラブ諸国に対する核攻撃の可能性についてきわめて低いと指摘する。また同事務局長は、小さな組織、あるいは個人に核兵器を入手したり、使用したりする能力があるとは思えないとも語っている。さらに、アラブ諸国が将来的に核兵器開発で協力する可能性についても「問題外」と明確に否定した。アラブ諸国にそのつもりがないこと、また中東という比較的小さな領域において核兵器を使用すれば、放射能汚染は域内全域に広がってしまうことを理由として挙げている。テロ組織に関しても、核兵器には高度な運搬技術が必要であり、威嚇以上のものではないと述べる。

少なくともアラブ諸国の現時点での、公式の、建前的な立場を前提とすれば、マフムード・ナスルッディーンの見解は充分説得力をもつ。だが、これまで見てきたような、非政府的な立場、あるいはスンニ派やジハード主義の、短絡的な宗教的論理が、アラブ諸国に核開発を思いとどまらせるだけの、抑止力になりえないことは明らかだろう。とくに、宗教的、倫理的なハードルがほとんど機能しなさそうに見えるのは、憂慮すべきである。

しばしば主張される「イスラームの核」というロジックにしても、パキスタンの核、イランの核でその役割を果たせると考えるアラブ人が少ないことは既述のとおりである。とりわけ、イランの核を危険視する考えかたが根強いことを考慮すると、仮にイランが核兵器を開発した場合、イスラエル、イランの双方から挟み撃ちされるアラブが核兵器開発に着手する可能性が高まるだろう。

もちろん、イランの核、パキスタンの核をイスラームの核として容認、あるいはイスラエルとの均衡として意味があるとみなす層が存在することは事実である。しかし、同時にナショナル・プライドとしての

---

いはタタッルスという言葉で言い表される。これは「盾(いわゆる人間の盾)」の意味であり、西側の軍事用語でいうところの Collateral Damage に相当する。

<sup>43</sup> al-Majalla, December 9, 2001, pp.42-43.

核開発・研究を主張するものが厳然とすることにも注意すべきであろう。つまり、パキスタンが開発できるものを、なぜイスラームの盟主たるアラブができないのか、欧米に遅れを取るのはまだしも、他のイスラームの国にまで技術的に遅れることは容認できないという考えかただ。核兵器に対するアレルギーが希薄な文化にあって、原子物理学はいぜんとして先端科学の花形と、多くの人たちが見なしている(前述のように、彼らが核兵器を製造できないのは、彼らの技術的な後進性や能力の問題ではなく、米国やイスラエルの陰謀のせいであるという考えかたが根強い)。仮にイランの核兵器開発が現実味を帯びてくれば、戦略的・戦術的な意味からだけでなく、素朴な国民感情からも、アラブによる核兵器開発という声が高まってくる可能性は高い。

(保坂 修司)

## 第 7 章

イラク戦争後のイラク情勢と  
イラン・米国関係緊迫化を巡る動向

## 第7章 イラク戦争後のイラク情勢とイラン・米国関係緊迫化を巡る 動向

2003年のイラク戦争によりフセイン独裁政権は打倒され、イラク国民は民主国家の建設に取り組むことになった。大量破壊兵器(WMD)の脅威の除去とテロ支援政権の排除を旗印にイラクに侵攻した米国は現在でも13万人を超す兵力をイラクに駐留させ、イラク国民の新国家建設の取り組みを支援している。一方、隣国イランは様々なチャンネルを介してイラクの対する影響力を行使しており、イラク人シーア派政治学者のカシェフ・アル・カッタ師は「米国はイラクを占領したが、イランが我々に影響を及ぼしている」と述べている<sup>1</sup>。

現在、イラク政治は2005年12月の総選挙を経てイラク民主化計画の最終段階である本格政権の樹立を目指すべき段階にある。しかし、シーア派、スンニ派、クルド人、世俗派の4大勢力間の協議が整わず、未だに方向性すら見出しにくい状態に陥っている。加えて、武装テロ勢力は米国主導の外国人勢力の排除と武力による政権奪還を目指して破壊活動を激化させており、内乱状態への突入も危惧されている<sup>2</sup>。

この様な状況の下で米国・イラン両国は核開発問題を巡って対立を深めており、イラクは新たな不安定要素を抱え込んでいる。ただ、米国・イラン両国はイラク安定化問題に関しては共通の利益を有しており、協力関係を構築する可能性があるため、この問題解決への取り組みを通じて相互理解が進めば、イラク情勢の安定化のみならず、米国・イラン関係の改善が期待できる。

本稿では、イラク戦争後の米国・イラク関係及びイラン・イラク関係の経緯を整理し、次いで米国・イラン両国間の核開発問題とイラク情勢について考察する。

### 7-1 イラク戦争後の米国・イラク関係

#### 7-1-1 イラク戦争と戦後統治

2003年3月19日夜、米英軍はバグダッドなどの軍事拠点への空爆を開始し、翌20日には地上部隊をクウェート領内からイラクに向けて進軍させた。米英軍の圧倒的な戦力により本格的な戦闘は3週間程で終了し、4月9日にバグダッドは陥落し、フセイン政権は崩壊した。

<sup>1</sup> Wall Street Journal “Iran’s role in Iraq complicates US strategy”2006.2.14

<sup>2</sup> International Crisis Group “In their own words: Reading the Iraqi insurgency” 2006.2.15

当初、イラクの戦後統治は米国防総省・復興人道支援室(ORHA)が担当することになり、ジェイ・ガーナー退役少将(Jay Garner)が室長に任命された。その後、5月22日に採択された国連安保理決議1483に基づいて米国と英国のイラク統治権限が承認され、連合国暫定当局(CPA)が発足し、新たに任命されたブレマー文民行政官が連合司令部と連携を取りつつ、イラク復興に当たった。しかし、米国ブッシュ政権首脳部の過剰な楽観論から治安維持や国境管理に必要な兵力の投入が手控えられる一方、イラク政府軍の解体や行政機構を支えてきたバース党員の公職追放等が実施されたため<sup>3</sup>、イラクの行政機構は機能不全に陥り、治安情勢は急速に悪化した。この様な混乱の中でスンニ派不満層の支持を受けた武装組織や国境を越えて侵入してきたアルカイダ等のイスラーム過激主義者が反米・反政府テロ活動を活発化させた。

これらのテロ活動により、イラク戦争開戦後の米軍戦死者は2006年3月には 2300名を越え、イラク人犠牲者は約3万人と言われるような状況となっている。加えてイラク経済の要である石油産業への破壊工作も執拗に繰り返されており、イラク北部のトルコ向け石油輸送用パイプラインは、2004年12月に集中的な爆弾攻撃を受け、それ以降、実質的に稼働を停止している。このため、現在、イラクの石油輸出はペルシア湾岸経由のみの片肺体制で行なわれており、大幅な輸出減を余儀なくされている。

幸い原油価格が高騰したことからある程度の石油外貨収入が確保されているため、イラク政府は財政的破綻を免れているが、油価下落の場合の脆弱性は拡大している。また、製油所や石油流通部門も武装テロ勢力の破壊工作の標的となり、満足な操業が出来なくなっているため、ガソリンや軽油などの石油製品の供給不足が深刻化している。

## 7-1-2 イラク統治政策の転換

米国はフセイン政権が打倒されれば、圧制に苦しめられていたイラク国民は一致して民主的な新国家建設に立ち上がると考えており、一時的にイラクを占領すれば足りると思っていた。しかし、2003年8月のセルジオ・デメロ国連事務総長特別代表を狙った爆弾テロなどの国際機関・多国籍軍・政府関係者等を標的とするテロ活動が本格化したことから、米国は武装テロ勢力が米国主導の多国籍軍の排除と新政府からの政権奪取を狙って組織的な活動を展開していることに気が付き、本格的なテロ対策に乗り出すと共にイラク民主化プロセスの見直しを行なった。

イラク民主化に関して、当初、米国は親米派の亡命イラク人を中心にして設立された統治評議会(IGC)に新憲法案を起草させ、国民投票で承認された新憲法に基づいて総選挙を実施して本格政権を樹立する計画であった。しかし、イラク国内の混乱状態を早期に収拾するため、イラク国民のイニシアティブの活用が必要と認識されるようになった。このため、米国は統治評議会(IGC)に代えてアラウィ首相率いる暫定政府の樹立を急ぎ、2004年6月に同政府に主権を移譲するとともに民意を

---

<sup>3</sup> AP “Lack of Iraq rebuild staff due to poor US planning” 2006.2.28

問う自由選挙を経て樹立される移行政府に新憲法案の起草や総選挙の実施などの本格政権の樹立に至る一連の政治プロセスを委ねることとした<sup>4</sup>。

(参考)イラク民主化計画のプロセス

2003年4月9日	フセイン政権崩壊、米国防総省・復興人道支援室の統治開始
2003年5月	連合国暫定当局(CPA)発足(ブレマー文民行政官)
2003年7月13日	イラク統治評議会(IGC)発足
2004年3月8日	暫定憲法制定
2004年6月28日	イラク側に主権移譲、暫定政府発足(アラウィ首相)
2005年1月30日	暫定国民議会選挙
2005年4月末～5月初	移行政府発足(ジャアファリ首相)
2005年10月15日	恒久憲法案国民投票
2005年12月15日	国民議会選挙
2006年3月以降	本格政権樹立

### 7-1-3 イラク民主化計画の進展状況

米国はイラク民主化計画の推進に際し、世俗派が主導的な役割を果たすことを期待し、2005年1月と12月の2度の国民選挙においてアラウィ暫定政府前首相が率いる世俗派グループを支援した。しかし、世俗派は米国寄りと見られてイラク国民の警戒感を誘う一方、イラク国民の大多数は宗派・部族指導者の指示に従って投票したために敗退し、人口の半分以上を占めるシーア派を代表する統一イラク連合(UIA)が第1党の地位を固めた。

米国は原理主義的な宗教勢力の台頭を恐れていたが、シーア派最高指導者のシースターニ師は統一イラク連合の結成を呼びかけ、「投票は信者の義務」とまで言い切る一方、宗教勢力の政治への直接介入を否定する現実的な姿勢を示した。このため、米国はシーア派政治勢力のイニシアティブを認め、ジャアファリ移行政権の支持に回った。

(参考)2006年12月の総選挙で10議席以上を獲得した上位5党

1. 統一イラク連合(シーア派)	128 議席
2. クルド同盟(クルド)	53 議席
3. イラク合意戦線(スンニ派)	44 議席
4. イラク国民リスト(世俗派)	25 議席

<sup>4</sup> 森本敏「米国の安全保障政策とイラク作戦」中東経済研究所報告書 2003.12

## 5. イラク国民対話戦線(スンニ派)

11 議席

総選挙結果が2月10日に確定されたことを受け、10議席以上を獲得した上位5党を中心に連立政権樹立に向けての取り組みが本格化しているが、アラウィ前首相(世俗派)の連立政権参加問題が争点の一つとなっている。統一イラク連合(UIA)はアラウィ前首相が暫定政府時代(2004.6～2005.4)に旧フセイン政権を支えたバース党員に融和的であったことなどから連立政権参加に反対している。一方、クルド同盟とスンニ派はアラウィ前首相の連立政権参加は国民融和を目指す挙国一致政権に不可欠としている。

治安維持に関連する内務相・国防相ポストを巡っての対立も先鋭化している。この問題に関しては、米軍が昨年11月に内務省管轄下の秘密拘留所で虐待を受けていたスンニ派容疑者ら170人以上を発見、救出した事件があり、イラク政府の治安組織がスンニ派の弾圧や誘拐・暗殺等に関与しているのではないかと疑いが強まっている<sup>5</sup>。このため、治安関連の閣僚ポストには無党派の中立的な人を任命すべきとの要請が強まっているが、シーア派はフセイン政権時代に過酷な弾圧を受けてきた苦い経験からこれらポストを手放すことは考えていない。

この他の連邦制の是非を巡る憲法改正問題や非バース党化政策などに関しても、統一イラク連合(UIA)は総選挙でイラク国民の最大の支持を集めた第1党の意見が尊重されるべきとするのに対し、他の政党は異なる宗派・民族の意見も正当に評価し、尊重すべきとしている。

## 7-1-4 米国からシーア派への働きかけ

米国は国民選挙を通じて議会多数派を形成し、政治的主導権を獲得したシーア派勢力との良好な関係維持をイラク民主化政策の柱としてきた。しかし、米国内世論の動向からイラク駐留米軍の兵力削減にメドをつけることが喫緊の課題となり、イラク安定化を急ぐことが必要となってきたため、スンニ派やクルド人等からの強い要望を背景に統一イラク連合(UIA)に対する圧力を強めている。ハリールザードル駐イラク米国大使は2月下旬の記者会見において治安維持に直接関連する内務大臣と国防大臣は「非党派主義者として広く受け入れられる人であり、民兵組織とは無関係な人」でなければならないと述べ、シーア派に対して警告を発した。また、「米国は党派的目的を優先させる人が運営する治安組織を強化するために何十億ドルも使い続ける意思はない」とも語った<sup>6</sup>。

シーア派はハリールザードル米国大使の発言は内政干渉であり、総選挙結果に基づく統一イラク連合(UIA)の正当な権利への侵害として反発している。ただ、スンニ派は12月の総選挙で20%の議席数を獲得しており、国会運営上もその発言力は尊重せざるを得ない。加えて、イラク政府は治安対策や財源問題などの面で米国の支援を不可欠としているため、シーア派としても米国政府の意向を無視することは出来ない。

<sup>5</sup> BBC “Iraqi Sunnis demand abuse inquiry” 2005.11.16

<sup>6</sup> BBC “US issues aid warning to Iraq” 2006.2.20

### 7-1-5 シーア派内の新たな動き

シースターニ師は2月22日の聖地サマラにあるアスカリ聖廟<sup>7</sup>の爆破事件後にシーア派信徒に自制をもとめる声明を発表した。その声明の中に「仮に治安組織が必要な保護を与えられないなら、信者は神の助けによって自らを守ることができる」という一文があり<sup>8</sup>、治安維持に関してシーア派が独自に武器を持って立ち上がることに条件付きながらも一定の理解を示した。このため、今後はシーア派勢力が治安情勢の改善に米国の力を借りることができないと結論付け、シーア派民兵組織の力で治安維持に取り組むことを決意することも考えられる状況になっている。この場合には、イラク南部を中心に影響力を高めている隣国イランの存在感が更に高まる可能性がある。

また、昨年12月の総選挙にサドル師本人は参加しなかったが、同師の支持グループは統一イラク連合(UIA)に加わり、同連合の獲得議席の約1/4に当たる30議席前後を獲得した。この結果、ジャアファリ首相の続投方針の決定に大きな役割を果たし、政治的発言力を高めている。また、アスカリ聖廟爆破事件後の宗派間対立の收拾に関し、サドル師率いるマフディ軍団が力を振るい、治安維持の分野についても影響力を強めている。対米強硬派で米軍と銃火を交えたこともあるサドル師の台頭は<sup>9</sup>、これまでの米国・シーア派間の蜜月関係が転換期を迎えていることを示している可能性がある。

## 7-2 イラク戦争後のイラン・イラク関係

### 7-2-1 亡命シーア派政党の動向

フセイン政権時代にイラク・シーア派政治組織の多くはイランに亡命しており、イラン政府の保護の下に組織固めを進め、フセイン政権の崩壊後にイラクに帰国している。代表的な政党はイラク・イスラーム革命最高評議会(SCIRI)とダアワ党であり、2005年1月の暫定国民議会選挙に向けてシーア派最高権威のシースターニ師の呼び掛けに応じて統一イラク連合(UIA)の結成に中核的役割を果たした。同連合はイラク人口の約半分を占めるシーア派の支持を集めて第1党となり、第2党のクルド同盟と連携してダアワ党のジャアファリ党首を首班とする移行政権を樹立した。同連合は2005年12月の総選挙でも第1党を獲得しており、ジャアファリ首相の続投方針を決めて本格政権の樹立に取り組んでいる。

統一イラク連合(UIA)は中核的役割を果たしている政党がイラン政府の保護の下にあったことがイラク国民の懸念材料となることを避けるため、イランから独立した存在であることを強調している。しか

<sup>7</sup> シーア派は預言者ムハマンドの正当な後継者を血縁の歴代12代のイマーム(指導者)に求めており、アスカリ聖廟には10代・11代イマームの墓がある。

<sup>8</sup> 日経新聞「イラク廟爆破両派衝突」2006.2.24

<sup>9</sup> DJ “Latest crisis pushes al-Sadr to forefront of Iraq politics” 2006.2.27

し、イラク南部においてイラク・イスラーム革命最高評議会 (SCIRI) の強力な組織力や慈善活動を通じた支持基盤の拡大を目の当たりにしている反対派は、そのバックにイランの影響力を感じており、「イラク・イスラーム革命最高評議会 (SCIRI) はイラン人によって設立、育まれており、100%イランの掌中にある。問題はそれを証明できないことである」と見ている<sup>10</sup>。

イランにとって親イラン・シーア派政党が政治的主導権を固めつつある状況のもとでの最善の選択は、目立つ形で影響力の行使を手控え、状況の進展を見守ることにある。従って、明らかにされた事実関係からイランの影響力を推し量ることは困難であるが、イランが将来の情勢変化に備えて影響力の一層の強化に努めているのは当然と考えられる。

### 7-2-2 シーア派民兵組織への支援

イラク・イスラーム革命最高評議会 (SCIRI) 傘下のバドル旅団 (Badr Brigade) はイラン政府の支援を受けて設立され、イラン・イラク戦争中はフセイン大統領指揮下のイラク軍と戦い、湾岸戦争開戦後にはイラク南部で武装蜂起した反フセイン勢力に援軍を送った。また、イラク戦争時には約1万2千名の兵士を国境沿いに待機させ、開戦と共にイラン軍情報部員を伴ってイラク国内に進出した。このため、ラムズフェルド国防長官は、「イランの影響下にあるバドル旅団がイラク領内に入っているが、彼等の行動は全てイラン政府の責任に着せられるものと見なす」との特別声明を発表して牽制した<sup>11</sup>。

しかし、イラク南部において、多国籍軍が通過した後の権力の空白地帯をバドル旅団等の亡命シーア派民兵組織が順次埋める役割を果たして行き、実質的な支配体制を築いた。このため、イラク南部の治安維持を担うこととなった英軍関係者もシーア派民兵組織が極めて強力となっていることから治安維持のためには民兵組織との協力が欠かせないことを認識した。

今日でもイラク南部ではイランの影響下にあると見られるバドル旅団等のシーア派民兵組織が大きな力を維持している。このため、スンニ派主導の武装テロ勢力の活動は抑制されているが、一方では民兵組織が住民に厳格なイスラーム的価値を強要してトラブルとなっても、警察自体が民兵組織メンバーの浸透を受けてその影響下にあるため、問題解決に乗り出しえない状況となっている。また、バスラなどでは少数派のスンニ派住民がシーア派民兵組織の迫害を受け、街を追い出されているとの報道もある。この様なことを踏まえ、ゴス米国CIA長官は2005年3月の上院軍事委員会で、「イラン政府が自国の利益のためにイラク動向に干渉していることは明らかであり、今後の展開に注目している」と証言している。

### 7-2-3 宗教面での関係

同じシーア派でもイランとイラクとでは、宗教界の政治への直接的なかかわりに関して異なったスタンスに立っている。イラン・イスラーム革命を指導したホメイニ師は「イスラーム法学者がイマームに代

<sup>10</sup> Los Angeles Times “Iran plays a role in Iraq vote” 2005.1.9

<sup>11</sup> 外務省「イラク情勢:米国の動向」2003.3.29

わって信徒の統治を行わなければならない」とする「法学者の統治論」を構築し、現在のイラン体制の理論的基礎を築いた。これに対し、シースターニ師は統一イラク連合(UIA)設立の呼びかけなどを行なったが、宗教界の政治活動への直接参画は避けるべきとの考えである。

シースターニ師の考え方はスンニ派が多く、世俗的な傾向の強いイラクにおいては現実的なものであり、イラン政府高官も「イラクの安定化に欠かせない人物であり、イランはシースターニ師の意思を支持する。」と述べている<sup>12</sup>。現在、両国は宗教界の政治への関与についての考え方の差異を黙認しあっているが、中長期的には状況が変ることも考えられる。例えば、イランの現在の宗教政治体制に不満を持つイラン人法学者がイラクに移り住み、母国イランの宗教勢力に論争を挑むようなケースが考えられる。一方、イラクではシーア派宗教政党が現在は棚上げにしている「イスラーム革命」の理念を将来的に持ち出す可能性が全くない訳ではないと考えられる。ダアワ党の場合、創設時の指導者ムハマンド・バーキル・サドル師は「法学者によるイスラーム政府の指導」を主張し、革命後のイラン憲法にも影響を与えている。また、イラク・イスラーム革命最高評議会(SCIRI)はイラン政府の支援を受けて創設された経緯からダアワ党よりもホメイニ師の思想の影響を強く受けている。

イラクでは宗派・民族が複雑に入り組んでおり、イランの様にシーア派宗教国家一色に染まることは考えにくい。しかし、旧フセイン政権時代の反動でイラク南部を中心に宗教色が強まっている。特に最近のバスラでは、過激なシーア派宗教勢力が男女共学やアルコール類の販売等に「反イスラーム的価値」を見出し、暴力行為を働く事件が増えている<sup>13</sup>。イランの宗教勢力と価値観を共有したイラクの宗教グループがイラン側の働き掛けに応じてシーア派を糾合する可能性はあり、その場合はイランの宗教思想面の影響力が表面化すると考えられる。

#### 7-2-4 国交関係の緊密化

ジャアファリ首相は昨年7月中旬にイランを訪れてハータミ大統領、アフマディネジャード次期大統領、最高指導者ハーメネイ師と会談を行なった。会談において、ジャアファリ首相がイラン・イラク戦争に関して旧フセイン政権の戦争責任を認めたのを受け、イラン側はイラク復興に向け経済再建や治安維持の面で協力する姿勢を示した。また、イラン側は外交政策に関し、「米軍はイラクだけでなく全中東地域の市民に害悪をもたらしている」と述べ、イラク駐留米軍の早期撤退を求め、加えてイスラエルに対する共闘を呼びかけた。

首脳会談に際し、イラク側から多数の閣僚が同行しており、①バスラとイラン・アバダンを結ぶ石油パイプラインの建設や(2)イランの電力をイラクに輸出するための送電線の連結などに関する協力協定などを締結している。ジャアファリ首相はイラン訪問を総括する記者会見において、イラク復興及び自由で独立したイラクの国造りに向けて「兄弟国イラン」の援助が必要と語った。

イラクにシーア派主導政権が誕生し、両国関係が本格的に改善されることになったため、イラン側は移行政府首脳を暖かく迎え、関係改善を印象付けたが、国交正常化のためには戦時賠償や国境問題等を解決し、平和条約を締結する必要がある。2006年1月のシャット・ル・アラブ川国境地帯で

<sup>12</sup> International Crisis Group “Iran and Iraq: How much influence?” 2005.3.21

<sup>13</sup> 立花亨「駐留イギリス軍の撤退が現実化しつつある中のバスラ治安情勢」中東研 NR2006.2.21

の両国警備隊間の軍事的衝突はこの取り組みの困難さを示した<sup>14</sup>。

ただ、国境を接した両国間の交流は双方に利益をもたらすものである。既にイラク復興に必要な建設資材、食料・家具・家電などの消費財が大量にイランからイラクに運びこまれており、イラク商務省は2006年3月末までの現会計年度のイランからの輸入額は10億ドルに達すると推定している。また、年間約200万人と言われるイラン人巡礼者がイラク国内のシーア派2大聖地ナジャフとカルバラを訪れるようになっており、両国間の草の根的な関係強化が進んでいることも注目される。

## 7-3 イラン・米国関係の緊迫化とイラク情勢

### 7-3-1 イランの外交努力

イランは核開発問題を巡り米国との対立が深まる中、国際社会での更なる孤立を防ぐため、周辺友好国への働きかけを強化しており、本年1月にはアフマディネジャード大統領がシリアのアサド大統領やレバノンのナスロッラー・ヒズボッラー事務局長と会見し、結束を固めている。また、2月にはパレスチナ評議会(国会に相当)選挙で勝利したイスラーム原理主義組織ハマスの最高幹部マシュアール氏を首都テヘランに招いており、イランの最高指導者ハーメネイ師はハマスの対イスラエル攻撃の続行を条件に大規模援助を約束した<sup>15</sup>。

イラクのジャアファリ移行政府首脳のお多くは、フセイン政権の弾圧を逃れるためにイランに亡命し、その保護の下で体制を整えた経緯から現在でもイラン政府とは宗教面での共通項に加えて様々な絆で結ばれており、密接な友好関係を維持している。核開発問題を巡って米国から強い圧力を受けているイラン政府にとって隣国イラクのシーア派政権との友好関係は極めて重要な外交上の資産となっている。

### 7-3-2 イラクの国益

現在のイラク移行政府はシーア派主導であり、イラン政府首脳との関係は極めて良好である。しかし、歴史的に見た場合、インド・アール系ペルシア人を中心とするイランとアラブ人が多数を占めるイラクが1500kmに達する国境線を境に接しているため、対立関係が生じたこともあり、両国には独自の国益があることは紛れもない。

この観点から今回の核開発問題を客観的に考えると、イラクにとって隣国イランが核武装に向う可能性が高まっており、これまでにはなかった新次元の軍事的脅威が生まれる危険性が浮上していることになる。従って、イラクとしては本来ならば自国の安全保障の観点からイランの核利用計画が平

<sup>14</sup> 永田達也「国境の川、イランの発砲でイラクの警備隊員死亡」中東研 NR 2006.1.24

<sup>15</sup> 日経新聞「イランが援助攻勢、ハマスの孤立化戦略に限界」2006.2.26

和利用に限定されるとの確証が得られるまでは、国際社会と足並みを揃え、警戒すべき状況にあると考えられる。

また、イランが核開発問題に関してイラクへの影響力を外交カードとして使う可能性に関しても、イラクは国益の観点から警戒すべきである。イラク国内に駐留する13万人の米軍はイランに対する軍事的な脅威であるが、イランと米国の対立関係が臨界点を越えた場合には、イランの影響下にある反米的な民兵組織によるテロ攻撃の対象ともなりうるものであり、大きな犠牲をもたらす恐れがある。一方、米軍が自己防衛のためにイラク国内の米軍軍事基地から出動し、これら民兵組織の拠点を攻撃する様な状況になればイラクが戦場になる危険性がある。いずれにしても、イラクには好ましくない状況であり、その回避のためにイラクはイラン・米国両国の動向に注目していくことが必要となっている。

### 7-3-3 イラクの立場と期待される方向

戦乱で疲弊したイラク復興のためには、治安の確保を図り、国としての一体性を維持し、国民融和に基づく平和国家を建設する必要がある。この点に関し、イランは国内に少数民族問題(クルド人・アラブ人)を抱えるため、イラク安定化に向けての一連の取り組みに前向きな関心を示している。同様に米国もイラク駐留軍の兵力削減のメドをつけるため、イラク安定化を出来るだけ速やかに実現することを必要としている。

核開発問題を巡ってイランと米国は鋭く対立しているが、イラク安定化に関しては共通項を有している。このため、米国政府は昨年11月、イラク情勢に限定する形で、ハリールザード駐イラク大使にイラン政府高官との接触を認めた。マコーマック国務省報道官は「ハリールザード大使に与えられた協議権限は極めて限られる」と述べているが、米国が国交のないイランと公式の協議をするのは異例であり、イラク安定化にイランの協力が不可欠なことが明らかにされている<sup>16</sup>。

これに対し、イラン側は米国との会談を拒否したと報道されたが、共通の関心項目であるイラク安定化問題を巡る交渉は両国を結びつける重要な機会を提供していると考えられる。イラン・米国両国の協力でイラクの政治的、経済的な安定化と平和国家の建設が実現されれば、イランに対して軍事的脅威となっているイラク駐留米軍の撤退も可能となり、イランの核武装の必要性も解消することが期待される<sup>17</sup>。その点では、最終的にラーリジャーニ国家安全保障最高評議会事務局長が対米イラク対話の受託を公表し<sup>18</sup>、ハーメネイ最高指導者がこれを追認していることは意義深い。

(大先 一正)

<sup>16</sup> BBC “US official to hold Iran meeting” 2005.11.29

<sup>17</sup> Herald Tribune “America and Iran interests meet in Iraq” 2006.1.30

<sup>18</sup> The Washington Post, “Iran Agrees to Talk With U.S. About Iraq” 2006.3.17

## 第 8 章

---

### UAE、イラン関係の現状と展望

## 第8章 UAE・イラン関係の現状と展望

1971年12月に、アブダビ、ドバイ、シャルジャなどの6首長国が連邦を結成し、1972年2月にラアス・ル・ハイマが合流して建国されたアラブ首長国連邦(UAE)は、サウジなどと結成するGCC(湾岸協力会議)を軸にした全方位外交を基本とし、穏健な外交政策をとっている。

イランとの関係も、UAE建国以前からドバイを中心とした商業上の交流が盛んに行われており、基本的には良好な状態を保っていると言える。アフマディネジャード大統領就任の際には、ハリーファ大統領(アブダビ首長)が祝意を表明するなどしている。

しかし、UAEとイランが紛争しているいわゆる「三島問題」と呼ばれる領土問題は未だに解決の目途がついていない。「三島問題」の直接的な紛争事項は、UAE結成前夜の1971年11月30日にイランがアブ・ムーサ島の一部<sup>1</sup>および大トンプ島、小トンプ島の全土に軍を進駐させたことに端を発する両国間の三島への主権の主張である。さらに、1992年4月に、イランがアブ・ムーサ島の全土を軍事占領したことで「三島問題」に対するUAE側の態度が硬化し、解決への方向性を失ったまま現在に至っている。

一方で、以前より続く商業上の結びつきはより強くなっている。現在のドバイの域内貿易拠点としての発展は、19世紀末に関税強化などの理由から衰退したイランのレンゲ港から、その中心的地位を奪ったことに始まっている。レンゲ港からドバイへの域内貿易拠点のシフトは、商人などの人的なシフトにもつながり、イランからドバイへ多くの人が入り込んできた。現在、ドバイには、有力英字紙Khaleej Timesの経営やマツダ、フォード、コマツなどの代理店権を持つ「ガラダリ(Galadari)」、北部首長国での日産自動車の代理店権を持つ「アル・ガンディ(Al Ghandi)」などのイラン出身財閥が存在しており、イラン人コミュニティが形成されている<sup>2</sup>。

UAE、イラン双方にとって経済上さらに重要なのは、ドバイを拠点とした「中継貿易」である。2004年のUAEの総輸出額826億ドルのうち、再輸出が277億ドルを占め、全体の34%にも上っている<sup>3</sup>。再輸出のうち約2割をイランが占めており、イランへの再輸出額が突出している。一方、イランにとってもUAEからの輸入は重要で、2003年にはUAEがイランの輸入相手国のトップとなっている<sup>4</sup>。

また、近年ではUAEにとってガス供給国としてのイランの重要性が増している。UAEは石油輸出収入を最大化するために、国内需要はできる限り天然ガスで賄う方針であるため、発電・造水施設向けを中心にガス供給を確保する必要がある。UAEの天然ガス確認埋蔵量は世界第5位の214.4兆cf<sup>5</sup>と

<sup>1</sup> アブ・ムーサ島の一部への進駐はシャルジャとの覚書に基づくものである。

<sup>2</sup> 中東経済研究所「中東諸国の政府機構と人脈等に関する調査」,1995

<sup>3</sup> UAE 経済計画省(<http://www.uae.gov.ae/mop/>)

<sup>4</sup> イラン税関(<http://www.irica.gov.ir/EIndex.aspx>)

<sup>5</sup> Oil & Gas Journal 2005 年末号によれば、1位ロシア 1,680.0 兆、2位イラン 971.2 兆、3位カタール 910.5 兆、4位サウジ 241.3 兆に続く位置にある。

非常に豊富であるが、その多くが随伴性であることから需要の変動に対する柔軟性に欠き、今後予想される大幅な需要の伸びに対応することが困難になると見込まれている。

そのため、UAEはすでに、カタールと「ドルフィン・プロジェクト<sup>6</sup>」を通じたガス輸入契約を締結しており、2006年末から供給が開始される予定となっている。また、シャルジャの民間ガス会社Dana Gasに出資するCrescentがイラン国営NIGEC(National Iranian Gas Export Company)と5億cfidを25年間輸入する契約を締結しており、域内の2大天然ガス産出国からのガス輸入を確保している。

UAEとイランの関係は、「三島問題」という政治的課題を抱えながらも、「中継貿易」などを通じて経済上の結びつきは非常に強いといえる。また、近年ではUAEの「天然ガス」確保の必要性から相互の重要性が増している。

## 8-1 三島問題

### 8-1-1 三島問題の経緯

1968年1月、英国政府が1971年末までにアラビア半島から撤退し、湾岸首長との保護条約を終結させることを表明したことにより、英国保護下のシャルジャが管轄していたアブ・ムーサ島とラアス・ル・ハイマが管轄していた大小トンプ島に対する領有権をイランが主張したことが、現在の紛争事項の出発点となる。

シャルジャおよびラアス・ル・ハイマとイランの主張は平行線をたどったが、英国の仲介により、アブ・ムーサ島の領有権問題についてはシャルジャとイランとの間で1971年11月29日に「覚書」が締結され、一時収束することとなった。「覚書」は、以下の6項目で構成されている<sup>7</sup>。

(序文)イランとシャルジャは、アブ・ムーサ島に対する領有権の主張を放棄せず、また、相手の主張を承認しない。以下の合意はこの前提に基づく。

- (1)イラン軍はアブ・ムーサ島へ駐留する。ただし、覚書に規定した範囲内に限定する。
- (2)a.イランはイラン軍が占有する合意範囲内での管轄権を保有し、イラン国旗を掲揚する。  
b.シャルジャはイランの占有地として合意した範囲以外での管轄権を保持し、同島のシャルジャ警察署におけるシャルジャ国旗の掲揚を継続する。
- (3)イランおよびシャルジャはアブ・ムーサ島の領海を12海里とすることを認める。
- (4)アブ・ムーサ島、領海内の海底、堆積層での石油資源開発は、既存契約に基づきButtes Gas and Oil社が行う。今後は、同社の開発によって発生する政府収入分のうち半分はイランに、残

<sup>6</sup> カタールのノースフィールド・ガス田からパイプラインで20億cfidを輸入する投資額36億ドルの大型プロジェクト。アブダビを経由し、ドバイやオマーンへも供給される。

<sup>7</sup> Hooshang Amirahmadi, “SMALL ISLANDS, BIG POLITICS”, 1996. 付録参照。

りの半分はシャルジャに支払われる<sup>8</sup>。

- (5) イラン、シャルジャ両国民はアブ・ムーサ島の領海内での平等な漁業権を有する。
- (6) イラン、シャルジャ間の資金援助協定を締結する。

この「覚書」に基づきイランは11月30日に、アブ・ムーサ島北部に軍を進駐させた。一方、大小トンブ島については、ラアス・ル・ハイマがイランとの交渉を拒否したため、双方の合意には至らなかった。しかし、イランはアブ・ムーサ島へ進駐した同日、大小トンブ島へも進駐し、全土を占領した。この大小トンブ島の領有権問題については、ラアス・ル・ハイマ以外の6首長国が積極的な関与を示さなかったため、UAEの建国当初、ラアス・ル・ハイマは連邦への参加を見合わせた。しかし、ラアス・ル・ハイマは単独で独立することができるほどの国力を有しておらず、1972年2月にUAEの一員となった。

このようにして、英国との保護条約の終結とともに本格化したシャルジャおよびラアス・ル・ハイマとイランとの三島に対する領有権争いは、「覚書」の締結で共同管理に収まったアブ・ムーサ島、イランの軍事占領で泥沼化する大小トンブ島という未解決の状態のままUAE政府が引き継ぐこととなった。

三島問題を引き継いだUAE政府は、「三島の領有権」および「国際法に基づく紛争の解決」を国連などに対して訴えた。1972年7月に国連安全保障理事会に三島の領有権を訴えると、同年10月、1974年2月、11月と三島問題に対するUAEの主張を訴える声明を発表した。また、1980年8月および12月には国連事務総長に対し、同問題についてのUAEの主張を訴えた。

対するイランは、これらのUAEの主張を黙殺し続け、大小トンブ島の全土占領は継続された。さらに、1980年代に入ると、アブ・ムーサ島での活動を活発化させ、シャルジャとの合意範囲外での道路、空港、民間・軍事施設の建設を行った。1987年にはイラン軍を島の南側に進駐させ、1991年末にはUAEの反対にもかかわらず、第三国国民の入島に対して許可証を要求するとした。この決定に基づき、イランは1992年4月に第三国国民の島外退去を命じ、アブ・ムーサ島の全土を占領した。同年8月には、第三国国民の許可証未取得を理由に、UAE国民を含むUAE船のアブ・ムーサ島への接岸を拒否し、シャルジャへ追い返す事件が起こった。

このような状況下にあってもUAEは平和的解決を求め、ザイド前大統領は、国際司法裁判所への付託を要求した。しかし、イランが三島問題は二国間で解決すべき問題としたため、1992年9月にアブダビにて初の二国間協議が行われた。

二国間協議でUAEが提起したのは、(1)イランによる大小トンブ島の軍事占領の終結、(2)アブ・ムーサ島に関する「覚書」の順守、(3)アブ・ムーサ島の領有権問題の明確な解決、(4)国際司法裁判所への付託、などである。

このUAEの提起に対して、イランは大小トンブ島については、そもそも領有権問題は存在しないとの立場から協議することを拒絶し、国際司法裁判所への付託も受け入れなかったため、二国間協議は物別れに終わった。同年12月のGCCサミットでも三島問題が議題に取り上げられ、以降、GCCサミ

<sup>8</sup> シャルジャはさらに、ウンム・ル・カイワイン、アジュマンと2:2:1の比率で配分している。

ットの声明で三島問題に対するイランへの非難を続けている。

その後、1995年11月にカタールの仲介によって第2回協議がドーハにて行われたが、UAEは第1回協議と同様の主張を行い、イランがこれを拒否したため再び交渉は決裂した。1999年7月には、サウジ、オマーン、カタールからなる三国委員会が三島問題の仲裁を申し出たため、UAEはこれを歓迎したが、イランはGCCの三国で構成する委員会の中立性を疑問視し、交渉を拒否した。

二国間協議が進展を見せない間にも、中距離ミサイルを配備するなどアブ・ムーサ島でのイランの軍事力強化は進んでいる。これに対してUAEは平和的解決を訴えるのみにとどまり、二国間協議再開の糸口すら見当たらない状況に陥っている。両者の領有権の主張は、1971年のイランによる軍事占領の妥当性のみならず、所有権をめぐる18世紀にまで遡って食い違いを見せており、膠着状態のまま現在に至っている。

### 8-1-2 UAE側の主張<sup>9</sup>

UAEの主張は、シャルジャおよびラース・ル・ハイマを建国したカワーシムの登場に始まる。つまり、カワーシムによる三島の「所有」を第1の法的な根拠としている。

カワーシムは、それまでアラビア半島を支配していたオマーンのヤールバ王朝(1624-1741)が崩壊した後に、ペルシア湾岸に台頭してきた部族である。シャルジャ、ラース・ル・ハイマを中心に勢力を拡大したカワーシムは、1750年、イランのレンゲ港を中心としたレンゲ・カワーシムと、南岸カワーシム(シャルジャ、ラース・ル・ハイマ)に分裂した。ペルシア湾の島々は、1853年までに両カワーシムによって占有され、レンゲ・カワーシムがシリー島、南岸カワーシムがアブ・ムーサ島、大小トンプ島を管轄するに至った。

UAEは、1864年に南岸カワーシムの首長が英国総領事に送付した手紙に「アブ・ムーサ島および大小トンプ島を領有している」旨記載されていることをもって、この事実を裏付けるものとしている。また、1870年代までにアブ・ムーサ島がシャルジャ・カワーシムの農業開拓地となっていた事実を挙げている。さらに、1871年にラース・ル・ハイマ・カワーシムは、大小トンプ島へのレンゲ・カワーシムの進入を禁止し、1873年にはシャルジャ・カワーシムがアブ・ムーサ島からレンゲ・カワーシム籍の船を追放した。この頃、ラース・ル・ハイマ・カワーシムは、大小トンプ島の自国への帰属を主張するとともに、シリー島のレンゲ・カワーシムへの帰属を認めている。一方、レンゲ・カワーシムも南岸カワーシムへの三島の帰属を認めている。

レンゲ・カワーシムは、1887年にイランの支配下となり、100年以上続いたレンゲ港での覇権が終結した。これにより、シリー島はイラン領となり今に至っている。イランはさらに、アブ・ムーサ島および大小トンプ島の領有も主張し、1904年に三島に南岸カワーシムが掲揚していた国旗を破棄し、イラン国旗を掲揚した。しかし、この行為に対して英国が非難し、イランが撤退を認めたため、再び南岸カワーシムの国旗が掲揚された。

---

<sup>9</sup> Mohamed Abdullah Al Roken, “Dimensions of the UAE-Iran Dispute over Three islands”, 2001. 参照。

英国はさらに、1912年にアブ・ムーサ島に灯台を建設することでシャルジャと合意した。また、1923年にシャルジャは英国人に対して同島でのベンガラ<sup>10</sup>の開発・生産権を付与し、1935年にはGolden Valley Ochre and Oxide社に同様の権利を付与した。

また、1964年3月、ラース・ル・ハイマは大小トンプ島での石油開発権をUnion Oil Exploration and Production社とThe Southern Natural Gas社に付与し、シャルジャはアブ・ムーサ島の12海里内での石油開発権をButtes Gas and Oil社に付与した。

UAEは、これらの「歴史的事実」から、1968年の英国の撤退宣言以前から三島はシャルジャおよびラース・ル・ハイマによって所有されていたと主張する。また、この「歴史的事実」を補強する事実として、(1)三島への課税を実施していたこと、(2)三島の住民が両首長国国籍を使用していたこと、(3)警備、教育、税関、モスクなどの公共施設を保有していたこと、(4)国旗を掲揚していたこと、(5)三島で営業を行う企業に対するライセンスの付与権を有していたこと、などを挙げている。

「英国の承認」もこれを裏付けているとしている。つまり、既述のとおり英国は1904年のイランの三島への領有権の主張、イラン国旗の掲揚に対しては、これを非難しイランが撤退する結果となった一方で、シャルジャおよびラース・ル・ハイマによる国旗の掲揚に対しては、これを支持した。また、1912年のアブ・ムーサ島への灯台の建設も英国とシャルジャとの合意によるものである。1929年から1930年にかけて行われたアングロ・イラニアン協定の締結交渉では、英国はイランに対しアブ・ムーサ島の領有権の主張の取り下げを認めさせた上で、大小トンプ島の買い取りあるいは50年間のリースを提案した。イランはこの提案を受け入れるとしたが、ラース・ル・ハイマおよびシャルジャが金銭での大小トンプ島の引渡しには一切応じないとしたため、合意には至らなかった。

この「歴史的事実」に基づき、シャルジャ、ラース・ル・ハイマによる三島の「所有」の継続および、それに対する「英国の承認」をUAEの法的主張の根拠としている。加えて、国際法上「占有」を行うためには、占有地が「無主物」であることが必要であるため、イランによる1971年の大小トンプ島の占有、1992年のアブ・ムーサ島の全土の占有は違法であるとしている。

### 8-1-3 イラン側の主張<sup>11</sup>

対するイランは、18世紀から19世紀にかけてシリー島に加えてアブ・ムーサ島、大小トンプ島もレンゲ・カワーシムの管轄であったと主張する。そのため、1887年にレンゲ港の覇権をレンゲ・カワーシムより奪ったことで、シリー島だけでなく三島の領有権もイランに移ったとしている。

また、イランが三島の領有権を主張する根拠として強調するのは、UAEと同じく「英国の承認」である。1835年5月、英国がペルシア湾岸首長国との休戦協定を締結する際に、英国外交官サミュエル・ヘンネルがその協定の効力のおよぶ範囲を定めるため「ヘンネル・ライン」を規定した。この時「ヘンネル・ライン」は、シリー島とアブ・ムーサ島の中間に引かれたが、その後外交官に就任したジェームス・モリソンはアブ・ムーサ島の南を通過する線に規定しなおした。これに対し、シャルジャおよびラア

<sup>10</sup> 赤色の顔料。塗料や研磨剤に用いる。紅殻。

<sup>11</sup> Hooshang Amirahmadi, "SMALL ISLANDS, BIG POLITICS", 1996. 参照。

ス・ル・ハイマは異議を唱えたが、モリソンはこれを拒絶した。

また、英国は英国国防省が1886年に発行した*The Map of Persia*を1888年にイランに贈与している。この地図では、三島がイラン領として記載されている。さらに、1991年に改訂版が発行されているが、ここでも三島はイラン領とされている。

イランが、1904年に三島にイラン国旗を掲揚し、英国の非難によってこれを撤回した際には、英国は両者の三島に対する争いが収拾するまでは国旗の掲揚を行わないことをイランに約束した。しかし、イランが三島から撤退するとシャルジャおよびラアス・ル・ハイマが国旗を掲揚し英国はこれを認めた。イランは、このシャルジャおよびラアス・ル・ハイマの占有については、違法であると指摘している。つまり、国際法上「占有」を行うためには占有地が「無主物」であることが要件となるが、三島はイランの管轄であったため「無主物」には該当しないとしている。

また、1912年にアブ・ムーサ島に灯台を建設することでシャルジャと合意した英国は、イランに対して「灯台建設は航海上の必要性に基づいたもので、資金に余裕のないイランに代わって英国が建設する」とし、シャルジャの占有を認めるものではないとした。イランはこれに基づき、灯台の建設によるシャルジャの領有権は認められないと主張している。

イランは、そもそもカワーシムの登場以前よりペルシア湾内の島々の領有権は自国にあったとしているが、カワーシム登場以後を見ても、三島を管轄していたレンゲ・カワーシムを支配下におさめたことでイランの領有権には正当性があるとしている。また、UAEと同様に「英国の承認」がこの主張を裏付けるとしている。

#### 8-1-4 結論

カワーシムの登場によって、三島の管轄が行われたとするUAEに対し、イランの主張は、それ以前から三島の領有権は自国にあるというものである。また、レンゲ・カワーシムに対する認識においても、レンゲ・カワーシムには三島の領有権が無かったとするUAEに対し、イランは三島の領有権があったと主張するなど両者の主張は大きく食い違っている。

さらに、英国の両者への二重基準的な対応が溝をより深いものとしている。英国は1904年以前は、「ヘンネル・ライン」を規定するなど三島がイランに帰属していると認識しているとも考えられる態度をとっていたが、1904年にイランが三島支配への動きを見せると、シャルジャおよびラアス・ル・ハイマを後押しする動きに転じた。この背景には、ロシアの南下に英国が警戒をしたため、保護領としてコントロールしているシャルジャやラアス・ル・ハイマに三島の領有権を持たせようとしたことがあったと考えられる。

1904年以降は、英国保護領下のシャルジャおよびラアス・ル・ハイマが管轄する状態が続いたが、この間、イランはその違法性を訴え続け、1968年の英国の撤退決定とともに領有権の主張を強めた。1971年の撤退までに三島問題を収拾させるべく、英国は調停を行ったが、イラン、シャルジャ、ラアス・ル・ハイマは英国の二重基準的対応が生み出した、自国の「所有権」および自国に対する「英国の承認」をお互いに主張し、それぞれの主張は完全に食い違っている。

上述の通り、UAE、イランの妥協点を見つけるのは非常に困難である。イランが軍事占領を継続し、それに対してUAEが平和的解決を訴えるという現状が好転し、三島問題が解決する可能性は僅少であると結論づけられる。

## 8-2 近年の中継貿易の状況

イランのレンゲ港から、域内貿易拠点の中心的地位を奪って以来、ドバイは商業港として飛躍的な発展を遂げた。ドバイは、域内の中継貿易の拠点としての地位を確立しており再輸出が貿易の大部分を占めている。中でも、イランへの再輸出額は全体の20%前後を占め、突出している(図表8.1)。これは、1995年に米国がイランへの輸出の禁止などを定めた経済制裁を発令したため、米国からの直接的な輸入ができないためである。

一方、イランの輸入額の国別内訳を見てみると、2003年にUAEからの輸入が前年比70%増の31億ドルに達し第1位となっている(図表8.2)。イランにとっても、近年UAEの重要性が増していることがうかがえる。UAEの次にはドイツ、フランス、イタリアが続いているが、UAE以外の湾岸諸国からの輸入はサウジの18位が最高となっている。UAEの再輸出品の多くは域内で製造されていない機械類や自動車などで、イランはそれらをUAEからの再輸出に頼っている。

UAEの再輸出は、域内向けが多くを占めており、油価の高騰が周辺国の需要を高め、再輸出額の増加につながる構図となっている。イランへの再輸出額は、2001年の16.3億ドルから、2002年には45%増の23.6億ドルと顕著な伸びを示し、2003年にも25.4億ドルと順調に増加しており、イラン国内の需要の増加が好調なUAE経済に寄与している。一方、イランのUAEからの輸入額も、2001年の15億ドルから2002年には19億ドル、2003年には31億ドルと、近年になって増加のペースが加速している(図表8.3)。

UAEにとってイランは最大の再輸出相手国であり、イランにとってUAEは自国で生産できない機械類などを輸入する域内最大の輸入相手国である。近年では、相互の貿易額が以前にも増して増加しており、貿易を通じた両国の重要性はますます高まっている。

図表 8.1. UAEの 2003 年再輸出額：国別内訳

国名	再輸出額 (億ドル)	シェア (%)
イラン	25.4	18.8
インド	8.6	6.4
イラク	6.0	4.4
スイス	5.9	4.4
サウジ	5.4	4.0
オマーン	5.0	3.7
パキスタン	4.7	3.5
イギリス	4.1	3.0
ウクライナ	3.7	2.7
クウェート	3.7	2.7
合計	135	100

出所：UAE 経済計画省

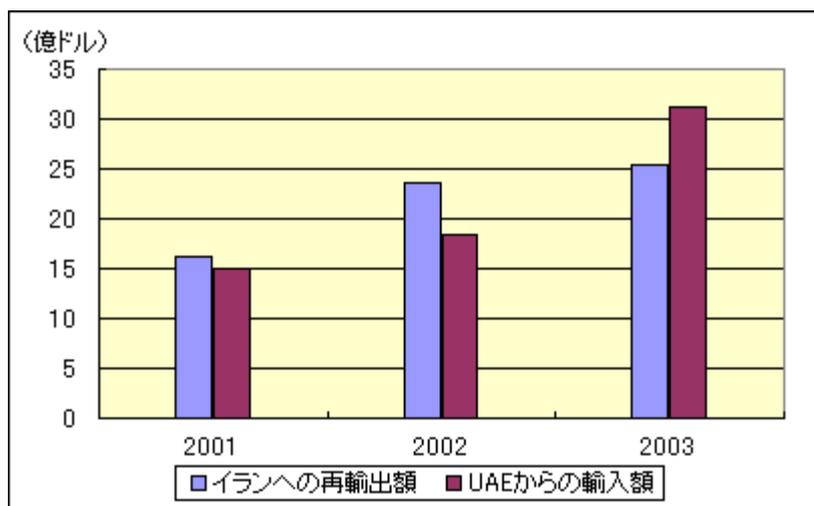
(アブダビ・ドバイ・シャルジャの通関統計の合計)

図表 8.2. イランの 2003 年輸入額：国別内訳

国名	輸入額 (億ドル)	シェア (%)	前年比伸率 (%)
UAE	31.3	12.1	69.6
ドイツ	28.4	10.9	-18.6
フランス	19.7	7.6	30.1
イタリア	16.2	6.2	36.6
中国	14.7	5.6	52.9
韓国	12.0	4.6	23.2
ロシア	11.3	4.3	27.6
ブラジル	10.3	3.9	42.2
日本	9.6	3.7	32.8
スイス	6.7	2.6	-64.7
合計	295.6	100.0	34.1

出所：イラン税関

図表 8.3. UAE とイランの貿易額の推移



出所：UAE 経済計画省、イラン税関

### 8-3 イランからの天然ガス輸入の背景

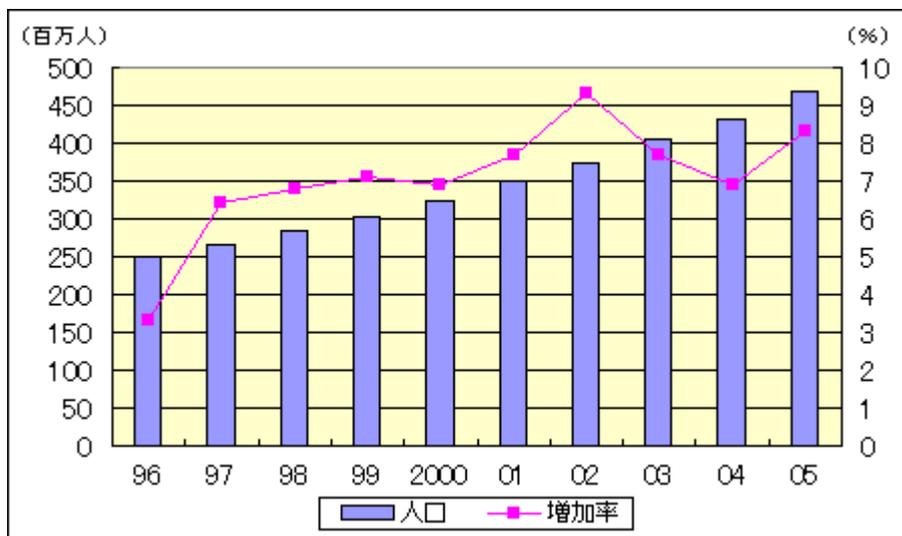
2005年7月、UAE経済計画省はシャルジャの民間ガス会社Dana Gasの設立を承認した。Dana Gasに出資するCrescent Petroleumは、イラン国営NIGEC (National Iranian Gas Export Company)との間で5億cf/dを25年にわたって購入する契約を締結しており、UAEはイランからのガス輸入を2007年から開始することとなった。UAEはイランとの契約以前に、「ドルフィン・プロジェクト」を通じてカタールからのガス輸入を確保しており、域内の2大天然ガス産出国からのガス輸入を確保することとなった。「ドルフィン・プロジェクト」では、カタールから20億cf/dのガスを輸入し、アブダビ、ドバイなどの北方首長国などに供給される。

UAEが世界第5位となる214.4兆cfの天然ガス確認埋蔵量を有するにも関わらず、周辺国からのガス輸入を積極的に確保している背景には、増大する需要に対応するためガス供給を確保しなければいけない国内事情がある。UAEは、石油収入の最大化を図るために国内需要をガスで賄う方針をとっているため、発電・造水施設向けを中心に燃料としてガスが利用されている。UAEの人口は年率7%前後の割合で増加しており(図表8.4)、この人口増を背景に、1996年から2003年にかけての発電電力量は82%増と顕著な伸びを示している(図表8.5)。UAE経済は好調な状態が続いているため、今後も外国人労働者を中心とした人口増加やそれに伴う電力需要の増加が見込まれるため、ガスの供給を確保しなければならない。

一方で、UAEはこれまで非常に少ない自国民(約100万人)を賄うだけの豊富な石油収入があったため、天然ガスの開発が積極的に進められてこなかった。UAEのガス輸出量は、1996年の0.24tcf/yから2004年の0.26tcf/yまでほぼ横ばいとなっている(図表8.6)。UAEの天然ガス生産量は1996年の1.19tcf/yから2004年の1.62tcf/yまで35%増加しているが、この間に80%以上増加している発電電力量の増加率と比較すると半分以下の伸び率にとどまっている。加えて、国内に埋蔵する天然ガスの多くが随伴性であることから、急激な需要の増加に対応することが困難であるため、ガス供給を輸入に頼らざるを得ないのである。

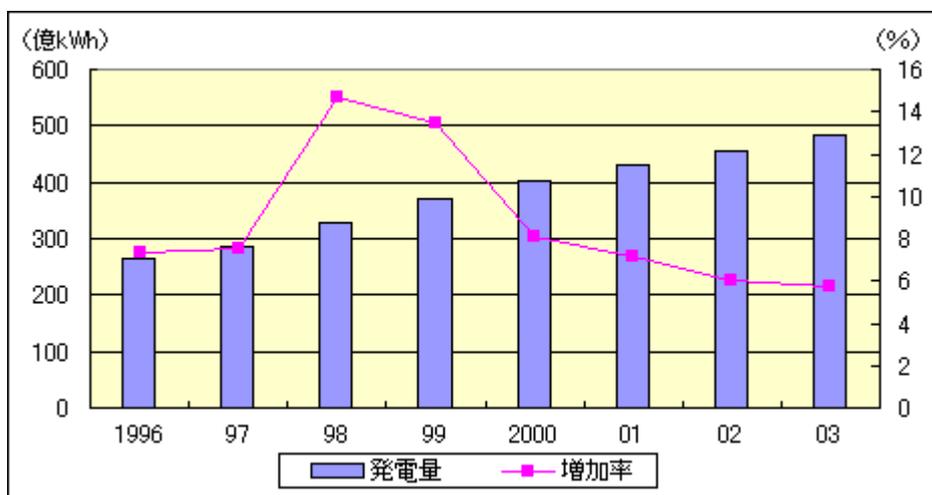
カタールとUAE、オマーンをパイプラインで結ぶ大型天然ガス輸出プロジェクトは、2006年末の完成を待つばかりとなっており、当面の国内向けのガス供給は確保されている。しかし、イランからもガス輸入を行いカタール以外の選択肢を持つことで、安全保障面、価格競争面でのメリットがUAEにはある。そのため、今後、国内天然ガス開発を進め、一定の生産量を確保する目途がつくまでは、UAEはイランからガス輸入を行うオプションを手放すことはないと考えられる。

図表 8.4. UAE の人口の推移



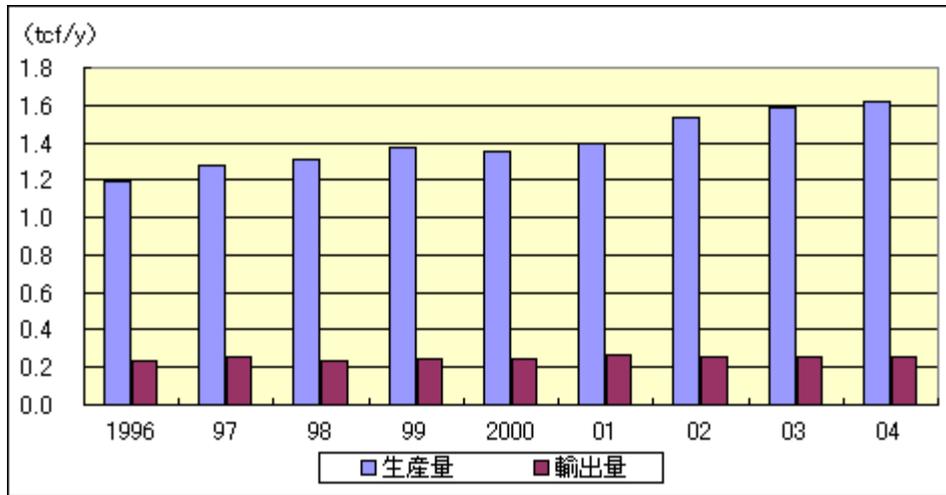
出所: UAE 経済計画省

図表 8.5. UAE の発電電力量の推移



出所: UAE 経済計画省

図表 8.6. UAE の天然ガス生産量・輸出量



出所: OPEC

#### 8-4 UAE・イラン関係の近況と今後の展望

2005年12月にアブダビにて開催された第26回GCCサミットでも、イランの核問題は湾岸地域の懸案事項であるとして議題に取り上げられた。しかし、サミット後に発表された声明では、三島問題についての非難は盛り込まれたものの、核問題についてイランを名指しすることはなく、むしろイスラエルの核保有を問題とし「中東地域からの大量破壊兵器の排除を推進する」と述べるにとどまった。

2006年に入り、フランスのシラク大統領と会談したムハンマド・アブダビ皇太子やGCC外相会談に出席したアブダラー外相はイランの核問題について、イランが核を軍事目的には利用しないとしていることについては疑うことはしないとしながらも、湾岸地域の安定のためには懸念が生じるとし、イランの核開発には一定の配慮をしながらも反対の姿勢を示している。また、ハリファ大統領(アブダビ首長)、ムハンマド副大統領兼首相(ドバイ首長)らも「中東地域からの大量破壊兵器の排除」に協力するようイランに求めている。

このような中、二国間交渉が決裂し再開の糸口すら見えない「三島問題」については議論する状況になく、近い将来、解決への転換点が訪れることは無いと言って良い。また、UAEへのガス輸出価格が不当に安いとして、イラン議会から再交渉の要求が出ていることもあり、UAEとしてはイランへの対応が非常に難しい状況にある。

「三島問題」「核問題」とともにUAEにとっては重要な問題であるが、経済やエネルギーを通じてイランとの関係を深めるUAEにとって、それらの問題によってイランとの関係を後退させることは難しい。

このことは、輸入をUAEに頼るイランにとっても同様である。仮に、「三島問題」や「核問題」によってUAEとイランの関係に途絶が生じる事態となった場合、両国経済への悪影響は免れないことから、UAEはこれまでと同様に良好な関係を構築しながら一定の距離が保てるポジションを志向すると考えられる。

(小田嶋 一馬)

## 第 9 章

---

米務省プログラムとイランとの  
接点拡大：知識集約的な政策形成

## 第9章 米務省プログラムとイランとの接点拡大:知識集約的な政策形成<sup>1</sup>

### 9-1 国務省の新しい対イラン政策の背景

コンドリーザ・ライス国務長官とニコラス・バーンズ政策担当国務次官は米国の新しい対イラン政策の大綱の策定に2005年末から取り組み、この取り組みを2006年初めに大幅に強化した。この政策は、一方において、米国の長年（1980～2006年）にわたるイラン封じ込め政策を継続することをその基本に据えている。これは、テヘランの米国大使館占拠・人質事件を受けて、カーター大統領が1980年4月に国交を断絶して以来踏襲されてきた政策である。他方で、この政策の大綱は、米国のイランに関する知識を大幅に拡充し、これと同時に米国からイランに向けたペルシア語の衛星テレビ放送や短波ラジオ放送によりイランの国民との直接対話の強化に乗り出したという点で「新しい」ともいえる。従って、アメリカの政府及び民間レベルの外交をかつてない規模で拡大することが新しい対イラン政策の柱になっている。

こうして国務省は、次の目的のために新たに7500万ドルの予算を議会に要求した。(i) Voice of Americaのラジオ及びテレビ放送、またRadio Fardaによるペルシア語放送を拡大すること。(ii) イラン問題に関心のある米国国民を対象とするイラン関係の教育を強化すること。(iii) 国内外に存在するイラン専門家への研究助成金を増額すること。また国務省では、イランに関する米国民の知識の増進に今後貢献する可能性のある若手研究者を対象とする研究助成金として、2006年3月半ばに700万ドルの予算を計上した。助成金の受給者は2006年の春から夏にかけて決定される<sup>2</sup>。

これらの額は、国防省の予算と比べればわずかであるものの、国務省のイラン関係予算としては以前の4倍の規模である。またライス国務長官とバーンズ大使は、イラン関連政策の形成を調整するための「イラン対策室」を計画通りに新設・ポストを拡大すると発表した。

この予算要求が重要である理由は、外交というものが人的資本集約的な営みであり、従ってこの数千万ドルの資金が、イランに関するアメリカ人の知識を深め、これと同時に米国に関するイラン人の知識を深めるのに極めて役立つからである。ほぼ1世代にもわたって二国間に外交関係がなく、またイデオロギー色の強い空気に支配されてきたため、両国の相手国に対する知識が極めて表面的なものにとどまり、米国側による「原理主義的なテロリスト」、イラン側による「強奪的な帝国主義者」など、

<sup>1</sup> 本稿は、核疑惑をめぐる対立が深刻化する中、米務省が2006年2月に発表した対イラン政策の新機軸プログラムの目的及び効用について、ハータミ政権期にイラン・米国関係の改善のため、在ワシントンのアトランティック・カウンシルにおいて「トラック2ディプロマシー」（いわゆる民間外交）に従事した、在米イラン問題専門家 Alidad Mafinezam 氏の見解と執筆による。

<sup>2</sup> <http://mepi.state.gov/62704.htm>

極度に単純化されたスローガンの応酬により、相手国が持つ多面性に対する柔軟な理解力が、両国の意思決定者にも国民にも失われる結果になった。その意味で、両国において知識集約的な政策を形成することは、(特にイランの側で) 二国間の外交交渉や外交関係の進展を妨げてきたイデオロギーによる呪縛に対する効果的な処方せんとなり得る。

## 9-2 新政策の骨子

新しい政策の骨子は、ライス国務長官の議会証言の中で明らかになったものの、この新政策について最も具体的に説明しているのが、バーンズ大使が2度にわたって行った演説である。一つは大使が2005年11月30日にジョンズホプキンス大学高等国際問題研究大学院で行った演説<sup>3</sup>であり、もう一つは2006年3月8日に下院外交委員会でを行った演説<sup>4</sup>である。バーンズ大使によるこの二つの演説は、マデレーン・オルブライト国務長官(当時)が2000年3月17日にアメリカン・イラニアン・カウンシルで行った演説<sup>5</sup>以来、米国政府高官がイラン政策について行った最も重要な声明である。

ライス国務長官は、2006年3月初めに「次世代のイラン専門家の育成: ワシントン、ドバイ、そして欧州における新たな機会」と題した機密指定対象外の重要な国務省覚書を発表した<sup>6</sup>。その表題からも分かる通り、この覚書では、在外公館職員に対するペルシア語教育の強化、そしてかなりの規模のイラン人の「海外」共同体が存在するドイツ、イギリス、トルコ、そしてアラブ首長国連邦などの国々の米国大使館及び領事館にイラン担当職員を新たに配属することなど、新しい政策の柱について説明している。この文書において繰り返し「国外 (expatriate)」という表現や、数多くの類似の表現でイラン国外にあるイラン人共同体に言及していることから、国務省が、米国政府職員にイランの現状及び同国の現在及び今後の対外政策について教育するための貴重な資源として、イラン国外に住むイラン人を重視していることがうかがわれる。その点では、イラン国外のイラン人共同体の役割に関する先駆的な研究に取り組んだ米国の二つの教育機関の業績が参考になる。ひとつはこのテーマに関する人口移動政策研究所の「出稼ぎという視点を超えて: 海外離散が出身国の貧困の緩和に果たす役割」という表題の小論<sup>7</sup>であり、もう一件がハーバード大学のglobal equity initiative編の研究書<sup>8</sup>である。

<sup>3</sup> <http://www.state.gov/p/us/rm/2005/57473.htm>

<sup>4</sup> <http://www.state.gov/p/us/rm/2006/62779.htm>

<sup>5</sup> [http://www.parstimes.com/history/albright\\_speech.html](http://www.parstimes.com/history/albright_speech.html)

<sup>6</sup> [http://images1.americanprogress.org/il80web20037/ThinkProgress/2006/0293\\_001.pdf](http://images1.americanprogress.org/il80web20037/ThinkProgress/2006/0293_001.pdf)

<sup>7</sup> <http://diasporanet.ca/text/MPIDiaspora.pdf>

<sup>8</sup> Peter F. Geithner, Paula D. Johnson, and Lincoln C. Chen (Eds.) *Diaspora Philanthropy and Equitable Development in China and India*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2004

最後に、こうしたテーマに関連していくつかのポイントについて取り上げているイスラエルの研究者の文献<sup>9</sup>もある。

イランの側でも、ハータミ前政権の最後の2年間にこのテーマが公式に取り上げられて以来、イランの現政権も、海外のイラン人の重要性について明言している。イランの財務大臣、外務大臣、高等教育大臣、そして多数の政府高官が2006年3月12日（日）に外務省の政治国際問題研究所に集まり、戦略会議を行ったことは象徴的であった。アジア、欧州、そして北米のイラン人の専門技術及び能力を活用するための戦略を検討することが目的だった。テヘランで発行されている3月13日付の日刊紙『イラン』がこうしたニュースを報じている。前述の米国の二つの文献が明らかにしているように、人的その他の資源として海外の自国民を効果的に活用することに数多くの国々が関心を寄せており、特に中国とインドがこの分野の政策を推進している。

### 9-3 国務省によるイニシアチブ奪取

第1期ブッシュ政権下では、イラク戦争、またこれに関する意思決定を行う中心的なセンターであるホワイトハウス及び国防総省の背後に隠れ、対イラン政策に対する国務省の影が薄かった。ライス国務長官及びバーンズ大使の最近の発言は、意思決定の中心、少なくともその一部が国務省寄りにシフトし、行き詰まっている米イラン関係に対する何らかの外交的打開策を打ち出す可能性が高まったことを示している。最近の二つの出来事から、国務省の権限が拡大されつつあることは明らかである。まず、3月9日に上院の歳出委員会でライス国務長官とラムズフェルド国防長官が共同で証言したことがある。これは、かつてなかったことである。ライス国務長官は証言の冒頭に、国防総省と国務省とが協力する必要性を訴え、米国が外交において主導権を発揮するためには国務省に十分な政治的権限を与える必要があると述べた。

「ラムズフェルド国防長官よりも先に証言するのは恐縮であるが、光栄でもある。私たち二人を、同時にお招きいただいたことを委員長及び委員の皆さんに感謝申し上げます。このことは、国務省及びわが国の政治外交活動と国防総省及びわが国の軍事活動との緊密な協力関係が重視されていることの証左だと考える」。

下院外交委員会の専門職員が行った証言も、イラン政策に関係する国務省の権限が第2期ブッシュ政権下で拡大されると予測するもう一つの根拠となっている。

---

<sup>9</sup> Yossi Shain. *Marketing the American Creed Abroad: Diasporas in the U.S. and Their Homelands*. New York: Cambridge University Press, 1999

「ブッシュ政権は〔イラン問題に〕これまで以上に真剣に取り組み、現在審議中の2006年度補正予算において公式な外交施策のために7500万ドルの予算を提案している。ブッシュ政権のイランに対するかつてのアプローチでは焦点が十分に絞られていなかったのに対して、この1年の間に外交上の足場を築き、外交戦略に傾注することでかなりの成果を上げることができた。必ずしも、国家としての姿勢を改める必要性についてイランに説得するまでには至っていないものの、イランが姿勢を変えなくてはならないとする国際社会の意見をかつてないほどまとめ上げることに成功した」<sup>10</sup>。

新しいイラン政策に関する先月の発表とタイミングを合わせる形で、『ワシントン・ポスト』が、特にKarl Vick及び彼の同僚のレポートにより、イラン及び米・イラン関係のニュースにかつてない分量の紙面を割り始めた。同時に国務省も、透明性を高めるための優れた方針を採用し、新しい政策の骨子及び助成金の交付ガイドラインを国務省のホームページに掲載した。このことが、イランでも、米国との正式な交渉に臨む決定を前例のないほど透明性の高いやり方で公表する一因ともなった。

ブッシュ政権内で、イランに関する最も具体的な政策を述べているのがバーンズ大使である点を考えると、彼のオフィスが今後、米国の対イラン政策の外交面を担当する可能性が高い。彼の熟練した外交官としてのこれまでの業績、複数の言語に堪能な語学力、そして彼が国務省で最上級のキャリア外交官である事実も彼の手腕に対する期待感を高めている。従って、官僚政治的な観点に立った場合、イランに関する米国の新しい外交方針が成功するかどうかは、この分野においてバーンズがどの程度効果的に指導力を発揮し、自分の任務を果たせるかにかかっている。

#### 9-4 知的集約的な政策形成の意義

国家政策には、政治レベルの次元と知識レベルの次元の二つの次元がある。最初の次元では、一定の利益、大義、理想、又はイデオロギーを推し進めることが狙いになる。二つ目の次元では、自分の行動の結果に対する予測能力を高めるためにできる限り多くの知識を獲得することが狙いになる。国家政策の柱となるこの二つの次元の関係は極めて複雑であるものの、あらゆる種類の知識を獲得することで、政策形成の成功率を大幅に高めることができる。

最近発表された米国の対イラン政策が初期の目的を最大限達成するためにはどうすればよいのか。この問題について検討するためには、「知識集約的」政策が何であり、逆にどのような政策がこれに反するかを論ずる必要がある。また、どのような環境であればこうした知識を生かすことができ、どのような環境では生かせないかも知っておく必要がある。この場合の「知識」は、「諜報」とは区別しなくてはならない。知識が共有することで拡大するのに対し、諜報の場合には、共有され、公開された瞬間にその価値が失われる。これに関連する形で、一方で知識を非公開にし、これを諜報に転化させる過程で、知識の拡大が妨げられる場合が多いことに対して、知識をオープンにすれば、有能かつ知

<sup>10</sup> [http://www.house.gov/international\\_relations/109/news030706a.htm](http://www.house.gov/international_relations/109/news030706a.htm)

識のある世界中の人々が知識の幅を広げ、政策の形成過程に創造的な形で貢献することが可能にする。米国の大学及びシンクタンクが20世紀のほとんどの期間を通じて米国民をはじめとする人々の向上と進歩に先駆的かつ積極的な役割を果たしてきた事実も、このように述べるもう一つの根拠となる。

知識と諜報とのもう一つの大きな違いはその有効期限にある。基礎的な知識資源、すなわちイランの歴史、社会、心理、外交政策、エネルギー経済学、エリートと大衆との関係などに関するそれぞれの文脈に沿った緻密な研究は、現在及び将来のイラン人及びアメリカ人が、相互利益を阻む問題について学ぶための恒久的な財産となり得る。これとは対照的に、諜報又は非公開の知識は時間の経過、又は人員の配置の変化や米国とイランをめぐるその他の状況の変化によって価値を失う場合が多い。一方で、強固な知識基盤の上に諜報活動を構築した方が諜報活動の有用性が高まるのに対して、その逆は当てはまらない場合が多い。

以上の区別を考慮すると、国務省が透明性の高い政策を継続、さらに拡大し、イラン政策をめぐって協力関係にある外部の組織及び個人（のすべてではないにしてもその多く）を公表することが有益である。新しいイラン対策室の組織構造に関する情報がまだ公開されていない。この部署が、国務省の七階、特にバーズ大使の部署から発生する懸案事項や要求に的確に対応するための方法についてさらに検討する必要がある。イラン対策室を国務省の七階に移すことがその助けになるかどうかという問題にもまだ結論が出ていない。

知識集約的な政策形成がどのような環境で最も成果を上げるのかについては、米国その他の国々の大学やシンクタンクの能力を活用することが最善の方法である。その場合、情報の普及及びオープンさに関するガイドラインを定め、大学やシンクタンクがこれを順守しつつ、イランの多面性について理解するための方法や米国の外交政策が最も説得力を持つような方法でイランと交渉する方法に関する有識者の助言を求めていきたい。

## 9-5 新政策の活用のための諸提言

### 9-5-1 政策形成に対する「その場しのぎの解決策」や「イデオロギー色の強いアプローチ」をやめ、戦略や知識集約的なアプローチを重視すること

これには、米国が取り組んでいる方向性の正しさを米国民やイラン国民、そして国際社会に印象づけるうえで計り知れない効果がある。米国が過去にイランの内政に直接介入し、1953年にはモサデグ政権を転覆させた経緯を考えると、米国がイランに対してこれまでとは異なるアプローチをとろうとしている事実を示すことは有益である。

### 9-5-2 権威があり、米国とイランの両方にとって有益なイラン研究を行ってきた実績があり、知名度の高い大学、シンクタンク、そして個人と協力すること

2006年3月14日付の『ワシントン・ポスト』紙は、第一面に「米国による民主主義の推進は、イラン国内の反動を生み出す危険性がある」という見出しの記事を掲載した。この記事は、数名のイラン人の見方をまとめたものだった。彼らは、ワシントンを中心に活動するあまり知名度のない小規模のアメリカ人団体が主催した市民による平和的な不服従セミナーに参加した人々だった。長期にわたってイランと交流してきた実績と定評のある大学、シンクタンク、及びNGOと協力すればさらに効果的である。

イランの状況について少し分析すれば、ウクライナやグルジアに関する経験をそのままイランに当てはめることが多くの理由から不可能であることが判明する。中でも重要な理由は、米国とイランとのこれまでの関係が米国と他の国々との関係とはまったく異なっているためである。イランにとっての石油収入の重要性や、特に石油価格が1バーレルあたり60ドルを超えた場合の米国にとっての「エネルギー自給」の重要性も、イランと他の国々とを区別するもう一つの大きな理由となっている。

### 9-5-3 これまでの提言にもとづき、全米及び海外におけるイラン研究の範囲及び規模を拡大するための包括的な戦略を立案すること

ブッシュ大統領もライス国務長官も、過去数週間の間、米国の現政権が対イラン政策をかつてなかったほど重視していることを明言し、対イラン政策が、米国にとっての最重要事項の一つであるとさえ述べている。これらの発言は、様々な学術分野の専門家が関与する形で、イランに関するアメリカ国民の知識を増やし、また米国に関するイラン国民の知識を増やすために、数多くの分野で教育事業を展開する必要があることをかつてないほど明確に示している。その場合、米国の主な大学、シンクタンク、そして財団が極めて重要な役割を果たす。この種の人的資本を蓄積することで、米国は、イラン研究の世界的なメッカになることができ、またある分野についてはイランそれ自体を凌駕することもできる。次に掲載する組織、キーパーソン、その他の人々がこうした挑戦のパートナーとして有望であり、特に適切なテーマを選び、それに合わせて適切な「研究チーム」を形成すれば、大きな成果を期待できる。

#### (1) 大学

コロンビア大学、ジョージタウン大学、ジョンズホプキンス大学高等国際問題研究大学院、ハーバード大学、プリンストン大学、ラドガーズ大学、カリフォルニア州立大学ロサンゼルス校、スタンフォード大学、カリフォルニア州立大学バークレー校、ミシガン州立大学、バージニア州立大学、テキサス州立大学オースチン校、アリゾナ州立大学など。

これらの大学には、イラン及びイランに関係するテーマについて長年にわたって基礎研究を進めてきた実績があるものの、いずれの大学にもイラン研究の寄付講座は存在しない。メリーランド州立大学カレッジパーク校では貴重なペルシア研究センターを創設したものの、このセンターは、重要性が高まっている政策関連の研究ではなく、文学研究のみを対象としている。これは米国の大学におけるソビエト研究及びその後のロシア研究、さらには欧州及びラテンアメリカ研究において政策研究が盛んであるのとは極めて対照的である。米国の大学におけるペルシア語教育を拡充し、3期構成の「初級ペルシア語」、「中級ペルシア語」、「上級ペルシア語」の集中講義を行うことが特に重要である。イラン研究の寄付講座を通じて各大学のペルシア語講座を推進するだけでなく、大学院にもペルシア語講座を開設することができる。

## (2) シンクタンク

ブルッキングズ研究所、戦略国際問題研究所、アジア協会、フーバー研究所、外交問題評議会、中東研究所、中東政策評議会、ウッドロー・ウィルソン国際センター、ランド研究所、米国立平和研究所、ジェームス・ベーカー研究所、カーネギー国際平和財団など。

米国の多くの主要大学の場合と同様、一般にこれらの主要なシンクタンクにも常勤のペルシア語の専門家やイラン研究者が存在しない。この問題も改善しなくてはならない。これらの組織は、(特にイランの研究者を招くなどの) 客員研究員制度を通じて、また文献の発行を通じて重要な業績を上げてきたものの、さらに大きく貢献できる可能性がある。

## (3) 財団

カーネギー財団、フォード財団、ロックフェラー財団、W・アルトン・ジョーンズ財団、スタンレー財団、オープン・ソサエティ財団など。

主要シンクタンクが抱えている上述の問題、すなわちペルシア語の専門家の不足がこれらの財団にもそのままあてはまる。

## (4) 個人

現在、イラン及び米イラン関係に関する高度な知識を有する何百名もの学者及び政策専門家が米国内外の大学やシンクタンクで働いている。上記の組織に在籍していない人々を含め、こうした人材を発掘し、その知識を活用しなくてはならない。この目的に役立つのがコロンビア大学で行われた湾岸2000プロジェクトの「オンライン人名録」である。このプロジェクトには1000名を超える専門家が参加し、そのうちの200名を超える人々がペルシア語に堪能で、米国とイランとの「知識のかけ橋」になることができる。また、このプロジェクトに参加した人々から紹介を受ける形で、イランの大学や研究機関に籍を置いている多くの人々に米イラン知識ネットワークへの参加を呼びかけることができる。こうし

て、いずれ二国間のかけ橋として重要な役割を果たし得る何千ものキーパーソンの名簿を作成することができるはずである。

#### 9-5-4 新設されるイラン対策室が以上のような、あるいはこれ以外の新たに形成されつつある情報源と接触を保つこと

特に、イランのこの四半世紀の変化に対して批判的なだけでなく、肯定的にも評価できるような公平な見方をしている人々にもアプローチするためにあらゆる努力を払うべきである。公平さを尊重することで、多くの人々の参加を促すことができる。

#### 9-5-5 「反対勢力の育成」ととどまらない人的資本開発を重視すること

リーダーシップや管理などの問題は極めて複雑な現象であり、これを短期間で人々に理解させることはできない。人々は、なじみのない環境ににわかに適応することはできない。元左翼のAli Keshtgar氏が執筆した「連立か外国製の野党か？イランの未来を決めるのはどちらか？」<sup>11</sup>という表題のペルシア語のエッセーに注目したい。

#### 9-5-6 知識の双方向の流れを生み出すこと

そうすることで、米国がイランに干渉しているように見られるのを回避できる。米国があらゆる点において正しいという考え方を捨てなくてはならない。真実にイラン人の目を開かせる最も効果的な方法は、彼らに米国の社会、経済、及び政治について教えることである。

#### 9-5-7 歴史的に不正確な主張に反論すること

イラン政府は、米国を非難する主な根拠の一つとして、米国がパーレビ体制を支援したことを問題にしている。そうである以上、パーレビ時代の問題点も認めつつ、イランと米国とが友好関係にあったこの時期にイランが多くの面で発展した事実を強調する。

#### 9-5-8 国外にいるイラン人を最適な方法で活用すること

バーンズ大使は、ジョンズホプキンス大学で講演した際、1970年代末に20万名を超える数のイラン人学生が米国の大学で勉強していたことに言及した。米国が今後海外のイラン人共同体を重視する方針をとり、また北米に住むイラン人の数が最も多い点を考慮すれば、イラン系アメリカ人及びイラン系カナダ人の能力を活用する戦略を考案することが重要である。その意味では、ロサンゼルス地域、

---

<sup>11</sup> <http://1384.g00ya.com/politics/archives/045637.php>

ワシントンDC地域、サンフランシスコ湾岸地域、さらにはトロントやバンクーバーが海外移住イラン人の重要なセンターになっている。

#### 9-5-9 引き続き長期戦略に重点を置くこと

今後の米イラン関係に対する米国側の期待を前向きに表明する。短期的かつ戦術的な動きによって長期的かつ戦略的な目標が損なわれてはならない。

#### 9-5-10 知識の普及に重点を置き、その際に量よりも質を重視すること（それ以外の問題は情報技術で解決できる）

これに最も適したメディアがインターネットである。両国の知識人は主にインターネットで情報は得ている。この目的に役立つ主なサイトは、gooya.com、Iranian.com、payvand.com、shahrvand.com、roozonline.comなどである。その意味で、イランに関連する問題について質の高い論議を行うオンラインの情報源の形成を強調すべきである。BBCのペルシア語ホームページ<sup>12</sup>はその優れた見本である。

#### 9-5-11 翻訳の重要性

ペルシア語から英語に、また英語からペルシア語に翻訳する翻訳者を訓練、活用し、極めて重要なエッセーや報告書をイラン内外の読者に提供することが不可欠である。

#### 9-5-12 国務省が過剰に介入しないこと

米国の外交機関は米国とイランとの交流において政治的に重要な役割を果たすことができる。国務省が協調的な雰囲気を作り出すことで、NGO、大学、シンクタンク、そして様々な社会研究所及び文化研究所が米国とイランとのかけ橋になるための創造的なアプローチを独自に開発する余地を与える。国務省が、二国間の交流を細かく指図し、「操作」しようとするのではなく、その基盤を整備し、1歩引いた場所から、新たな米イラン関係が育つのを見守ることが最善の策である。

### 9-6 おわりに

バーンズ大使は3月8日に下院外交委員会で証言し、その際に次のように述べた。

---

<sup>12</sup> <http://www.bbc.co.uk/persian/>

「国務省としては、イラン国内の活動家を支援し、人権を強化し、市民社会を支援・強化し、イラン国民が市民的自由及び権利保護の能力を獲得するのを助け、新たな中心的政治勢力の育成を支援し、公正さと説明責任を向上させ、イラン国民の言論・集会の自由その他の基本的権利及びこれに対する寛容さを育てるために、既に議会が承認している1000万ドルの予算に加え、現在要求している補正予算の1500万ドルを利用する計画である」。

透明性が高く、米国の学者と政策形成者の最高度の理想に裏打ちされた知識集約的政策形成は、こうした狙いの多くを達成するのに最適な方法である。

(アリーダード・マーフィーネザーム)

## 第 10 章

---

# イラン核開発の帰趨の国際石油情勢に 及ぼす影響

## 第10章 イラン核開発の帰趨の国際石油情勢に及ぼす影響

イランに対して、米国は、数年来、手詰まりな状態にある。議会の中にはイランへの武力行使を支持する考えもあるが、大方は安保理への経済制裁の付託を支持してきた。ただし、経済制裁の実効性に関しては疑問視する声も大きい。米国で開催されるエネルギー・石油関連セミナーにおいては、筆者の経験でも昨年来様々な形でイランの核開発問題の石油情勢への影響が取り上げられている。概して、一昨年辺りまでは、直接対話を重視する論者と武力行使を重視する論者が拮抗していたが、昨年秋以後は経済制裁を重視する論者が増大した印象がある。

図表10.1 米国主要訪問機関の米国イラン政策の一般的評価

類型	有効な政策オプション
直接対話重視	2004年7月外交問題評議会(CFR)がまとめた”Iran-Time for a new approach”は、新たな関与政策を提唱した。同レポートが提示した関与政策は、依然有効と認識。
武力行使重視	イランへの関与政策(エンゲージメント)は政策オプションにならない。必要なのはレジームチェンジであり、飴を与えることではない。
経済制裁重視	軍事オプションは、中東地域に一層の混乱をもたらすので、望ましいものではない。米国が取り得る戦略オプションには、対イラン攻撃、経済制裁(ILSAの強化)、関与政策といくつかあるが、この中で、攻撃の可能性は薄く、関与政策も実効性に乏しいとするならば、経済制裁の強化が現実的な政策オプションになる。
段階的アプローチの必要性	イランとの直接の対話には米国は関心を払わない。関与政策の成功の可能性は低い。EUは、経済制裁を含む交渉を準備している。しかし、いかなる飴(アメ)を提示するにせよ、EUは米国との調整を必要とする。 第一段階として、湾岸の米軍のプレゼンスを拡大して、抑止を強めることである。また、同時に、GCCに防衛用のミサイルを供与し、GCCに安全保障を確実なものとする事が重要。

出所:米国中東関連機関からのヒアリングにより筆者作成。

その中でイラン武力行使の制約要因には、①イラン核関連施設立地の分散、(2)一部施設が地下に建設されていること(効果的な空爆の困難性)、(3)米軍のイラク、アフガニスタンへの兵力分散、(4)イラクに加えてイラン攻撃を行うことへの世論形成困難が挙げられているものの、しかし、こうした制約要因を挙げながらも、筆者が接した米国専門家の大方は、武力行使はいつでも選択肢の一つとして米国政府の俎上にあることに留意する必要があると述べていた。

本稿においては、イランへの武力攻撃の蓋然性の評価はさておき、主に国連安保理の経済制裁が実施され、イラン石油の国際市場への供給が途絶した場合の国際市場への影響を考察することとした。

## 10-1 2006年に入ってから展開

OPECは1月31日臨時総会を開き、4月以後のイラクを除く10カ国の原油生産上限を現行の2,800万b/dに据え置くことを決めた。4月以後の非需要期に備えて当初減産を視野に入れた調整も取り沙汰されたが、足元の原油相場が60ドル台後半の高値圏で推移していたことから、減産は見送られた。減産見送りの背景には、イラン核開発問題の国連安保理の付託による石油供給削減の可能性がある。

本OPECの決定を受けて、1月31日NYMEXの原油先物相場(WTI)は、減産懸念の一巡から小幅に反落、前日比43セント安の67.92ドルで終えた。しかし、イラン核開発を巡る情勢の緊迫化から一時は68.65ドルまで上昇したことからも受け取られるとおり、今後の原油価格動向に関しては多くの不確定要因が存することが想起された。

総会后、石油連盟会長は「世界の石油需要は堅調に推移しており、イラン、ナイジェリア等の主要産油国での供給不安といった要因は短期的に収束しそうにはないため、原油価格は引き続き高い水準で推移するものと考えられる」とコメントした。こうした見方の正しさは、同日夜の米国一般教書発表及びそれに対するイランの反応で直ちに裏打ちされることになった。国際原油市場には既にイラン・ファクターという新たな高騰要因が組み込まれている。

2002年の一般教書演説でブッシュ大統領がイランを悪の枢軸の一翼と位置づけたことは記憶に新しいところであるが、2003年4月のイラク戦争を経て、本年の一般教書演説ではイラン国民に対し、「あなた達の国は国民を孤立させ支配している極く一部の聖職者エリートに支配されている。国際社会がイランの核兵器保有を許すことはない」と呼びかけたが、特に注目された。

これに対し、2月1日イランのアフマディネジャード大統領は、ロシアから技術協力を受けているブーシェヘル原子力発電所サイトにおいて直ちに反論し、「核開発は我々の権利である。同権利の完全実現までイランは抵抗を続ける」とし、核開発の継続に向けて強い意思を表明した。

次の焦点は、2～4日にウィーンで開催されたIAEA(国際原子力機関)における国連安保理への経済制裁の付託に伴うやり取りで形成された。同緊急理事会で欧州諸国は、安保理付託を求める決議案を提出したが、これにより原油相場は一時反騰したものの実際には理事会終了後、付託前に1カ月の猶予が与えられるとの内容が明らかになり、緊張が緩和したことから4日終値は前日比1.88ドル安の64.68ドルになった。

IAEA緊急理事会の投票は4日に行われ、賛成27、反対3(棄権5)の賛成多数で国連安保理への付託が決められた。これに対しアフマディネジャード大統領は、5日からIAEAの抜き打ち査察の受け

入れ中止を命じると共に、原子力庁に対し、ウラン濃縮の本格的再開を命じた。ただし、イランは核拡散条約(NPT)による通常査察を継続して受ける姿勢を示しており、外交交渉を含め、硬軟両用の対応で経済制裁の回避を図ろうとする展開もあり得る。

イランに関して米国、EU諸国は、上記のとおり関係修復に対して有効な手が打てない状態にある。そうした中で、ロシアがウラン濃縮をロシア国内で肩代わりして行うとの提案を行っているが、本提案はイランの時間稼ぎになるだけであるとの評価もある。

ウラン濃縮に関するロシア提案の実現性は疑わしいとはいえ、ロシアは安保理への付託に賛同すると同時に、ロシア領内でイラン向けウラン濃縮を行うという最後の説得工作に入った。

ロシアはウラン濃縮プログラムに関してはIAEAの査察に対し十分なアクセスを与えるか否か疑問であり、その点から、ロシア提案は米国にとって本来的に受け入れられるものにはならない。ロシアは、イランに対し核関連技術を売る代わりに、欧州ガス市場に参入しないことを求めるといった戦略対応を行う可能性もある。

3月に入ると、国際原子力機関(IAEA)定例理事会が、6日ウィーンのIAEA本部で始まったが、打開策とされるロシアでのウラン濃縮に関してはイランが国内での濃縮に固執しているため、見通しが立たない状況である。実際、定例理事会の開催に先立ち、核交渉の責任者ラーリジャーニ国家安全保障最高会議事務局長は、5日、「国連安保理での協議が始まれば、イランは本格的な濃縮を開始する」と警告している。同書記はまた、「IAEAや安保理が理不尽な要求をしても、研究開発をやめることはない」としたが、2月下旬～3月上旬日本を公式訪問したモッタキ外相もこうした公式発言を繰り返し述べていた。1日、国問研主催の講演会では、「我々を行うべき協力は全て行っており、また、平和利用は核不拡散条約の全批准国に認められているものである」と述べたが、同外相の穏やかな主張は多くの参加者に受け入れられていたようにみえた。

IAEA定例理事会に際してイランが譲歩を示すことは期待できない以上、イラン核問題が安保理に移管されるのは確実な情勢にある。エル・バラダイIAEA事務局長は開会前の記者会見で、「安保理が取り上げるか否かは、英仏独とイランの交渉再開にかかっている」と述べ、全当事者に外交努力の続行を呼びかけた。

他方、こうした外交努力と平行して、ボルトン米国連大使は5日、ワシントンで講演し、「イランが核開発問題で国際的孤立の道を歩み続ければ、具体的かつ手痛い結果が生じる」と警告を発した。同大使は、またイランが与える脅威に立ち向かうのが遅れるほど、解決はより困難になると強調した。

OPECは3月8日、ウィーンで第140回定例総会を開催し、イラクを除く現行生産上限2,800万b/dを当分の間、据え置くことで合意に達した。カタールのアッティヤー石油相は「4月下旬にドーハで国際エネルギー・フォーラム(IEF)の政策会合が開かれるので、次回総会(6月)までに何かを行う必要があれば、その際協議を行うことができる」と述べた。OPECにとっては生産上限を変更するには、イラン核開発問題を中心に、余りに多くの地政学的要因が噴出している。

図表10.2 OPEC国別原油割当量と現在の余剰産油能力(2006年2月現在)

(単位:万b/d)

	割当量	産油能力 ①	2005年平均	2006年2月 (2)	余剰能力 (①－(2))
サウジアラビア	910	1,060	944	945	115
イラン	411	400	388	370	30
UAE	244	265	246	248	17
クウェート	225	260	242	252	8
カタール	73	83	80	82	1
ナイジェリア	231	260	240	227	33
リビア	150	168	164	167	1
アルジェリア	89	137	134	136	1
ベネズエラ	322	275	271	262	13
インドネシア	145	98	94	92	6
OPEC-10	2,800	3,006	2,803	2,781	225
イラク	-	250	181	183	67
OPEC合計	2,800	3,006	2,984	2,964	292

## 10-2 これまでの石油供給途絶事態とその収束要因

IEAによれば、第二次大戦後、世界は表3に示すとおり合計18回の石油供給途絶を経験した。その内、14回は何らかの形で中東情勢に起因するものである。その点からは、中東情勢を原因とする石油供給途絶は、将来とも起こり得ると考えておくことが自然である。

これらの供給途絶事態を大別すると、数量が減って価格が急激に上昇した場合と、一時的に急上昇してもすぐに急落して元に戻った場合がある。1970年代の二度の石油危機(第一次、第二次)は、前者の代表事例であり実際に石油供給が途絶したことで惹起されたものである。他方、後者の事例において、原油価格がそれほど上昇しなかったことの原因は、湾岸戦争における対応を筆頭に産油国グループが保有していた余剰能力が動員され、供給途絶が吸収ないし相殺されたことである。

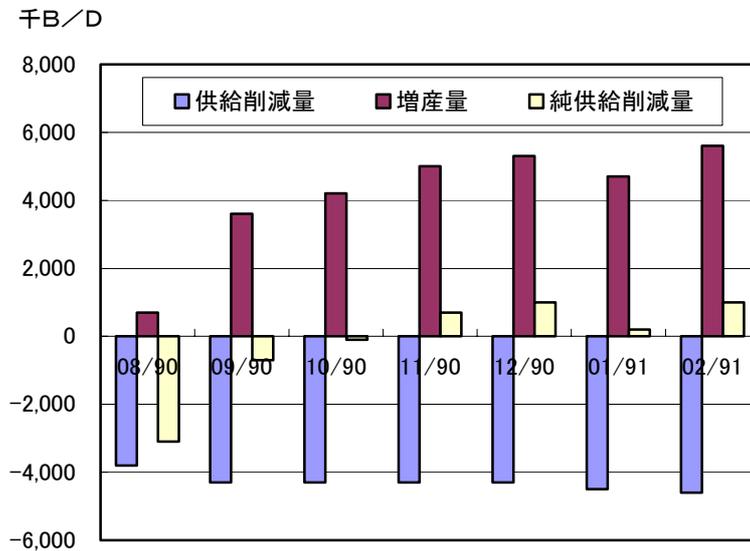
図表10.3 第2次大戦後の石油供給中断

時期	供給中断の原因	区分	供給削減量 (A) (百万 b/d)	世界石油消費量 (B) (百万 b/d)	(A/B) (%)
1951年3月～54年10月	イラン、油田国有化	*	0.7	13.2	5.3
1956年11月～57年3月	スエズ動乱	*	2.0	17.5	11.4
1966年12月～67年3月	シリアのパイプライン紛争	*	0.7	34.3	2.0
1967年6月～67年8月	6日戦争	*	2.0	40.0	5.0
1967年7月～68年10月	ナイジェリア内戦		0.5	40.1	1.3
1970年5月～71年6月	リビア価格紛争	*	1.3	48.0	2.7
1971年4月～71年8月	アルジェリア・フランス資産国有化	*	0.6	50.2	1.2
1973年3月～73年5月	レバノン政治紛争	*	0.5	58.2	0.9
1973年10月～74年3月	第4次中東戦争	*	4.3	58.2	7.4
1977年5月	サウジ油田事故	*	0.7	62.1	1.1
1978年11月～79年4月	イラン革命	*	5.6	65.1	8.6
1980年10月～81年1月	イラン・イラク戦争	*	4.1	60.4	6.8
1989年3月～89年4月	エクソン・バルデス油流出事故		<0.5	51.6	<1.0
1989年4月～89年6月	北海コモラント油田事故		0.5	51.6	1.0
1990年8月～91年1月	イラクによるクウェート侵攻	*	4.3	66.3	6.5
2001年	イラク原油輸出禁止	*	2.1	76.9	2.7
2002年12月～03年1月	ベネズエラでのストライキ		2.6	77.7	3.3
2003年3～4月	イラク戦争	*	2.3	79.2	2.9

出所:IEA資料より筆者作成

図表10.4でそのことをみると、1990年8月イラクの侵攻により、イラク及びクウェート両国からの石油の純供給量370万B/Dが途絶した。これに対して、産油国が増産を行い、削減量の一部を補填した。湾岸危機時、サウジアラビアは、90年上期平均の540万B/Dから第4四半期には800万B/Dに生産量を増やした。他国の増産を合わせると、その結果、1990年11月にはイラク・クウェート両国の削減の影響は完全に吸収されるバランスになった。こうしたバランスの中で、年明け(1991年)1月17日未明に多国籍軍のイラク空爆が開始された。このため、価格は実際に戦争が勃発すると直ちに急落した。このように余剰能力は供給途絶事態においては非常に重要な役割を持つ。

図表10.4 湾岸戦争時における産油国の月別増産状況



その点からは、平常時はもとより、緊急時においても、サウジアラビアは大きな役割を持っている。主要機関のエネルギー需給見通しによれば、総じて原油生産能力(余剰能力)は縮小均衡気味に推移するとみられている。需要規模が、増加し続けるとみられる中で、余剰能力が縮小気味に推移することには安全保障上、大きな危険信号が灯っていると評価すべきであろう。

図表10.5は、米国エネルギー省が2005年7月に発表した「国際エネルギー見通し」における原油生産能力の見通し(基準ケース)である。また、図表10.6は同見通しに基づき、湾岸産油国の原油生産能力と同見通しから余剰生産能力を試算したものである。これによれば、2010年以後原油の余剰生産能力は、需要規模が5割増加するにも拘わらず、200万b/d台に止まると見られている。その点から、供給途絶が起きたときに、これまでのように、危機が終息するか否か、筆者は疑問なしとしない。

図表10.5 原油生産能力見通し

(基準ケース: 万b/d)

	実績		見通し		
	1990年	2002年	2010年	2015年	2025年
湾岸 OPEC (内、サウジアラビア)	1,870 (860)	2,070 (920)	2,830 (1,400)	3,080 (1,450)	3,930 (1,630)
その他 OPEC	850	990	1,160	1,290	1,670
OPEC 合計	2,720	3,060	3,990	4,370	5,600
工業諸国計	2,010	2,370	2,520	2,610	2,540
旧共産圏計	1,170	1,140	1,390	1,570	1,810
その他非 OPEC 計	1,040	1,430	1,750	1,990	2,270
非 OPEC 計	4,220	4,940	5,660	6,170	6,620
世界計	6,940	3,000	9,650	10,540	12,220

出所: 米国エネルギー省“International Energy Outlook-2005”(2005年7月)

図表10.6 原油生産見通しと余剰産油能力

(基準ケース、百万b/d)

	1990年	2002年	2010年	2015年	2025年
湾岸 OPEC	18.7	20.7	28.3	30.8	39.3
原油生産量	16.3	19.0	25.8	27.9	36.7
余剰産油能力	2.4	1.7	2.5	2.9	2.6

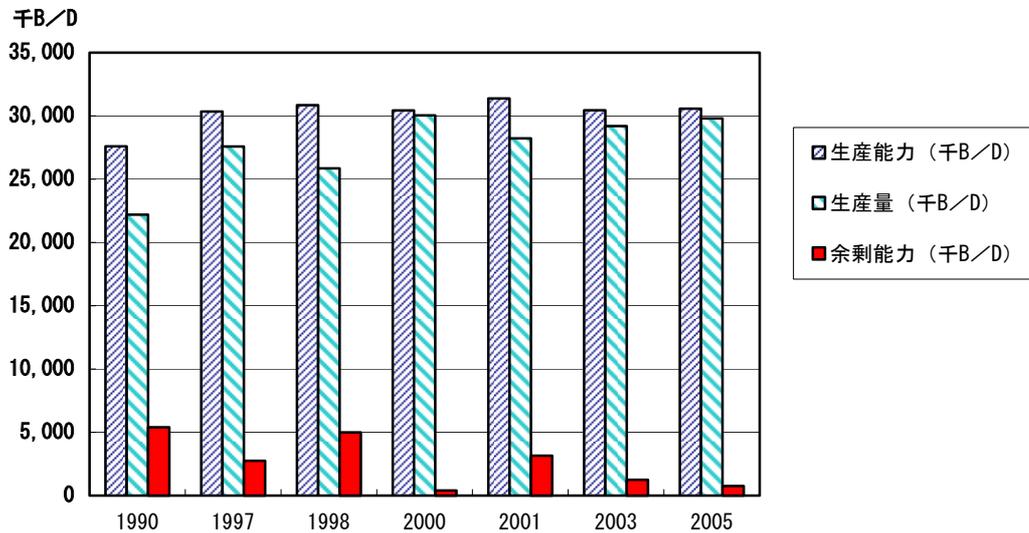
出所: 米国エネルギー省“International Energy Outlook-2005”(2005年7月)

注: 余剰産油能力は、産油能力と想定需要量の差として算出。

### 10-3 現在の余剰産油能力

現在、石油緊急時対策のツールとしては産油国側の余剰能力の動員と消費国側の備蓄在庫の放出や消費の節約に大別されるが、現在では産油国の余剰能力が払拭しつつあるため、緊急時における量的補填あるいは市況鎮静化対策が、いわば「片肺運転」状態に陥る危険がある。

図表10.7 OPEC諸国の余剰産油能力の推移



産油国グループの余剰産油能力は、90年代前半は400～500万b/dの水準で推移したが、90年代前半の原油価格低迷に伴う上流部門投資の遅れから、図表10.7のとおり、徐々に縮小均衡で推移、2004年夏には100万B/D程に減少した。

2004年8月プルモノ・インドネシア石油相(OPEC議長)は、「余剰産油能力が100万b/dあるので、心配要らない」と発言したが、市場関係者の反応は100万b/dしかないのかというもので、原油価格(WTI)は数日の内にあっさり50ドルの大台に乗る展開がみられたことは記憶に新しいところである。

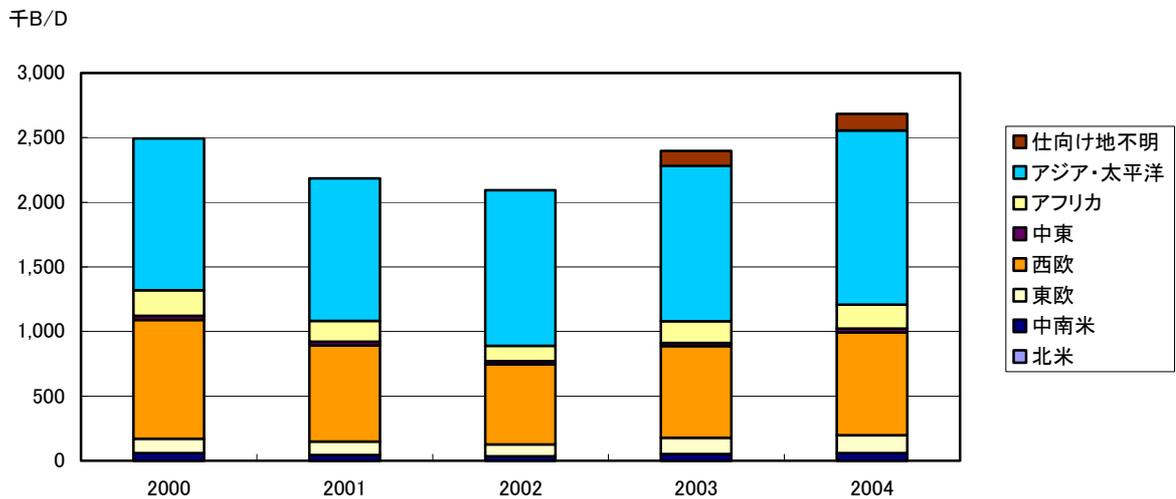
OPEC加盟国の産油能力拡張に向けての一連の方針表明をみても、余剰産油能力が1990年代前半のような生産水準の5～7%(400～500万b/d)の水準に戻る可能性は小さいと考えざるを得ないのが現状である。産油国グループの中ではサウジアラビアが150～200万b/dの余剰能力を保有しようとしているが、同国の措置は市場動向を見極めた上での対応であり、場合によっては、リップサービスの域を出ない対応と評価される。したがって、余剰産油能力はせいぜい200万b/d前後(2～3%程度)の水準に止まり、一朝事あれば、石油需給が直ちに逼迫するという事態は今後数多く現出すると考えるのが自然であろう。

## 10-4 イラン原油の供給先

### 10-4-1 イラン原油輸出先

OPEC統計によれば、図表10.8のとおり、2004年のイランの原油輸出量は、268万b/dで、前年比12.0%増加した。地域別輸出量は、アジア・太平洋地域が中心で全体の50.2%を占めた。その内、日本は73万b/d(27.2%)であった。ついで、西欧諸国は79.4万b/d、アフリカ諸国18.6万b/d、東欧諸国14.0万b/dが続いた。

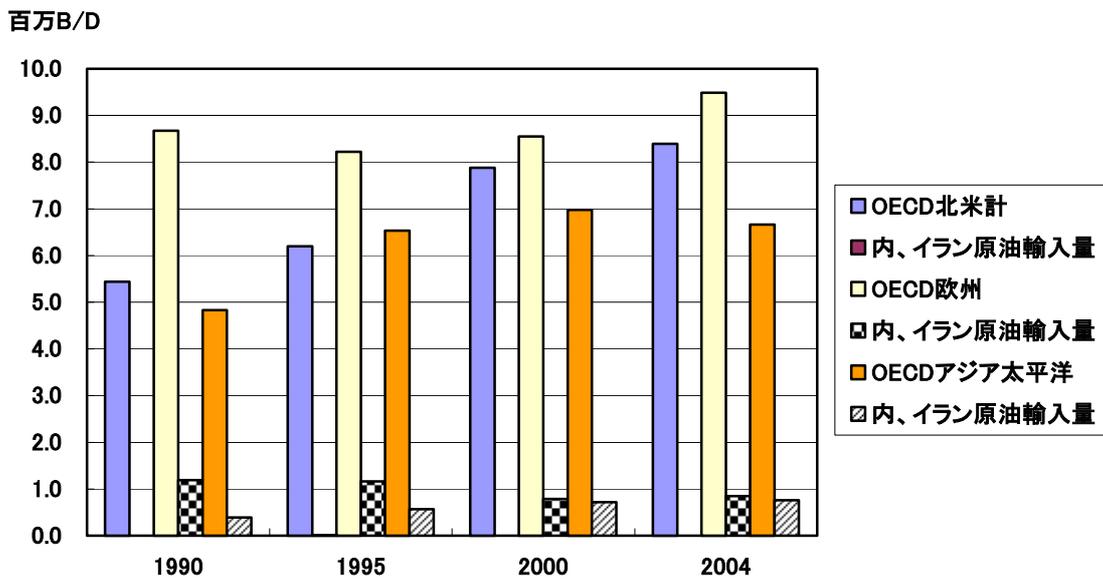
図表10.8 イラン原油の地域別輸出量の推移



### 10-4-2 主要国のイラン原油への依存度

OECD統計によれば、OECD北米地域(米国、カナダ)はイラン原油の輸入実績はなく、欧州は総原油輸入量949万b/dの内、9.0%に当たる85万b/dがイランからの輸入である。OECDアジア・太平洋地域は666万b/dの原油輸入の内、11.4%に当たる76万b/dがイラン原油の輸入であった(図表10.9参照)。

図表10.9 OECD諸国の地域別イラン原油輸入シェア



図表10.10 アジア主要国のイラン原油輸入量(2004年)

	総原油輸入量 (千 b/d)	内、イラン原油輸入量 (千 b/d)	同比率 (%)
日本	4,194	630	15.0
中国	2,466	266	10.8
韓国	2,266	178	7.9

出所:PIW

### 10-5 国連安保理による経済制裁措置が発動された場合の影響

以上のことを踏まえて、イランに対し、国連安保理により製剤制裁措置が発動された場合の影響は、以下のとおり考察される。

### 10-5-1 原油輸入に対する影響

既に図表10.2で、本年2月現在のOPEC各国の余剰生産能力をみたが、これによれば、イラクを除くOPEC10カ国合計で225万b/d、イランを除くと195万b/d、これにイラクを加えても262万b/dに過ぎない。従って、国連による対イラン経済制裁措置が発動されることになれば、OPEC諸国が産油能力一杯の増産を行ったとしてもイランの原油輸出量(現在約270万b/d)の全量をカバーすることはできないバランスとなる。

### 10-6 おわりに

産油国の上流部門開発が遅れ、余剰産油能力の縮小均衡・払底の恒常化が予想される中で、OPEC第2の産油国であるイラン石油の一部または全量が供給削減されるような事態が起これば、原油価格の高騰はもとより、他産油国の増産によって供給削減量はカバーできないことが予想される。その中で日本は主要国の中では最大のイラン石油輸入国であり、欧米諸国に比べ、はるかに大きな影響を受けることには留意する必要がある。

(須藤 繁)

第 11 章

---

結 論

## 第11章 結論

### 11-1 イランの行動について

これまでのところ、イランは、エル・バラダイ事務局長による報告が認めるように(付属資料1)、過去の核開発活動に関して透明性の確保が不十分であり、なおかつ、この疑惑の解明に資する情報開示を遅らせることによって、せつかくの情報提供の効果を損なっている(2.3)。信頼醸成の方策を導入しながらも、これを後に覆すことによって、「NPTで認められた平和利用目的での核開発」とする自らの立場を弱め、また、疑惑を持たれたままでウラン濃縮に進むことで、むやみに懸念を掻き立てている(5.4)。このようなアンビバレントな対応が、イランにとって、ある種、安全保障上の必要から生じていることは否定し得ない(3.5)。しかしながら、安保理への付託に至った事態の深刻さに鑑みて、現況ではそのような方策が奏功しているとは言いがたい。

一方、イランの主張の中で、一定の評価と注目に値する事項も存在する。特に、宗教的観点から、核兵器を始め、WMDを否定する姿勢(5.3)は、同国も主張し、支持している中東非核化構想ともあいまって、これまでのところおおむね一貫している。これをファトワー(教令)として正式に書面にて示すことがないまま、単に繰り返し引用するだけではこれと対立する別発言の存在(3.5)もあって真意が不透明となる。少なくとも、このようなガイドラインを自らに課しているという点について、イランの指導部及び宗教指導者がこれまで以上に率先して言及する価値を認める。

また、イランがウラン濃縮技術の取得にこだわる理由を示唆している、総合エネルギー戦略の一環としてのウラン燃料輸出構想(5.3)についても、大規模な商業設備を建設することへの疑問の一つを充足する「解」となり得たとしても、国内の天然ウランの資源量が未確定なままでは、依然として、不相応に過剰な設備投資として受け止められることとなる。

2006年3月30日付の安保理議長声明は、イランにウラン濃縮活動の再停止を含めた信頼醸成措置の必要性を訴え、核開発活動そのものに関する積極的な情報開示を求めていることは言うまでもない。しかしながら、過去の隠蔽工作や未申告活動に関する情報を寄せることによって、すべての問題が解決し、また、疑惑が解消するものと早合点するべきではない(4.2)。同時に、イランは、核技術の平和利用目的を主張する材料としていったんは言及してきた事項及び活動についても、透明性確保のための補完材料として捉え、出し惜しみをすることなく、その開示や提出を決断しなければならない。

## 11-2 国際社会の対応について

これまでのところ、欧米、ロシア及び日本は、イラン問題の外交的解決に意欲を見せ、また、安保理付託後もIAEAの役割を減じないように配慮している。特に、米国においては、国務省主導による対イラン政策の新機軸が打ち出されており(9.2)、イラン側からの対イラク問題での交渉受諾を受けて、直接的な対話の場が設けられる予定である(7.3)。協議が直ちに、核問題に関するイラン・米国間の直接協議へと発展する余地は限定されているものの、相互不信に満ちた両国が遠方から非難し続けてきた状況に比すれば、実質的な前進である。とりわけ、イランとの協議や交渉が先送りされることによって、イランからの実質的な妥協を引き出すことが難しくなっている現実があるため(5.2)、早期に対話に着手することが肝要である。ただし、両国には、イランの核疑惑及びイラクの治安情勢に対する万能薬でも特効薬でもないことを理解した上で、協議に臨むことが求められている。

一方、仮に安全保障理事会による制裁決議が採択されたとしても、現在のイランの行動を制止するには至らない可能性が残る。それ故に、米国、あるいはイスラエルがイランによる濃縮技術の取得が核兵器開発への道であると信じる以上、自ずと物理的な強制措置による抑止に傾斜することは不可避である(3.7)。イランが現在進行形で着々と濃縮計画を進展させているとなれば、「レッド・ライン」を越えないうちに最終決断を迫られることとなる。この点に鑑みれば、武力行使の可能性に関しては、特に2006年秋の米中間選挙以前の早期を低率で見ると傾向が認められる(10.5)が、イランへの拡散防止の目的を達成するためには、むしろ、至近のタイミングの方が好都合である点に最大限、留意しなければならない。

もちろん、軍事攻撃は、それが限定爆撃の範疇に止まったとしても、攻撃後の状況を、例えばイランによるNPT脱退という形でいっそう悪化させ、イラクを始めとする周辺国での問題を複雑化させることが予見されることから、容易なことでは採用することができないオプションである。このほかにも、中継貿易でイランと密接な関係にあるUAEに関してもまったく影響が及ばない、というわけにはいかない(8.4)。

2005年のNPT再検討会議の紛糾に見られるように、元来、不平等条約として発効したNPTをめぐる二重基準(ダブル・スタンダード)の適用やその継続及び拡大による状況の悪化が、イラン問題に限らず、第三世界の核開発を刺激することとなる(6.8)。本調査の取り扱う範囲からは外れるが、インドをめぐる米ロ及びフランスなどによる原子力技術供与に関する協定や支援表明は、NPTとの間で齟齬をきたすばかりでなく、核兵器開発を否定し、NPT遵守を謳ってきたイランには容認しがたいものである。むしろ、インドの事例を以って、イランに対する全面的な原子力技術の供与が自動的に保証されるはずもないが、差別的とも言える取扱いは、今後ともイランに情報開示を躊躇わせる材料として援用されることとなる。

イラン問題に関して、現時点では、NPTの意義と効用が問われていることに加え、かつてイラク戦争前がそうであったように、安保理を含めた国連の機能が再び問われている点を看過してはならない。特に、ボルトン国連大使に代表されるように米ブッシュ政権内ではNPT体制及び国連について懐疑的な空気が根強く、同大使は端からP5の対立による安保理分裂をけん制している。安保理構成

国の意志と行動を縛ることを目的とした発言ではないとしても、最終的に常任理事国5カ国がイランへの対応で一致団結することができない以上、米国が再び単独行動へ向かうための布石であることが懸念される。

### 11-3 我が国の対応とエネルギー安全保障

ここまでのところ、イランの核問題に対して、日本は、核不拡散に関する一般論では欧米に同調しつつも、具体的な行動という点では、イラン側に対欧州交渉を促すことを除けば、一定の距離を保とうとしてきた。イランへの核拡散問題は、イランによる北朝鮮との連携も視野に入れた上で対応しなければならないことから、日本の安全保障に直結する重大な脅威であり、従来の「受身」に徹した政策については再考が求められる時期にさしかかっている。

安保理での対応について、仮に国連憲章第7章に基づく安保理決議の採択という事態を迎えれば、日本にも決議の遵守が強制的に課せられることとなる。安保理での協議が停滞する場合でも、国際社会の対応は、最終的に欧米が主導するG8-1(除くロシア)や「有志連合」(coalition of the willing)に委ねられる蓋然性が高く、我が国がその同調国のリストから外れることや、それに従わない状況は想像しがたい。

然るに、いつその混迷と困難な状況が出現することに鑑みて、日本は、二つの道を模索し、可能な限りその両立を図る必要があると考える。一つは、導入されることとなる対イラン・レジームによって、一方的に日本の国益が損なわれることがないよう、枠組み作りに対する発言権を確保することであり、それはまた、発動に向けた迅速な対応への備えともなる。これに対して、日本のこのような立場を担保する上で、日本は、イランとの交渉チャンネルを開き、また、これが廃れないように定期的な協議を維持することが肝要である。このような対応は、背反しているようにも見えるが、西側諸国の中で独自の立場から対イラン外交を進めた1980年代の日本の役割を再現するものである。

エネルギー政策に関しては、先進国の中でイラン原油への依存率が最も高い我が国であるが故に、諸情勢の影響が波及する範囲を詳細に吟味した上で、欧州諸国など以上に慎重な対応を要する(10.6)。

(田中 浩一郎)

# 資料

---

資料1 イラン・イスラーム共和国における NPT 保障措置協定の実施状況

資料2 IAEA がイランから受け取った 2005 年 8 月 1 日付通告書

(資料 1)

## イラン・イスラーム共和国におけるNPT保障措置協定の実施状況

### 事務局長報告

1. イラン・イスラーム共和国（以下、「イラン」）とIAEAとの核兵器不拡散条約<sup>1</sup>にもとづいた保障措置協定の実施状況について検討するための緊急理事会が2006年2月2日から4日まで開かれた。この緊急理事会は、「拡大された自発的かつ法的拘束力のない停止措置の一環として停止してきた原子力の平和利用に関する研究活動」を2006年1月9日から再開する旨のイランの声明を受けて招集された<sup>2</sup>ものである。

2. 緊急理事会は2006年2月4日に決議（GOV/2006/14）を採択した。この決議のパラグラフ1では、特に、未解決の問題を解決し、イランの計画が平和利用のみを目的としていることに対する信頼を構築するためには、信頼醸成措置を求める理事会の要請にイランが前向きに対応することが最善であることを強調し、その観点から、次の措置をとるようイランに求めている。

- ・ 研究開発活動を含め、すべての濃縮関連活動及び再処理活動を全面的かつ継続的に再度停止し、IAEAがこうした停止措置について検証すること。
- ・ 重水減速研究炉の建設を再考すること。
- ・ 追加議定書を早期に批准し、かつ、完全に履行すること。
- ・ 追加議定書の批准を完了するまでの間、引き続き、イランが2003年12月18日に署名した同議定書の規定に従って行動すること。
- ・ GOV/2005/67をはじめ、事務局長が要請している透明性に関する措置を実施すること。この透明性に関する措置の範囲は、保障措置協定及び追加議定書の正式な要求事項を超えるものであり、これには進行中の調査活動を支えるためにIAEAが要求しうる一連のアクセス（個人、調達に係る文書、汎用品、軍が所有する一部の作業場や研究開発（区域）に対するアクセス）が含まれる。

3. 事務局長は、同決議のパラグラフ2に記載されている理事会の要求に従い、理事会が同決議のパラグラフ1に記載されているすべての措置をイランに要求している事実を2006年2月4日に国連安保理に報告し、併せてこの問題に関連してIAEAが採択した一切の報告及び決議を安保理に提出した。

---

<sup>1</sup> INFCIRC/214.

<sup>2</sup> See GOV/INF/2006/11.

4. また理事会は、決議GOV/2006/14のパラグラフ8において、次回の定例理事会で検討するために同決議及び過去の決議の履行状況について報告を行うとともに、その上で3月理事会が新しい決議を採択した場合には、その決議とともに当該報告書を国連安全保障理事会にただちに伝達するよう事務局長に要請した。

5. この報告は、決議（GOV/2006/14）のパラグラフ8の要請に従って理事会に提出されたものである<sup>3</sup>。この報告には、イランにおけるNPT保障措置協定の実施状況、IAEAが2005年11月以降に濃縮関連・再処理活動に対するイランの自発的停止措置について実施した検証の経過、そしてIAEAが2005年9月に行った総合的評価結果の最新情報を盛り込んだ。

## A. 2005年11月以降の経過

### A.1. 濃縮計画

6. 2005年11月18日付事務局長報告（GOV/2005/87）において詳細が述べられている通り、IAEAは、2005年10月及び11月に開かれた理事会期間中に、イランが進めている濃縮計画の一定の側面について追加情報を提供するようイランに要求した。2006年1月25日から29日にかけて、テヘランにおいて、保障措置担当事務局次長（DDG-SG）が率いるIAEAのチームとイラン政府高官との間で協議が行われ、その間に、IAEAの要求に対する一定の回答が与えられた。またIAEAのもう一つのチームが、特にウランの濃縮とプルトニウム実験の両方に関する未解決の問題についてさらにイラン側と協議するために、2006年2月12日から14日にかけてイランを訪問した。物理研究センター（PHRC）、そしていわゆる「Green Salt」プロジェクト（下記パラグラフ33-39を参照）に関連する問題についてイラン当局と協議するため、DDG-SGが2006年2月26日に再度イランを訪問した。

#### A.1.1. 汚染

7. IAEAでは、濃縮活動に関するイランの申告内容の正確さ及び完全さについて評価する一環として、イランが遠心分離器を製造、使用、そして又は保管した場所として申告した区域から発見された

---

<sup>3</sup> The initial report to the Board of Governors on this matter was provided by the Director General orally at the Board's meeting on 17 March 2003. The Director General has since then submitted 16 written reports to the Board: GOV/2003/40, dated 6 June 2003; GOV/2003/63, dated 26 August 2003; GOV/2003/75, dated 10 November 2003; GOV/2004/11, dated 24 February 2004; GOV/2004/34, dated 1 June 2004, and Corr.1, dated 18 June 2004; GOV/2004/60, dated 1 September 2004; GOV/2004/83, dated 15 November 2004; INF/CIRC/648, dated 1 August 2005; GOV/2005/61, dated 8 August 2005; GOV/2005/62, dated 10 August 2005; GOV/2005/67, dated 2 September 2005; GOV/INF/2005/13, dated 2 November 2005; GOV/2005/87, dated 18 November 2005; GOV/2006/1, dated 3 January 2006; GOV/2006/2, dated 10 January 2006; and GOV/INF/2006/3, dated 6 February 2006. In addition, the Deputy Director General for Safeguards made oral statements to the Board on 1 March 2005 (GOV/OR.1119), 16 June 2005 (GOV/OR.1130) and 2 February 2004.

低濃縮ウラン（LEU）粒子と一定量の高濃縮ウラン（HEU）粒子の出所を引き続き調査している<sup>4</sup>。

8. 事務局長が2005年11月に報告した通り<sup>5</sup>、1990年代半ばに（イランの説明では）遠心分離器の部品がイランに向けて船積みされる前に調達ネットワークが保管していたとされる加盟国の保管場所から環境サンプルを採取、分析したところ、放射性物質の痕跡を一切発見することができなかった。ただし、この10年の間に保管場所の所有者が変わり、その土地が修復された可能性や、遠心分離器の部品が本来の包装により厳重に密封されていた可能性も考えられる。

9. IAEAでは、イランで発見した放射能汚染の出所についてさらに解明するため、加盟国が調達ネットワークから入手した遠心分離器のサンプルを2005年12月に採取した。そのサンプルの分析結果とそれ以前に認定した事実とを重ねあわせた結果<sup>6</sup>は、HEUによる汚染のほとんどが海外から持ち込まれたものだとするイランの説明をどちらかと言えば裏付けるものとなった。しかしながら、一部のHEU及びLEU粒子の出所についてはさらに調査する必要がある。IAEAは、汚染された部品の輸入元であるもう一つの加盟国にこの件を問い合わせ、その回答を待っている。

10. 汚染の出所をすべて解明することが困難なため、イランの遠心分離濃縮計画における6フッ化ウランを利用した実験の規模と経過を解明することが重要である。

#### A.1.2. P-1遠心分離技術の取得

11. 既に理事会に報告した通り<sup>7</sup>、イランは、外国の仲買機関が1987年に同国に提示したとする販売の申し込みが記された1枚の手書きの文書の写しを2005年1月にIAEAに提示した。この文書は、（遠心分離器を生産するための図面、説明書、及び仕様書を含めた）分解された遠心分離器、「完全な工場」の図面、明細書、及び計算式、そして2000台分の遠心分離器用材料の販売を申し込んだものだった。この文書は、付帯的な真空及び電動設備、機械的、電気的、及び電子的に支援するための作業設備一式、そしてウラン再転換及び金属ウラン鑄造能力にも言及していた。IAEAは、この文書の写しをイランに要求したものの、イランはこれを拒否した。

12. イランは2006年1月25日、この文書以外に1987年に行われた販売の申し込みの規模及び内容を示す証拠は残っていないとする主張を繰り返し、この計画及び当時のイラン原子力機関（AEOI）

---

<sup>4</sup> GOV/2005/67, paras 9–12.

<sup>5</sup> GOV/2005/87, para. 3.

<sup>6</sup> GOV/2005/67, para. 12.

<sup>7</sup> GOV/2005/67, para. 14.

の秘密主義によるものだと説明した。またイランは、議事録、管理文書、報告書、個人のメモなど、この取引に関する同国の説明を裏付けるこれ以外のいかなる書面による証拠も存在しないと述べた。

13. イランは、この調達ネットワークから実際に購入した商品が遠心分離器の1～2組の部品、図面、仕様書にとどまり、また文書に記載されているいくつかの設備を他の供給業者から直接購入したと説明した<sup>8</sup>。

14. イランは、以前にIAEAに提示した調達部品に関する証拠文書について、IAEAが2006年2月12日から14日にかけてイランを訪問した際にさらに詳しく説明した。またイランは、他の供給業者から直接購入したとIAEAに説明した品目のほとんどについて、その納品書をIAEAに提示した。その内容は、これらの品目を入手した経緯に関するイランの申告内容を、どちらかと言えば裏付けるものだった。

15. 既に理事会に報告した通り<sup>9</sup>、イランの説明によれば、1987年から1993年半ばまで調達ネットワークとの間に接触がなかったという。1990年代半ばになされた販売の申し込みに至る経緯をめぐっては、イランの説明とネットワークの主要構成国の説明との間に依然として食い違いがあるため、IAEAでは、AEOIの職員が1990年代半ばに海外に出張した詳細な時期及び目的についてさらに説明するようイランに求めている。

16. イランは、P-1遠心分離器500台分の部品を取得するために1990年代半ばに交渉がなされるに至った経緯を示す、これ以外のいかなる情報又は文書も存在しないと述べているものの、IAEAでは、部品の出荷時期及び積み荷の明細についてイランから説明を受ける機会を現在も待っている。

17. イランは、この海外出張が行われた1990年代半ばの具体的な時期、または積み荷の明細やその時間的経過について、IAEAが2006年2月12日から14日までイランを訪問した際に、何ら追加説明を行わなかったものの、積み荷の明細については、追って書面で説明することに同意した。

### A.1.3. P-2遠心分離技術の取得

18. イランは、1990年代半ばに仲買業者からP-2遠心分離器の部品の（補足的な仕様書を除いた）図面しか購入せず、その時にも、それ以降にも、部品を一切購入していないと現在も説明している。イランは引き続き、1995年から2002年までの期間にP-2遠心分離器を購入するためのいかなる努力もせず、同期間中にP-2遠心分離器の設計又はP-2遠心分離器の部品を購入するために仲買業者と交渉したことも一切なかったと主張している。IAEAでは、イランが同期間中にこうした部品を購

---

<sup>8</sup> GOV/2005/87, para. 5-6.

<sup>9</sup> GOV/2005/87, para. 11.

入した可能性を示す情報を入手しているため、この情報をイランに提示し、1995年以降にP-1遠心分離器又はP-2遠心分離器の部品を本当に購入していないかどうか再確認するよう、2005年11月に再度イランに要求した。イランは、IAEAが2006年2月12日から14日にかけて訪問した際、1995年以降にこうした部品を購入していないと繰り返した。

19. イランは、設計を変更したP-2遠心分離器の研究開発（R&D）を2002年初めから2003年7月にかけて企業に委託したと述べている。また、これに関連して、受託企業がP-2遠心分離器の設計に適した磁石について問い合わせ、これを購入した事実を認めた。イランは、IAEAが2006年2月半ばに訪問した際、購入したP-2遠心分離器用磁石の種類に関する追加説明を行った一方、限られた数の磁石しか購入しなかったと説明した。その一方で、イランは2003年半ばに大量（900個）の磁石の購入について外国企業に打診しているため、この点についてIAEAが質問したところ、こうした数の磁石を発注した事実はなく、従ってこれを受け取った事実もないと述べた。IAEAでは、こうした磁石を入手するための努力の全容についてイランから説明を受けるのを現在も待っている。

## A.2. 金属ウラン

20. 2005年11月の事務局長報告<sup>10</sup>で理事会に報告した通り、イランの仲買業者から購入した遠心分離濃縮法の図面及び仕様書、またイランが補足資料としてIAEAに提示した文書には、核兵器の部品の製造にも関わり得る、6フッ化ウランを少量の金属ウランに還元する工程や、濃縮及び劣化金属ウランを半球状に鑄造するための工程について説明する15ページの文書が含まれていた。しかしながら、この文書には、こうした部品を加工するための寸法その他の仕様が記載されず、またイランの説明によれば、この文書はAEOIが要求したものではなく、調達ネットワークが自発的に提供したものであるという。さらに、イランがこの文書を手にした時期は確認できないという。IAEAがこの文書の写しをイランに要求したところ、イランはこれを拒否したものの、2006年1月に訪問した際にIAEAがこの文書を再度吟味し、これにIAEAの封印を施すことを認めた。IAEAは、この文書の鑑定を終えるため、2006年2月半ばにイランを訪問した際にこの文書の写しを再度要求したものの、イランはこれを拒否した。

21. 2004年11月の事務局長報告で説明した通り、イランは1995年から2000年までの期間に4フッ化ウランから金属ウランを生産するための一連の実験を行った<sup>11</sup>。IAEAの調査結果から判断する限り、イランがウラン関連実験を行った当初の動機は、レーザー計画に必要な金属ウランを作り出すことだった。その後、ウラン転換施設（UCF）のための代替的なプロセスを開発することが動機となった<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> GOV/2005/87, para. 6.

<sup>11</sup> GOV/2004/83, paras 13-22.

<sup>12</sup> The Agency has noted in past reports that the role of uranium metal in Iran's nuclear fuel cycle still needed to be fully understood. Iran has told the Agency that its rationale for such work was the use of uranium metal: for Iran's possible future Magnox reactors; for the production of radiation shielding; as feed material for its laser enrichment

イランは試験的に金属ウランを鑄造し、機械加工したものの、そのいずれについても、またこれに関連する実験についても、上述の15ページの文書に説明されている手順との間に関連性があるとは考えられない。

22. この文書が実際に使われた証拠は存在しないものの、これがイランに存在することだけで十分に問題である。問題の文書はウランの再転換及び鑄造に関するもので、仲買業者が1987年にイランに提示した販売の申し込みに含まれていた。イランの説明によれば、申し込みに応じなかったものの、IAEAでは、仲買業者がこの文書だけでなく、他の類似の文書も保有していた事実を突き止めており、これについて別な加盟国で確認しているため、調達ネットワークが1987年にイランに申し込んだ内容の全容を解明することが不可欠である。

### A.3. プルトニウム実験

23. IAEAでは、前述のように<sup>13</sup>、イランから提供されたプルトニウム分離実験に関する情報のフォローアップを行ってきた。

24. IAEAの調査結果とイランの申告との食い違っている部分を解明するために、IAEAでは、プルトニウムをさらに詳しく分析し、その正確なアイソトープ組成を判定するためにいくつかのプルトニウム・ディスクをウィーンに取り寄せた。IAEAが分析した結果、測定した8枚のディスクのプルトニウム240の含有率がディスクにプルトニウムを沈殿させる元になった溶液のプルトニウム240の含有率よりもかなり低いことが判明した。

25. またIAEAは、イラン国内のコンテナに貯蔵されている、未処理の二酸化ウラン照射対象を2005年8月に詳細に検証した。その非破壊分析と破壊分析の両方を行った結果、照射対象の放射能残存期間がイランから提供された照射データにもとづいて計算した残存期間よりも長いことが判明した。

26. IAEAは、2006年2月6日までの期間にイランから提供されたすべてのデータの分析結果を報告書にまとめ、これを同日にイランに提出し、上述の食い違いについて追加説明を求めた。IAEAは、IAEAの調査結果について協議するため、2006年2月12日から14日にかけてイランを訪問した際にイラン政府高官と会談した。その会談の過程で、イランはこの問題について説明することに同意した。

---

programme; for radiation shielding; and to gain know-how in nuclear material production. The rationale given by Iran for the production of depleted uranium metal was to reduce the storage requirements for depleted UF<sub>6</sub>. See GOV/2003/40, paras 20 and 34; GOV/2003/63, paras 20-21; GOV/2003/75, para. 25; GOV/2004/11, para. 15; and GOV/2004/83, para. 20.

<sup>13</sup> GOV/2005/67, paras 21-25.

イランが上記パラグラフ25で言及した問題点について2006年2月15日付の書簡で説明したため、IAEAでは現在、その分析を進めている。

#### A.4. 実施に関わる他の問題

27. IAEAが引き続き評価を進めているイランのウラン採掘活動<sup>14</sup>又はポロニウム及びベリリウムに係る活動<sup>15</sup>については特に報告すべき状況の変化を生じていない。

28. アラクにあるイランの研究用原子炉（IR-40）の設計情報を検証するためにIAEAが2006年2月19日に現地を訪問したところ、原子炉の供用開始を2011年まで延期する可能性が高いとイラン政府から説明を受けていたにもかかわらず、原子炉の建設が進んでいることを確認した。

29. またイスファハンにある燃料製造工場（FMP）の設計情報を検証するためにIAEAが2005年10月9日に現地を訪問したところ、提供された設計情報に記載されていた供用開始時期（2007年）が延期される公算が高いとイラン政府から説明を受けていたにもかかわらず、この施設の建設工事が進められていた。

#### A.5. 追加議定書の自発的な履行

30. イランはIAEAの要請に従い、保障措置協定にもとづいたアクセスを引き続き促進し、IAEAが必要な情報の申告と原子力サイトへのアクセスをタイムリーに提供することを含め、2006年2月6日まで、あたかも追加議定書に有効に拘束されているかのようにこれを履行してきた。IAEAは2005年11月以降、追加的に3カ所の原子力サイトを訪問した。

31. イランは2006年2月6日になかんと次の事実をIAEAに通告した<sup>16</sup>。

「1. イラン・イスラーム共和国が、この書簡の日付以降、INFCIRC/666のパラグラフ7に述べられている通り、当国とIAEAとのNPT保障措置協定のみにもとづいて保障措置を履行すること（INFCIRC/214）。

2. 当国が、法的拘束力のない、追加議定書の範囲内及び範囲外のすべての自発的な停止措置をこの書簡の日付から解除すること。

従って、上記にもとづき、次の措置をとるようIAEAに要請する。

a. 保障措置協定にもとづいて検証活動を行う場合にのみ、イラン・イスラーム共和国にIAEAの査察官を滞在させること。

<sup>14</sup> GOV/2005/67, paras 26-31.

<sup>15</sup> GOV/2005/67, para. 34.

<sup>16</sup> GOV/INF/2006/3.

b. IAEAによる通常の保障措置の範囲を超えて実施している一切の制限及び監視措置を2006年2月半ばまでに撤廃すること。

c. 今後、IAEAとの経常的な交渉窓口（補助取極の第1.1条）をイラン・イスラーム共和国の在ウィーン国連代表部に限定すること」。

#### A.6. 透明性に関連する訪問及び協議

32. イランは2005年11月1日、IAEAがパールチーンの軍事施設に立ち入ることを許可したため、IAEAはこの区域で複数の環境サンプルを採取した<sup>17</sup>。IAEAが観察した建物内には特に不審な活動は見られず、また環境サンプルを分析しても、この施設に核物質が存在する痕跡は見いだせなかった。

33. Lavizan-Shianに建設されたPHRCではウランの濃縮及び転換活動に使える軍民両用の原材料及び設備を入手するために努力してきたが、IAEAでは2004年以来、その理由についてイランから追加説明を受ける機会を待っていた<sup>18</sup>。またIAEAでは、PHRCの元所長を含め、これらの品目の入手に関与した人々との面談を要請した。

34. イランはPHRCのこうした取り組みについて説明する文書を2006年1月26日にIAEAに提出した。イランはこの文書の中で、いくつかの軍民両用技術（電動設備、電源設備、そして色素レーザーを含めたレーザー設備など）を購入しなかったと述べている。またイランによれば、文書にもとづいて判断すればPHRCが購入したように見えるものの、実際にはPHRCの所長が教授を務めていた技術大学の研究所で利用するためにこれらの設備を購入したという。イランは、IAEAがPHRCの元所長と面談するのを許可しなかった。事務局は、教授との面談を繰り返しイランに要望し、その理由として、問題の設備及びウランの濃縮に利用し得る（バランシングマシン、質量スペクトロメータ、磁石及びフッ素処理設備などの）他の設備の予定されていた用途及び実際の用途を解明するためにはどうしてもこれらの人々と面談する必要があると説明した。

35. DDG-SGが2006年2月に理事会に報告した通り、IAEAでは、PHRCが購入した高真空設備のリストをイランに提示し、設備をそのままの状態で見察し、その環境サンプルを採取することを2006年1月に申し入れた。IAEAのリストに掲載されている設備の一部は技術大学がIAEAに提出したものであり、その一部の環境サンプルを採取したものの、まだ分析を終えていない。その後、IAEAは、PHRCの調達活動及びPHRCと技術大学との関係について追加説明を行うようイランに書面で要請した。

---

<sup>17</sup> GOV/2005/87, para. 16.

<sup>18</sup> According to Iran, the PHRC was established at Lavizan-Shian in 1989, inter alia, to “support and provide scientific advice and services to the Ministry of Defence” (see GOV/2004/60, para. 43).

2006年2月半ばにIAEAがイランを訪問した際、イランはこの問題についてそれ以上話し合うことを拒否した。

36. IAEAは2006年2月26日にイランでPHRCの元所長の教授と会い、上記問題について尋ねた。教授は、電動設備、電源設備、レーザー設備、及び真空設備を、技術大学の様々な部門の研究開発のために利用したと述べた。また教授は、自分の専門的能力及びコネクション、またPHRC所長としての権限を生かして技術大学のために設備を調達したと説明した。しかしながら、この教授は、技術大学で他の教授がどのような研究を行っていたかを把握していなかったという。彼が知る限り、上記の真空設備は技術大学の理学部門のために注文したものだ。イランの説明によれば、当時はこの設備を真空メッキ技術のために使い、現在ではナノテクノロジー開発用途に利用しているという。IAEAは現在、この情報を分析している。またイランは、IAEAの要求に従い、バランスリングマシン、質量スペクトロメータ、磁石及びフッ素処理設備に関する追加説明を行うことに同意した。

37. またDDG-SGが2006年2月に理事会に報告した通り、イランは2000年に他のいくつかの軍民両用材料（高力アルミニウム、特殊鋼、チタン、特殊油）の調達に努めた理由について、既に2005年1月に報告していると同様の説明を2006年1月に行った。イランは高力アルミニウムをIAEAに提出し、IAEAはその環境サンプルを採取した。イランは、航空機を製造するためにこの材料を入手したものの、仕様が合わなかったために使わなかったと述べた。またイランは、特殊鋼、チタン、特殊油の購入をめぐる疑問にも追加説明を行うことに同意した。またイランは耐食鋼、バルブ、及びフィルターの取得に関する情報も提出したため、IAEAは2006年1月31日にその環境サンプルを採取した。この環境サンプルの分析をまだ終えていない。

38. 事務局は2005年12月5日、「Green Salt」プロジェクトとして知られる、事務局が通報を受けた研究計画に関する疑惑について協議するためにイランに再度会合を申し入れた。このプロジェクトは、聞くところによれば、二酸化ウランを（「Green Salt」という名称で呼ばれる場合も多い）4フッ化ウランに転換するのみならず、高性能爆薬及びミサイルの再突入の設計を試験するためのものであり、そのすべてが核物質と関わる可能性があり、核物質の管理という観点から相互に結びつきがあるとされる。イランは2005年12月16日に「まったく根拠のない疑いである」と回答した。イランは、Green Saltプロジェクトをめぐる疑惑について解明するためにDDG-SGと会合を開くことには同意したものの、その会合でこれ以外のテーマについて話し合うことを拒否した。IAEAでは、2006年1月27日に行われた会合の間に、ベンチスケール転換に係るプロセス・フローチャート及びプロジェクトに係るいくつかの通信文の写しをイランに提示し、内容の確認を求めた。イランは、原子力に係るすべての国家プロジェクトをAEOIが行っており、IAEAの疑いに根拠がなく、この問題について後日、追加説明を行うと繰り返し述べた。

39. DDG-SGは「Green Salt」プロジェクトをめぐる疑惑について協議するために2006年2月26日にイラン当局と会談した。イランは、そのような疑惑が「虚偽かつ捏造された文書にもとづいたものであり、従って根拠がなく」、そのようなプロジェクトも研究活動も存在せず、かつて存在したこともないと繰り返し述べた。イランによれば、その当時、すべての国家的努力をUCFプロジェクトに傾注していたため、4フッ化ウランの生産技術を既に海外から入手していたにもかかわらず、こうした技術を独自に生産する能力の開発に力を入れた可能性を疑うことは不合理であると述べた。また既にイランから提供されていた情報によれば、いわゆるGreen Saltプロジェクトに関与したことが疑われる企業は、UCFの調達及びGchineウラン鉱石処理工場の設計及び建設に従事している企業だった。

40. IAEAでは、以上のようなイランから入手した情報、また他の情報を分析しており、上述のように核兵器に関わる可能性のあるこれ以外の技術についても、イランから説明を受けるのを待っている。

#### A.7. 停止

41. イランは「保障措置協定の範囲を超えて自発的に行ってきた法的拘束力のない停止措置の一環として停止してきた原子力エネルギーの平和利用計画に関する研究開発」を2006年1月9日から再開することに決定し、2006年1月3日付の書簡により、これをIAEAに通告してきた<sup>19</sup>。IAEAでは2006年1月7日、濃縮関連活動の停止措置を監視するためにナタンズ、Farayand Technique及びPars Trashに施した封印を撤去するよう求める書簡をイランから受け取った<sup>20</sup>。イランは、IAEA査察官の立ち会いのもとで、2006年1月10日及び11日にこれらの封印を撤去した。

42. これらの封印が撤去されて以来、イランは、ナタンズのパイロット燃料濃縮プラント（PFEP）のガス処理システムの大幅な改造を始めた。またイランは、Farayand Technique及びナタンズで部品の品質管理、及び一部のローターのテストを行っていることをIAEAに通知した。IAEAでは、遠心分離法に関する原材料や部品に一切封印を施していないため、濃縮プロセスに制限措置と監視措置が適用されているPFEPを除けば、イランが進めている研究開発活動を効果的に監視することができない。2006年1月10日に封印が撤去された6フッ化ウランを含有するPFEPの二本のシリンダーが、2006年1月29日に再度、IAEAの制限及び監視下に置かれた。

43. IAEAでは、2006年2月8日にPFEP及び燃料濃縮プラント（FEP）の設計に関する最新情報をイランから受け取った。現在も処理タンクや圧力釜などの設備がFEPに搬入されている。2006年の第4四半期には、FEPにおいて、P-1遠心分離器の最初の3000台の設置作業が始まる予定である。

---

<sup>19</sup> GOV/INF/2006/1.

<sup>20</sup> GOV/INF/2006/2.

44. 2006年2月11日、イランは、単独運転のP-1遠心分離器に6フッ化ウランガスを供給することで濃縮テストを開始した。これと同時に他の単独運転のP-1遠心分離器も稼働する準備が整っており、10連カスケードの真空テストも行われた。10連カスケードへのガス供給は2006年2月15日から開始され、2006年2月22日に20連カスケードの真空テストが行われた。PFEPにおける濃縮プロセスは、IAEAの保障措置にもとづいた制限及び監視措置の対象となっている。

45. イランは、上記パラグラフ31で言及したIAEAに宛てた2006年2月6日の書簡において、なかんずく、NPT保障措置協定にもとづいた保障措置のみを履行すると述べ、「IAEAの通常の保障措置を超えて実施されている一切の制限及び監視措置を2006年2月半ばまでに撤去する」ようIAEAに要求した<sup>21</sup>。IAEAでは、イランの要求に従い、2006年2月12日にUCFで実施してきた制限及び監視措置を変更した。しかしながら、6フッ化ウランの充填基地、6フッ化ウランが充填されているすべてのシリンダー、そしてUCFで生産されたすべての6フッ化ウランには引き続きIAEAの保障措置にもとづいた制限及び監視装置が適用されている。2005年11月から開始されたUCFのウラン転換活動は継続されており、現時点では2006年4月末に終了すると予想される。UCFでは、2005年9月以来、85メートルトンの6フッ化ウランが生産された。

## B. 現時点における総合評価

46. 事務局長は2004年11月<sup>22</sup>、また2005年9月<sup>23</sup>に再度、イランの原子力計画及び同計画に関するイランの申告内容を検証するためのIAEAの取り組みに関する詳細な総合評価を理事会に報告した。これらの報告に述べられている通り、イランは、独自の核燃料サイクル技術を習得するために過去20年間にかなりの努力を払い、同じ目的で燃料サイクルのほぼあらゆる側面に関するノウハウを入手するための実験を行ってきた。イランは、保障措置協定の下で同国が負っている義務に従い、核燃料サイクル活動及び実験の多くの側面、特にウラン濃縮、ウラン転換、及びプルトニウム研究の分野の活動をIAEAに申告しなかった。イランの隠蔽政策は2003年10月まで続けられ、2005年9月の事務局長報告にまとめられている通り、保障措置協定に対する同国の遵守義務に対する多くの違反を引き起こした<sup>24</sup>。

47. イランは2003年10月以来、これらの違反に対する是正措置を講じた。イランは、現時点における同国の申告内容、特にIAEAがイランの保障措置協定（及び2006年2月6日までは追加議定書）にもとづく通常の履行事項としてフォローアップしてきたウラン転換活動、レーザー濃縮、燃料製造、及び重水研究炉プログラムをIAEAが検証するのを認めた。

<sup>21</sup> GOV/INF/2006/3.

<sup>22</sup> GOV/2004/83, paras 106-114.

<sup>23</sup> GOV/2005/67, paras 42-52.

<sup>24</sup> GOV/2005/67, paras 4-8.

48. 2004年11月の事務局長報告では、IAEAがイランにおける濃縮活動の申告漏れが起きないように確保する上で特に重要な二つの問題を指摘している。すなわち、イランの様々な現場で発見されたLEU及びHEU粒子の出所、そしてイランがP-1設計及びP-2設計の両方の遠心分離器を実際にはどの程度輸入、製造、使用したか、である。

49. 最初の問題、すなわち上述の汚染についてだが、現在IAEAの手元にある情報と環境サンプルの分析結果は、どちらかと言えば、観察されたHEU汚染のほとんどが海外に由来するものであるとするイランの説明を裏付ける傾向にある。しかしながら、現時点では、すべての汚染、特にLEU汚染について断定的な結論を下すことはできない。従ってイランのP-1及びP-2遠心分離計画の範囲及び経過に関する追加的な情報を入手する必要がある、こうした情報は、汚染をめぐって残された疑問点の解明に大きく寄与し得る。

50. 二番目の問題、すなわちP-1及びP-2遠心分離計画についてだが、2004年11月以来、遠心分離濃縮計画の経過に関するイランの申告の検証がある程度進んだものの、IAEAでは、これらの計画に関するイランの申告の正確さ及び完全さを依然として検証できていない。イランは、P-1設計に関係して1987年と1990年代半ばになされた申し込みについてさらに説明し、これに関する追加的文書をIAEAに提示したものの、IAEAが調達ネットワークを対象に行った調査結果は、イランがこれ以外にもIAEAの検証に役立つ裏付情報を持っていることを示唆するものとなった。またIAEAでは、イランが1985年に遠心分離濃縮法を追及することを決定した経緯及び1987年に遠心分離濃縮技術の購入に至った手順に関する追加的な情報を提供するようにイランに求めてきた。しかしながら、イランは、既にIAEAに提出した以上の情報は存在しないと主張している。

51. イランは、1995年から2002年まで、P-2設計に関するいかなる作業も行っていないと説明しているものの、こうした説明を裏付けるような追加情報又は文書は一切提出されていない。上述の通り、IAEAでは、P-2計画、なかんずくP-2遠心分離器に関係する当初の申し込みの範囲及びこの計画に関連してイランが購入した品目に関する追加情報及び裏付け文書を提供するようにイランに要望してきた。しかしながらイランは、こうした情報が存在しないとの立場を維持している。

52. IAEAでは、引き続き、イランの原子力計画及び原子力活動に関係するあらゆる情報のフォローアップを行っている。核物質をめぐる関連性がはっきりしないため、核兵器に関連する疑いのある活動を検証するIAEAの法的な権限は限られているものの、IAEAでは、核兵器に限らず、従来型の軍事分野と民生分野の両方に適用される設備、材料、及び活動に関する報告をフォローアップするために透明性を確保する必要があるという立場からイランの協力を求めてきた。またイランの側でも、こうした立場に理解を示し、IAEAがコラーフドゥーズ、ラヴィーザーン、及びパールチーンにある国防

関連施設を訪問することを許可した。IAEAは、訪問したコラーブドゥーズ及びパールチーンの建物の内部において不審な活動を目にせず、採取した環境サンプルの分析結果も、これらのサイトに核物質が存在することを示すものではなかった。IAEAでは、現在も手元にある情報の分析を進めており、ラヴィーザーンの施設及びPHRCに関する追加情報を待っている。

53. 2004年11月に、また2005年9月に再度、理事会に報告した通り、IAEAではイランが申告した国内にあるすべての核物質について説明を受けた。IAEAでは、核物質が核兵器又はその他の核爆発物に転用されている痕跡を発見できなかったものの、現時点では、未申告の核物質又は核関連活動がイランに存在しないと断定することはできない。こうした判定を下すためのプロセスは、追加議定書が効力を有する通常の下況下でさえ時間のかかる作業である上に、イランの場合には、過去に原子力計画が申告されなかった前歴があるため、また特に、同国の遠心分離濃縮計画に関する十分な情報が得られていなく、核兵器の部品製造に概ね関連する文書が存在するため、また上述の通り、IAEAに最近通報された核物質との関連性が疑われる兵器研究に関する情報を含め、軍が同国の原子力計画にどのような役割を果たしているかがはっきりしないため、これを判定する作業にさらに多くの時間がかかる。

54. IAEAが三年間にもわたって精力的に検証したにもかかわらず、イランの原子力計画の範囲及び性質をめぐる以上のような疑惑が依然として解消されていないことは遺憾であり、憂慮すべき問題である。こうした疑惑を解消するためには、イランが完全な透明性を達成することが不可欠である。保障措置協定及び追加議定書により正式に課されている法的義務の範囲にとどまらない完全な透明性、すなわちイランの積極的な協力を通じてしか達成できないような透明性が得られない限り、イランの過去の計画の経過を再構成し、イランの申告、特に遠心分離濃縮計画に関する申告の正確さ及び完全さを判定するIAEAの能力は限定され、イランの原子力計画の過去及び現在の方向性に関する疑惑が今後も持ち上がることだろう。こうした透明性を確保するためには、何よりも、原子力計画に関与した人々へのアクセス並びにこうした人々の協力、調達及び軍民両用設備に関連する文書へのアクセス、そしてIAEAが調査の一環として今後訪問する必要性が生ずる可能性のある軍が所有する一部の作業場や研究開発区域に対するアクセスを認める必要がある。

55. IAEAでは、イランの原子力計画に関連する一切の未解決の問題について引き続き調査を進め、事務局長は今後も適宜、その経過を理事会に報告する。

(資料 2)

## IAEAがイランから受け取った2005年8月1日付通告書

IAEA事務局は2005年8月1日にイラン・イスラーム共和国の国連代表部（以下、「イラン」）から2005年8月1日付の通告書を受け取った。通告書に記載された同国の要求に従い、全加盟国の参考のためにその文面を本書に添付する。

イランは通告書により、なかんずく、「イスファハンにあるUCF（ウラン転換施設）におけるウラン転換活動を2005年8月1日から再開することに決定した」ことをIAEAに通告した。またイランは「UCFの活動を再開する前に保障措置に関連する活動をタイムリーに実施する用意をするよう」IAEAに要求した。

IAEAではこの通告書に回答し、2005年8月1日付の書簡により、保障措置をUCFで効果的に実施するためにはウラン転換活動を再開する前に特定の処理ラインの投入段階及び産出段階に監視設備を追加的な設置する必要があるとイランに伝えた。さらにIAEAでは、以上の目的のためにUCFに必要な設備を準備しており、その設備を次の週には設置できる見込みだとイランに伝えた。またIAEAでは、「IAEAの監視に空白を生じないため、監視設備が設置され、IAEAが核物質を検証するまで、IAEAの封印を撤去してはならず、またUCFの核物質を移動してはならないことが肝要である」とイランに通知した。

理事会は、2004年11月29日に採択した決議（GOV/2004/90）により、なかんずく、一切の濃縮関連及び再処理活動の停止措置を継続し、延長するというイランの決定を歓迎し、未解決の問題を処理するためにはIAEAが、自発的で、法的拘束力のない信頼醸成措置である停止措置の全面的かつ持続的な履行を検証することが不可欠であることを強調した。また理事会は、停止措置が継続されているかどうかを引き続き検証し、特に、停止措置が全面的に維持されなかった場合に理事国に通知するよう事務局長に要請した。従って、事務局長は、理事国並びにすべての加盟国にINFCIRCの形で通知する。

通告書350-1-17/928号

イラン・イスラーム共和国の在ウィーン国連代表部はIAEA事務局に下記を通告する。

1980年代初め以来、イランの原子力平和利用計画及び原子力技術を利用する当国固有の権利が、次のような極めて広範囲かつ徹底した拒否、抗議、介入、及び誤報に満ちたキャンペーンの対象となってきた。

- ・ 原子力発電所を建設する有効かつ拘束力のある契約が一方向的に破棄された。
- ・ イランが合法的に購入し、所有する核物質が違法に留置された。
- ・ 複数の国営及び国際的原子力発電会社の株主としてのイランの権利の行使が妨害された。
- ・ イランが第三国と結んだ原子力協定の実施を損ない、妨げ、遅らせるために不当かつ威圧的な介入が恒常的に行われた。

・ イランのあくまでも平和的な原子力計画に対する根拠のない非難が組織的に行われた。

NPTの下でのイランの権利が引き続き大幅に、かつ組織的に侵害されたにもかかわらず、また条約の主要国が条約の第1条、第4条、第6条全般、特にイランとの関係においては第4条2項にもとづいて負っている義務の多くに一貫して違反し続けているにもかかわらず、イランの側では、条約にもとづいた当国のすべての義務を勤勉に遵守し続けた。これと同時に、また単に自国の権利にこれ以上の違法かつ不当な制限が加えられるのを防ぐために、イランは合法的な活動を独自に展開せざるを得なかった。このことは、本来的にはIAEAとの保障措置協定にもとづいて開示する義務を負っていない計画の詳細についてイランが開示することを避ける結果につながった。

イランは2003年10月、原子力その他の先進技術をめぐる全面的な透明性、協力、及びアクセスのための新しい関係を構築するという明白な期待のもとにフランス、ドイツ、及び英国と合意を交わした。イランは透明性及び自発的な信頼醸成に関係するいくつかの重要な措置に同意し、これを直ちに、かつ全面的に実施した。

- ・ 当国は追加議定書に署名し、その全面的な履行を直ちに開始した。
- ・ 当国はIAEAによる最も広範囲かつ干渉的な査察に門戸を開いた。
- ・ 当国では、自国の原子力の平和利用活動について詳細に説明した。こうした活動のすべてがNPTにもとづいた当国の権利義務に全面的に準拠して実施されている。
- ・ 当国は信頼醸成措置として、当国が正当な権利を有するウラン濃縮活動の自発的停止措置を開始、過去20カ月にわたって維持してきた。
- ・ さらに当国は、それぞれブリュッセル及びパリで交わしたユーロ3・EUとの合意内容を受けて2004年2月及び11月に自発的停止措置をさらに拡大し、「濃縮」に関するIAEAの当初の定義、さらには「濃縮関連」活動に関する定義にさえ含まれない活動を停止措置に加えた。

イランは自国の原子力の平和利用計画について提起された問題及び疑問に答えるために過去2年間にわたってIAEAと緊密に協力した。その結果、すべての重要な問題、特にHEUの出所に関する

る問題が既に解決されている。事実、その多くは憶測に過ぎない極めて少数の疑問点を除き、ほとんどの問題点が既に解決されている。

IAEAはイランを徹底的かつ繰り返し査察した。いずれの結果も、どれほど査察を行おうと、原子力技術を軍事活動に転用していることを示すいかなる痕跡も見いだすことはできないだろうとするイランのこれまでの声明を裏付ける形となった。事務局長は2003年11月の報告書のパラグラフ52で「現在に至るまで、上述の未申告の核物質又は原子力活動が核兵器開発計画に関係していたことを示す証拠は存在しない」ことを確認した。さらに1年間、また1000人日を超える極めて厳格な査察を行った後、事務局長は2004年11月の報告書のパラグラフ112において「イランに存在する申告されたすべての核物質について説明がなされ、従ってこうした物質が禁止されている活動に転用されていない」ことを確認した。

イランがこうした努力と引き換えに何かを得たとしてもそれはきわめてわずかであり、むしろ自発的な信頼醸成措置を繰り返し拡大したにもかかわらず、約束違反や要求の拡大という形でしか報われなかったことは遺憾である。ユーロ3では、原子力技術及び地域安全保障及び不拡散を目的とする協力に関する2003年10月の約束に着手することさえなかった。イランが停止措置を拡大し、これに組み立て及び部品製造を含めると引き換えに、「2004年6月の理事会においてイランの努力が認知され、事務局長が必要だと判断した場合、またそう判断したときに、保障措置協定及び追加議定書の実施に係る通常の手続に従い、それ以後、事務局長の報告内容にもとづいて理事会が行動するように積極的に働きかける」としたユーロ3の2004年2月の約束は、イランが2004年11月に自発的停止措置のいっそうの拡大に同意し、これに、どのように定義しても「濃縮関連活動」の範囲外にあるとIAEA事務局が当初明言していたウラン転換施設を含めるまで履行されなかった。ユーロ3・EUは、それでもなお、2004年11月に結ばれたパリ合意の「差別されることなくNPTにもとづいたイランの義務に従って行使される同条約にもとづいたイランの権利」を認めるに至っていない。

パリ合意後の3カ月を超える交渉の後、実のない交渉を単に続け、これによって適法な濃縮活動を再開するイランの固有の権利の行使を妨げることがユーロ3・EUの希望であり、ユーロ3・EUには、経済、技術、及び原子力に関連する協力を明確に保証し、安全保障問題について確約するどころか、イランの原子力計画の平和利用的な性格に関する客観的な保証さえ、提案する意図も能力もないことが判明した。

イランは、西側諸国の支援及び信頼のもとに正当な原子力計画を進め、そのために交渉を成功させる意欲があることをさらに証明するために、イランの原子力計画が今後も平和利用目的のみに使われる客観的な保証としてイランの濃縮計画を対象とする技術的及び法的仕組み及び監視方法を開発するようIAEAに要請することをユーロ3・EUに提案した。ユーロ3・EUの中の1カ国がこの提案を受け入れたものの、ユーロ3の間でコンセンサスが欠けていたため、このことが難局を打開する正式かつ公平な枠組みとしてIAEAに頼る妨げになった。

イランは2005年3月23日、欧米の様々な独立した科学者及び有識者の提案していた客観的な保証に沿った包括的な解決策をついに提案した。このパッケージには次の内容が含まれていた。

1.双方の懸念に対する最適な保証となるような、イランとユーロ3・EUとの堅固かつ相互に有益な関係の構築。

2.客観的な技術的保証を通じて核兵器の拡散に対する懸念を完全に排除するためにイランの濃縮計画を制限すること。

a. プルトニウムの再処理及び生産に関係するあらゆる不安を取り除くためのオープンな燃料サイクル。

b. 濃縮の上限をLEU水準に設定すること。

c. 濃縮計画の規模をイランの原子力発電所による不測の必要性に対応できる最低限度に制限すること。

d. ウランがそれ以上濃縮される技術的可能性さえ残さないために、濃縮されたウランの全量を直ちに燃料棒に転換すること。

e. 濃縮計画の最も取り扱いが容易な側面から着手し、計画に対する信頼が高まるにつれて徐々に濃縮を進めるような漸進的かつ段階的なアプローチを採用すること。

### 3. 法的措置及び規制措置

a. 追加議定書

b. 拘束力のある国内法により、核兵器の開発、貯蔵及び使用を永久に禁止すること。

c. イランの輸出管理規則を強化すること。

### 4. 監視の強化

a. 追加議定書の継続的な履行

b. 前例のない強固な保証として、転換施設及び濃縮施設にIAEAの査察官を継続的に常駐させること。

この提案は、あらゆる関係者の懸念を合理的に和らげる枠組みとなる可能性があったにもかかわらず、外部の圧力により、ユーロ3・EUがこの提案についてタイムリーかつ真剣に検討するのが妨げられた。さらにイランは、信頼醸成措置及び監視措置を追加する形で、まだ一度も問題点が指摘されたことがなく、核兵器の拡散のおそれが事実上全くないUCFの作業を限定的に再開するという、交渉してきたこの提案の第一段階の開始を提案することで、これまでのプロセスを生かそうとしたものの、ユーロ3・EUは、イランのこうした努力さえ最後通牒であると誤解した。

最後通牒であるとの誤解を解き、合意にもとづいた解決に至るためのあらゆる機会を生かすため、パリ合意を実施するための包括的なパッケージを（合意から既に9カ月近くが経過した）2005年7月末又は8月初めまでに提示するというジュネーブにおけるユーロ3・EU閣僚の約束と引き換えに、イランは全面停止措置をさらに2カ月間延長することに同意した。

イランは、ジュネーブにおいて、ユーロ3・EUがいかなる提案を行うにしても、これにイランの濃縮計画を漸進的に再開するための客観的な保証に関するユーロ3・EUの考え方を盛り込まなくてはならず、この客観的な保証を休止又は長期の停止に置き換えようとするいかなる試みも、パリ合意の文言及び精神に反し、従ってイランとしては受け入れられないとする考えを明確にした。

この交渉を失敗に終わらせまいとする意欲から、イランはパッケージを完成させつつあるユーロ3・EU閣僚に対するメッセージの中で、最高度に柔軟な解決策を申し出た。

- ・ ウランガスの輸入及び製品の輸出に関する取り決めについてユーロ3・EU諸国や他の可能性のある協力国と交渉している間に（これらの取り決めに関する交渉は既に始まっており、事前合意が成立していた）、包括的な監視体制の下で、イスファハン工場（UCF）の作業を低容量で開始すること。

- ・ ナタンズの初期の限定された運用に関する双方が受け入れ可能な取り決めに関する交渉を継続するか、ナタンズのこうした初期の限定された運用の数量、監視メカニズム、その他の条件に関する最適な取り決めの開発をIAEAに委ねること。

- ・ ナタンズの運用をあくまでも軽水炉の燃料需要に必要とされる限度に抑えることを引き続き前提として、ナタンズの全面運用について交渉すること。

イランが誠実にあらゆる努力を払い、最大限の柔軟性を示したにもかかわらず、今日に至るまでいかなる提案も示されず、あらゆる公開情報及び外交情報、特にユーロ3閣僚の2005年7月29日付書簡は、これに続く提案の内容がイランにとって全く受け入れがたいものであることを示していた。我々が得た情報によれば、提案の内容は、原子力技術を平和的に開発するイランの権利について認めていないだけでなく、経済協力、技術協力、そして原子力技術協力に関する明確な保証や、安全保障問題に関する約束を明記するどころか、イランの経済開発及び技術開発に加えられている違法かつ不当な制限を是正するにもほど遠いものだった。イランは、いかなるインセンティブを提示されても、原子力技術の平和利用のあらゆる側面にイランが有する固有の権利を譲れないことを完全に明確にしており、そうしたインセンティブの申し出それ自体が本質的にイランの膨大な能力、潜在力、及びニーズとまったく釣り合わず、またイランを不当に卑しめるものであった。

ユーロ3・EUが、テヘラン合意又はパリ合意にもとづいた約束を履行するために一切努力せず、ひたすら交渉を長引かせる方針をとっているために、パリ合意にもとづいた、あるべき交渉が進展していないことは今や自明である。この引き延ばし戦術の繰り返しの唯一の狙いは、運転の中止が既成事実となる程度の期間、活動を停止させることにある。こうした行為は、パリ合意の文言及び精神に反しており、誠実な交渉の原則にも一致しない。

このような長期にわたる交渉を行い、信頼を回復し、柔軟性を示すためにイランがこれほどまでに努力した以上、これまで非難すべき問題点が一切なく、また核兵器が拡散する恐れが事実上全くないイスファハンのUCFの限定的な再開によりイランの提案の第一段階を実施することをこれ以上遅らせるいかなる理由も存在しない。さらに提案した取り決めに追加すれば、いかなる者にもこれに反対する理由はないはずである。

NPTのすべての当事国には、差別されることなく、平和目的で原子力エネルギーを生産する固有の権利があることを強調しなくてはならない。この権利が「固有である」以上、いかなる口実でもこの権利を弱め、もしくは縮小することは許されない。そうしようとするいかなる試みも、この条約の柱、従って条約自体を損なうことになる。

イランは、他の非核保有国と同様に、自国の「固有の」権利を行使するためにいかなる交渉も行う義務がなく、またこれに関するいかなる協定も結ぶ義務も負わず、またこうした権利の行使を停止するようイランに義務づけることもできない。ウランの濃縮活動の停止措置、又はこうした停止装置から派生するいかなる行為も、自発的かつ一時的な信頼醸成措置であり、その目的はあくまでも協力を推進し、イランによる技術へのアクセスに対する西側諸国の拒否の合唱を終わらせることにあった。停止措置それ自体が目的ではなく、またこうした措置を完全に合法的な活動の恒久的な放棄であると解釈し、もしくはこれに転化させ、これによって技術へのアクセスに対する拒否のパターンを緩和するどころか恒久化させることは許されない。

停止措置は20カ月近くも続いており、その経済的及び社会的悪影響により、何千もの家族が被害を受けている。ユーロ3・EUは、先進技術及び原子力技術に対するイランのアクセスに対する多面的な制限のいずれも解除しなかった。ユーロ3・EUは論理をねじ曲げ、停止措置を長引かせようと試み、これによってこうした制限を解除するという2003年10月及び2004年11月の約束を履行するどころか、むしろ制限を実質的に拡大するよう努めた。

IAEA理事会が強調したように、停止措置は、「法的拘束力のない、自発的な信頼醸成措置」である。停止措置が「法的拘束力のある義務ではないこと」を理事会自身が既にはっきりと認めている以上、理事会のいかなる言葉も、この自発的な措置を何らかの強制措置の重要な要素に転化させることはできない。実際のところ、理事会には、イランに対してこうした要求を行い、強制し、もしくはその結果として悪影響を押し付けるいかなる事実上また法律上の根拠も、法律にもとづいた権限もない。

以上の事実を照らして、イランは、2005年8月1日からイスファハンにあるUCFのウラン転換活動を再開することに決定した。

ここにイランは「UCFの活動を再開する前に保障措置に関連する活動をタイムリーに実施する用意をするよう」IAEAに要求する。

イラン・イスラーム共和国では、これまでに交渉してきた濃縮活動の再開について合意を得るための努力を惜しまない。従って当国には、ユーロ3・EUとの交渉を誠実、迅速かつ結果志向の態度で継続する用意がある。その一方、イランは、あらゆる濃縮関連活動の自発的停止措置を引き続き維持する。UCFについては、IAEAでも当初、停止措置の対象に含めること考えていなかった点に留意すべきである。

イランは核兵器の不拡散及び廃絶を決意しており、核兵器及びこれを生産、取得する能力が自国の安全保障を損なうと考えている。イランはNPTにもとづいた義務を引き続き遵守し、大量破壊兵器から自由な地域を中東に確立するために引き続き積極的に取り組んでいく。

イラン・イスラーム共和国の在ウィーン国連代表部は、この通告書をINFCIRC文書として正式に回付することを事務局に要請し、イランがIAEAを最重要視していることをこの機会にIAEA事務局に改めて保証する。

